

UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）

- 円コース（毎月分配型）／（年2回決算型）
 - ブラジルリアルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）
 - トルコリラコース（毎月分配型）／（年2回決算型）
 - ユーロコース（毎月分配型）／（年2回決算型）
 - 豪ドルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）
 - 南アフリカランドコース（毎月分配型）／（年2回決算型）
 - 米ドルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）
 - メキシコペソコース（毎月分配型）／（年2回決算型）
- [追加型投信／内外／債券]

◆この目論見書により行なう「UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年1月19日に関東財務局長に提出しており、2024年1月20日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日 : 2024年1月19日
発行者名 : UBSアセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 三木 桂一
本店の所在の場所 : 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One
タワー
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	117
第3【ファンドの経理状況】	122
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	259
第三部【委託会社等の情報】	260
約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 円コース(毎月分配型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 円コース(年2回決算型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 豪ドルコース(毎月分配型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 豪ドルコース(年2回決算型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) ブラジルリアルコース(毎月分配型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) ブラジルリアルコース(年2回決算型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 南アフリカランドコース(毎月分配型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 南アフリカランドコース(年2回決算型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) トルコリラコース(毎月分配型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) トルコリラコース(年2回決算型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 米ドルコース(毎月分配型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 米ドルコース(年2回決算型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) ユーロコース(毎月分配型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) ユーロコース(年2回決算型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) メキシコペソコース(毎月分配型)
- UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) メキシコペソコース(年2回決算型)

- ・以下、上記を総称して「UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)」、「UBS公共インフラ債券」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。
- ・また、「円コース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」、「南アフリカランドコース」、「トルコリラコース」、「米ドルコース」、「ユーロコース」、「メキシコペソコース」を総称して「各コース」または「各通貨コース」という場合、「毎月分配型」の各ファンドを総称して「毎月分配型」、「年2回決算型」の各ファンドを総称して「年2回決算型」という場合があります。
- ・各々については、正式名称ではなく、以下の略称を使用することがあります。

	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 円コース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 円コース(年2回決算型)
略称	円コース(毎月分配型)	円コース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信 円コース 毎月 円コース	UBS世界公共インフラ債券投信 円コース 年2回 円コース
	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 豪ドルコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 豪ドルコース(年2回決算型)
略称	豪ドルコース(毎月分配型)	豪ドルコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信 豪ドルコース 毎月 豪ドルコース	UBS世界公共インフラ債券投信 豪ドルコース 年2回 豪ドルコース
	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) ブラジルリアルコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) ブラジルリアルコース(年2回決算型)
略称	ブラジルリアルコース(毎月分配型)	ブラジルリアルコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信 ブラジルリアルコース 毎月 ブラジルリアルコース	UBS世界公共インフラ債券投信 ブラジルリアルコース 年2回 ブラジルリアルコース
	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 南アフリカランドコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 南アフリカランドコース(年2回決算型)
略称	南アフリカランドコース(毎月分配型)	南アフリカランドコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信 南アフリカランド 毎月 南アフリカランドコース	UBS世界公共インフラ債券投信 南アフリカランド 年2回 南アフリカランドコース

	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) トルコリラコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) トルコリラコース(年2回決算型)
略称	トルコリラコース(毎月分配型)	トルコリラコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信 トルコリラコース 毎月 トルコリラコース	UBS世界公共インフラ債券投信 トルコリラコース 年2回 トルコリラコース
	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 米ドルコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) 米ドルコース(年2回決算型)
略称	米ドルコース(毎月分配型)	米ドルコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信 米ドルコース 毎月 米ドルコース	UBS世界公共インフラ債券投信 米ドルコース 年2回 米ドルコース
	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) ユーロコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) ユーロコース(年2回決算型)
略称	ユーロコース(毎月分配型)	ユーロコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信 ユーロコース 毎月 ユーロコース	UBS世界公共インフラ債券投信 ユーロコース 年2回 ユーロコース
	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) メキシコペソコース(毎月分配型)	UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型) メキシコペソコース(年2回決算型)
略称	メキシコペソコース(毎月分配型)	メキシコペソコース(年2回決算型)
	UBS世界公共インフラ債券投信 メキシコペソコース 毎月 メキシコペソコース	UBS世界公共インフラ債券投信 メキシコペソコース 年2回 メキシコペソコース

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンド毎に、1兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

申込手数料(スイッチングの際の申込手数料を含みます。)につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3.0%)が上限となっております。

(6) 【申込単位】

1万円以上1円単位または1万口以上1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年1月20日から2024年7月19日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBS アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

<各ファンド>

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

<円コース（毎月分配型）>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
内外		不動産投信
		その他資産 ()
追加型投信		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)		
	年2回	日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米				
	年6回 (隔月)	欧州				
	年12回 (毎月)	アジア				
	日々	オセアニア				
不動産投信	日々	中南米			ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	その他 ()	アフリカ				
		中近東 (中東)				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 社債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<円コース（年2回決算型）>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル (含む日本)		
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 社債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

- <豪ドルコース（毎月分配型）>
- <ブラジルリアルコース（毎月分配型）>
- <南アフリカランドコース（毎月分配型）>
- <トルコリラコース（毎月分配型）>
- <米ドルコース（毎月分配型）>
- <ユーロコース（毎月分配型）>
- <メキシコペソコース（毎月分配型）>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
	海外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり ()
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産組合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 社債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

- <豪ドルコース（年2回決算型）>
- <ブラジルリアルコース（年2回決算型）>
- <南アフリカランドコース（年2回決算型）>
- <トルコリラコース（年2回決算型）>
- <米ドルコース（年2回決算型）>
- <ユーロコース（年2回決算型）>
- <メキシコペソコース（年2回決算型）>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
公債 社債	年6回 (隔月)	欧州		
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産組合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 社債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われずファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来からの信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)の各ファンド は、外国投資信託への投資を通じて、実質的に日本を含む世界の「公共インフラ」企業の発行する債券を投資対象とします。

「公共インフラ」企業とは？

私たちの生活に不可欠なサービスを提供する企業です。

公 益	通 信	生活必需品	エネルギー	運 輸
電力、水道など	携帯電話など	食品、薬品など	石油など	空港管理、鉄道、海運など
— 電力・ガス・水道事業などを提供する公益企業や、インフラ運営を担う通信、運輸、石油などのエネルギー企業、食品・製薬などの生活必需品関連企業 —				

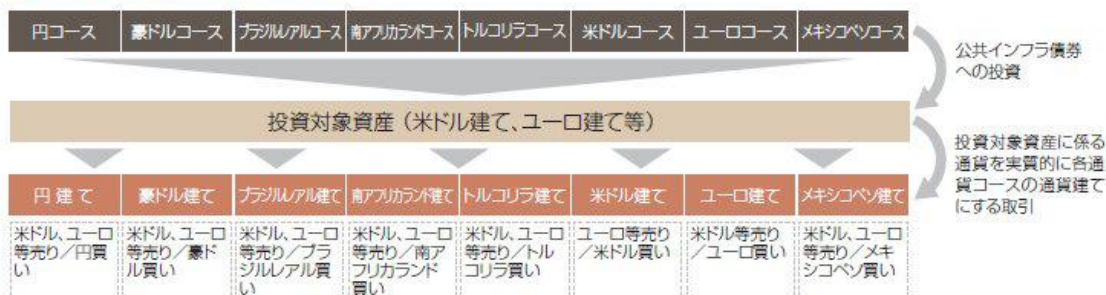
- 主として信用力の高い、世界の公共インフラ企業が発行する債券に実質的に投資します。
- 外国投資信託への投資を通じて実質的に組入れを行う債券は、原則として、購入時において主要格付機関よりBBB-/Baa3以上の長期格付が付与された銘柄とします。ただし、BB格相当以下の銘柄の購入は行いませんが、購入後の格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

2 8つの通貨コースで構成されています。

- 通貨コースには、「円コース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」、「南アフリカランドコース」、「トルコリラコース」、「米ドルコース」、「ユーロコース」、「メキシコペソコース」の8つのコースがあります。
- 各通貨コースは、実質的な投資対象である世界の公共インフラ債券(以下「投資対象資産」という場合があります。))について、円コースでは実質的に円建てとなるように為替取引(円コースでの為替取引を以下「為替ヘッジ」という場合があります。))を行い、対円での為替変動リスクの低減を図りますが、円コース以外の通貨コースでは実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、それぞれの通貨と円との間の為替変動の影響を受けます。

※為替取引とは、投資対象資産に係る通貨を売り予約し、各通貨コースの通貨を買い予約する取引をいいます。

8つの通貨コースの特徴



※上記はイメージであり、実際にはファンド・オブ・ファンズ方式により投資を行います。なお、「通貨選択型」の仕組みについての詳細は、後記「通貨選択型ファンドの収益のイメージ」をご覧ください。

■各通貨コースには、「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。

UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)

毎月分配型

円コース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース	トルコリラコース	米ドルコース	ユーロコース	メキシコペソコース
------	--------	------------	-------------	----------	--------	--------	-----------

「毎月分配型」の各ファンド間でスイッチングができます。

年2回決算型

円コース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース	トルコリラコース	米ドルコース	ユーロコース	メキシコペソコース
------	--------	------------	-------------	----------	--------	--------	-----------

「年2回決算型」の各ファンド間でスイッチングができます。

■「毎月分配型」と「年2回決算型」の間でのスイッチングはできません。なお、スイッチングの際には費用・税金がかかりますのでご注意ください。

※スイッチングとは、「UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)」を構成する各ファンドの受益者が、保有する当該ファンドの換金代金をもって、その支払いを行った販売会社で、他の「毎月分配型」同士、または「年2回決算型」同士のファンドの購入の申込を行うことをいいます。

3 「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。

■「毎月分配型」は毎月25日(休業日の場合は翌営業日)、「年2回決算型」は毎年4月25日および10月25日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。(いずれも、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。)

■「毎月分配型」と「年2回決算型」の間でのスイッチングはできませんのでご注意ください。

〈毎月分配型〉

毎月の決算時(原則として毎月25日、当該日が休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。分配金額は、分配原資の範囲内で、分配原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定します。また、毎年4月および10月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

*ファンドによっては、信託約款上「継続分配を目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものであることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配および継続分配とならない場合があることにご注意ください。

[分配イメージ]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

〈年2回決算型〉

年2回の決算時(原則として毎年4月25日および10月25日、当該日が休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が市況動向等を勘案して決定します。

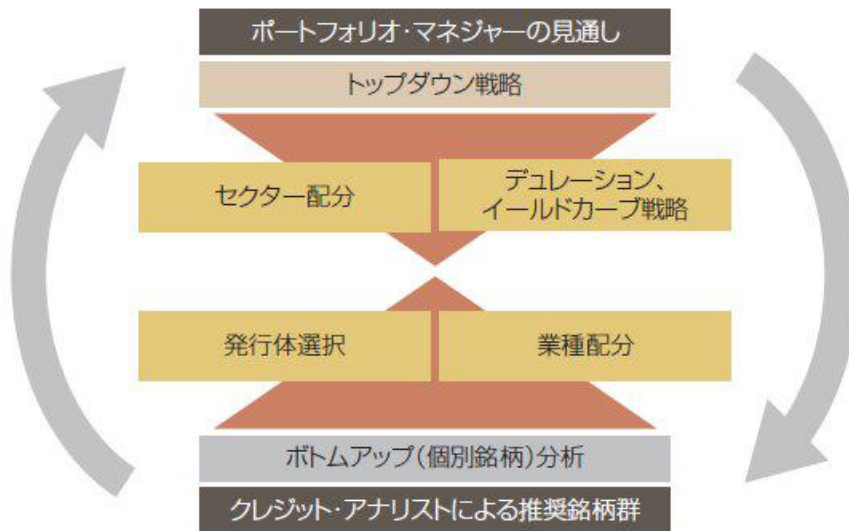
[分配イメージ]



※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

◎運用プロセス



2023年10月末現在

※当ファンドの主要投資対象である外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用します。上記の「運用プロセス」は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドにおける外国投資信託の運用について記載しています。

収益分配金に関する留意事項

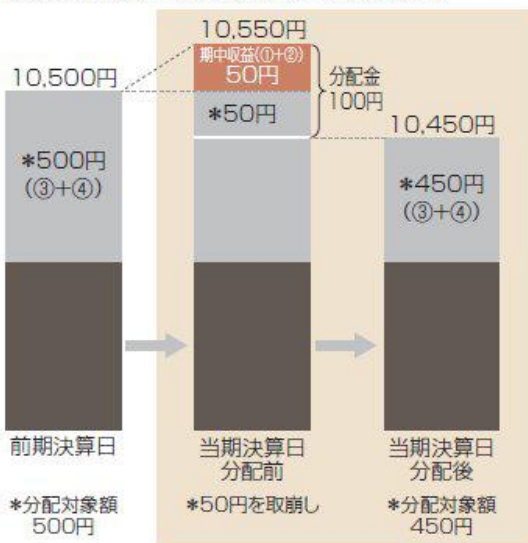
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



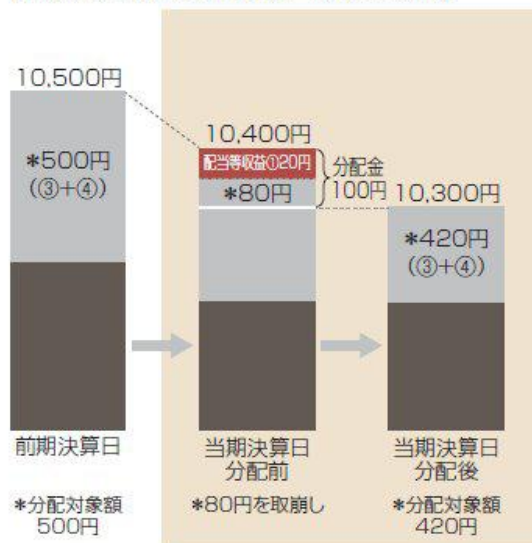
◎分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】



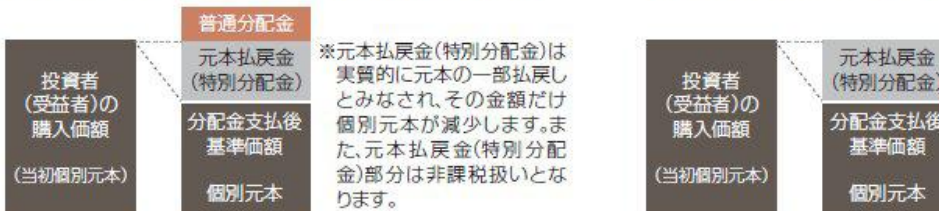
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

◎ ファンドの仕組み

〈各ファンド〉

■ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

■投資対象の外国投資信託の組入れについては高位を維持することを基本とし、通常の運用状況においてはその投資割合を原則として90%以上とします。

[ファンド・オブ・ファンズ方式について]

各ファンドは外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(*2)」および国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



(注)上記の図表中の(*1)、(*2)は上記の表より当てはめてご覧ください。

*1 円コース 豪ドルコース ブラジリアルコース 南アフリカランドコース トルコリラコース 米ドルコース ユーロコース メキシコペソコース

*2 JPY Class AUD Class BRL Class ZAR Class TRY Class USD Class EUR Class MXN Class

※「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託(ファンド)に投資し、運用を行う投資信託(ファンド)です。

※UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)は、ファミリーファンド方式を採用しておりますので、投資にあたっては主としてUBS短期円金利プラス・マザーファンドを通じて行います。

◎ 主な投資制限

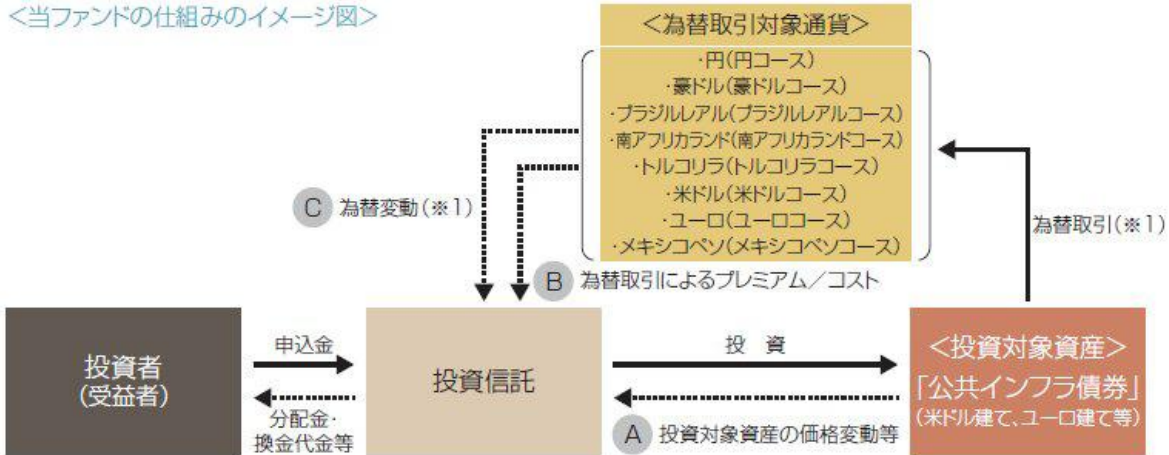
〈各ファンド〉

・投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
・株式への投資	直接投資は行いません。
・外貨建資産への投資	直接投資は行いません。
・デリバティブの利用	直接利用は行いません。
・同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。 ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
・一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

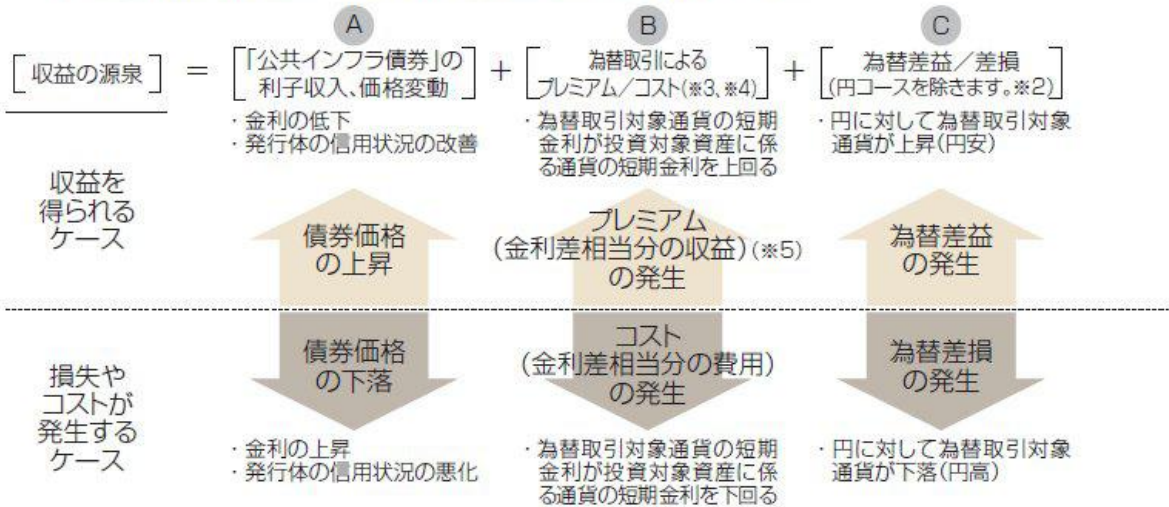
◎「UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)」は、世界の公共インフラ債券(以下「投資対象資産」という場合があります。)^{※1}への投資に加えて、投資対象資産について、実質的に円建てとなるように為替取引(円コースでの為替取引を以下「為替ヘッジ」という場合があります。)^{※1}を行い、対円での為替変動リスクの低減を図る円コースまたは、実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行う円コース以外の通貨コースの中から、投資者のニーズに合った通貨のコースを選択できるよう設計されています。

＜当ファンドの仕組みのイメージ図＞



※1 円コースでは、米ドル建て、ユーロ建て等の投資対象資産について、実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行います。完全に為替変動リスクを排除できるものではありません。円コース以外の各通貨コースでは、米ドル建て、ユーロ建て等の投資対象資産について、実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、当該各通貨コースの通貨と円との間で為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

◎当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応したリスクが内在していることに留意が必要です。



※2 円コースは、投資対象資産について、実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行いますので、◎は収益の源泉にはなりません。ただし、完全に為替変動リスクを排除できるものではありません。

※3 為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、NDF(ノン・デリバティブ・フォワード)を利用する場合があります。NDFを用いて為替取引を行う場合、為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)は、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※4 為替取引対象通貨と投資対象資産に係る通貨が同一な部分は、◎は収益の源泉にはなりません。

※5 後記「投資リスク 為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)」に係るリスクおよび留意点をご覧ください。

※上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、7,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2009年7月24日

- ・「円コース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」、「南アフリカランドコース」、「トルコリラコース」、「マネープール」の信託契約締結、運用開始

2014年7月23日

- ・「米ドルコース」、「ユーロコース」、「メキシコペソコース」の信託契約締結、運用開始

2015年1月23日

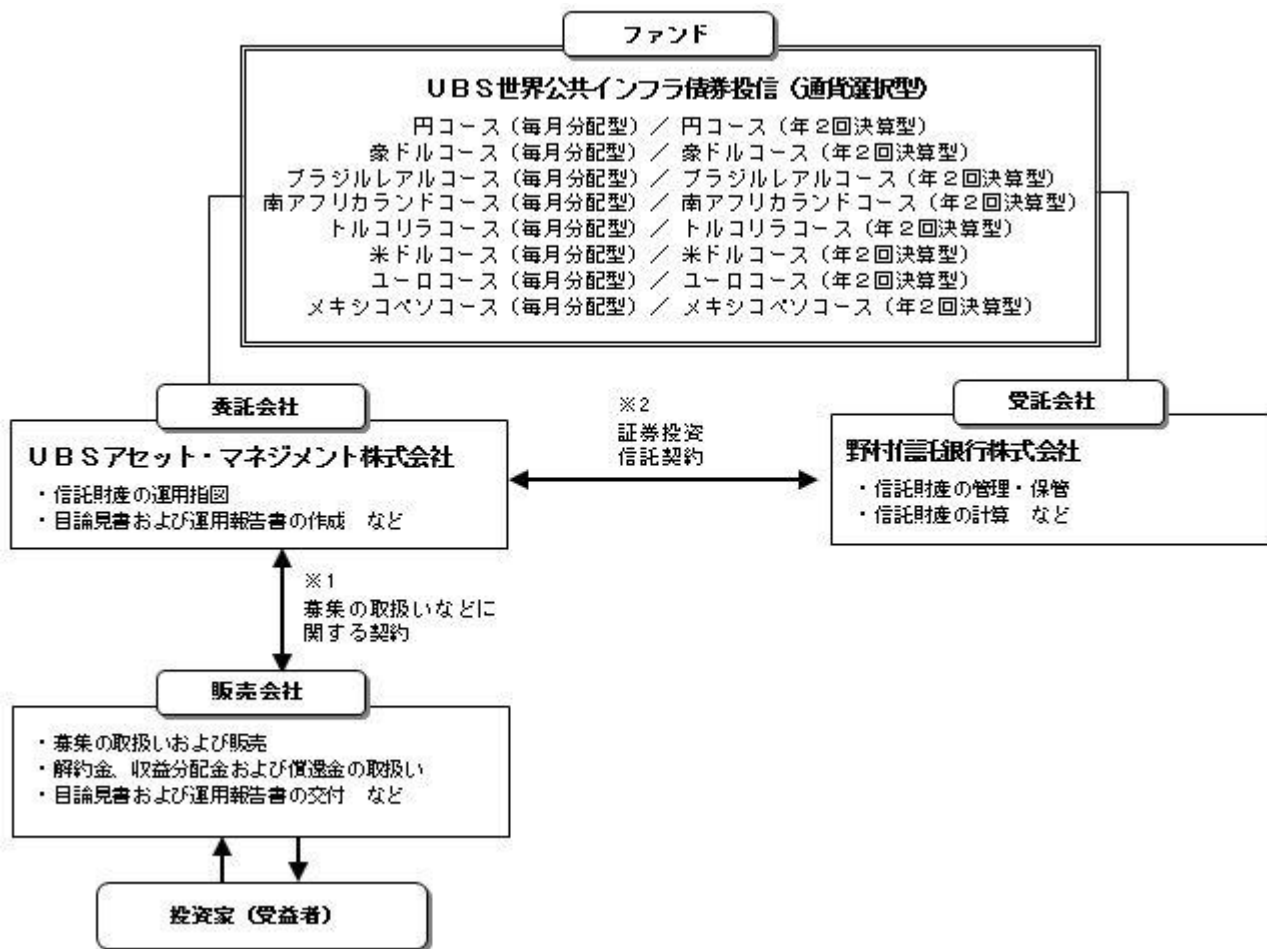
- ・各コースの信託期間を10年間延長（「マネープール」を除く）

2018年10月25日

- ・マネープールの信託終了

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

《ファンド・オブ・ファンズの仕組み》

■ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

■投資対象の外国投資信託の組入れについては高位を維持することを基本とし、通常の運用状況においてはその投資割合を原則として90%以上とします。

[ファンド・オブ・ファンズ方式について]

各ファンドは外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(*2)」および国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



(注)上記の図表中の(*1)、(*2)は上記の表より当てはめてご覧ください。

*1 円コース 豪ドルコース ブラジルリアルコース 南アフリカランドコース トルコリラコース 米ドルコース ユーロコース メキシコペソコース

*2 JPY Class AUD Class BRL Class ZAR Class TRY Class USD Class EUR Class MXN Class

※「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託(ファンド)に投資し、運用を行う投資信託(ファンド)です。

※UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)は、ファミリーファンド方式を採用しておりますので、投資にあたっては主としてUBS短期円金利プラス・マザーファンドを通じて行います。

② 委託会社の概況（2023年10月末現在）

1) 資本金

2,200百万円

2) 沿革

- 1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
 1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
 2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・ エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
- ※ 指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(2) 【投資対象】

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（注）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

1) 特定資産

イ) 有価証券

ロ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ハ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（注）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1) 短期社債等

2) コマーシャル・ペーパー

3) 外国または外国のものものの発行する証券または証書で、1)～2)の証券または証書の性質を有するもの

4) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

資金の借入を行うことができます。

上記（注）については、下の表より該当項目をそれぞれあてはめてご覧ください。

円コース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース	トルコリラコース	米ドルコース	ユーロコース	メキシコペソコース
JPY Class	AUD Class	BRL Class	ZAR Class	TRY Class	USD Class	EUR Class	MXN Class

◆投資対象とする投資信託証券の概要

投資信託証券の名称	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (JPY Class) / (AUD Class) / (BRL Class) / (ZAR Class) / (TRY Class) / (USD Class) / (EUR Class) / (MXN Class)
運用の基本方針	原則として、信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を中心に投資を行い、証券投資運用においては、当該企業セクターに対応するブルームバーグ・グローバル総合社債インデックス* (円ヘッジ、円ベース) をベンチマークとします。JPY Class では、投資対象資産が実質的に円建てとなるよう、対円で為替取引を行い、対円で為替変動リスクの低減を図ります。また、AUD Class、BRL Class、ZAR Class、TRY Class、USD Class、EUR Class、MXN Class では、投資対象資産が実質的に各通貨クラスの通貨建てとなるよう、為替取引を行うことにより、各通貨クラスの通貨と投資対象資産に係る通貨との間の短期金利の差*と為替変動を収益機会とすることを目指します。 ※各通貨クラスの通貨と投資対象資産に係る通貨が同一な部分は、収益機会とはなりません。
主な投資対象	原則として、信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主要な投資対象とします。ただし、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
管理報酬等	①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③受託報酬および管理事務代行報酬等：(年率表示) 受託報酬：0.03% 管理事務代行報酬：0.11% 保管報酬：0.02% 投資顧問報酬：0.54% ④その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用およびサブカストディ・フィーは、ファンドより支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
運用会社	UBSアセット・マネジメント (UK) リミテッド

*ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックスは、ブルームバーグが公表する世界の社債券市場の推移を表わす指数です。

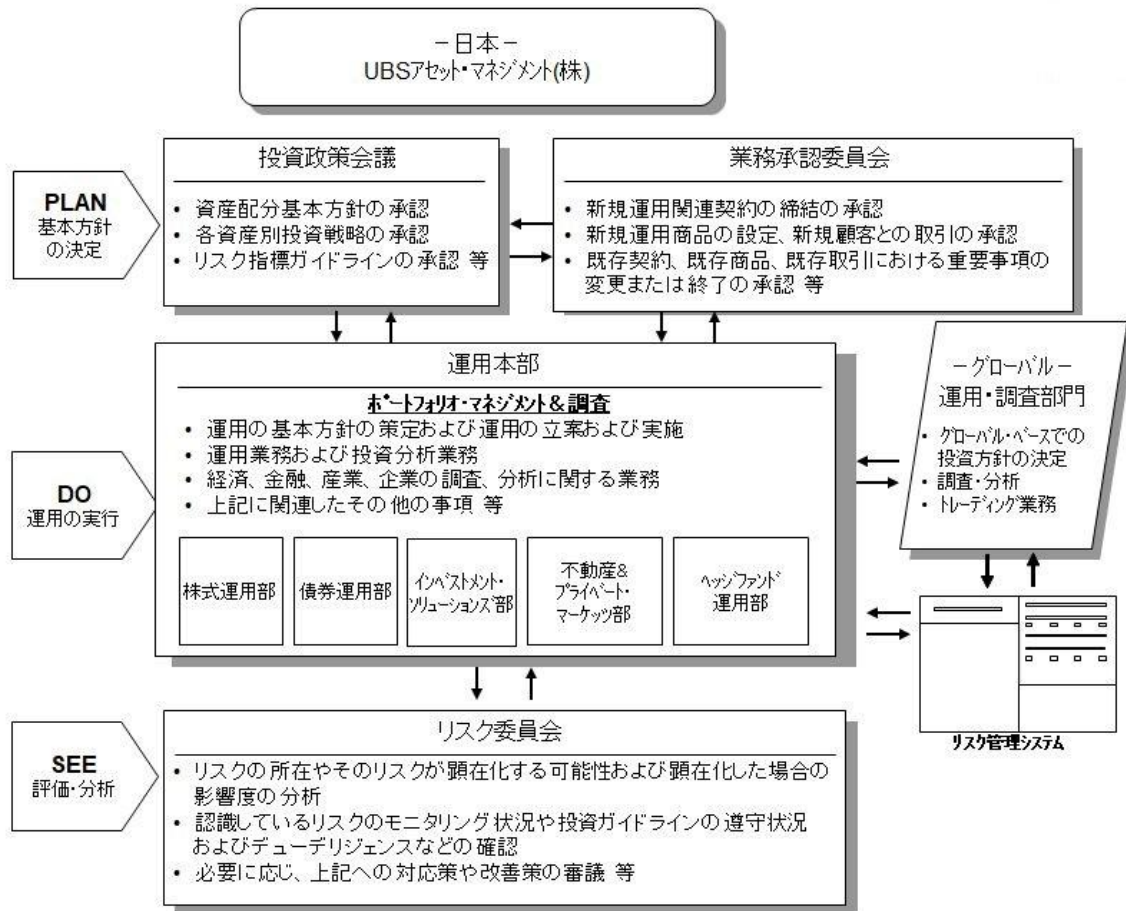
投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
信託報酬等	①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③信託報酬：年率0.044%(税抜年率0.04%)
運用会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

(ご参考)

投資信託証券の名称	UBS 短期円金利プラス・マザーファンド
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国のコマーシャル・ペーパー、政府短期証券、コール市場等の短期金融商品および内外の円建ての公社債に投資を行うことにより、代表的銀行の3ヵ月大口預金金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
信託報酬等	①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③信託報酬：なし
運用会社	UBS アセット・マネジメント株式会社

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



<運用体制に関する社内規則等およびファンドに關係する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策会議：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、チーフ デジタル&インフォメーション オフィス部長の13名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2023年10月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

<毎月分配型>

毎決算時（毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記1)の範囲内で、委託会社が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
- 3) また、毎年4月および10月の決算時には、上記2)の収益分配金額のほか、上記1)の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記2)の分配時を含め、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 4) 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<年2回決算型>

毎決算時（毎年4月25日および10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、上記1)の範囲内で、委託会社が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- 3) 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （2）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 資金の借入
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
 - ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令による投資制限

- 1) 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。
- 2) デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。
- 3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

<各ファンド>

投資信託証券への投資を通じて、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券に投資を行いますので、組入債券の価格の下落や組入債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、円コース以外の各ファンドでは、外貨建資産について実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、当該各通貨コースの通貨と円との間の為替変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

各ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

① 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債への投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されません。

1) 金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

2) 信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

② カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

③ 為替変動リスク

<円コース（毎月分配型）／円コース（年2回決算型）>

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを排除することはできませんので、基準価額は円と投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

<豪ドルコース（毎月分配型）／豪ドルコース（年2回決算型）>

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に豪ドル建てとなるよう豪ドルでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値は豪ドルの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。豪ドルの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

<ブラジルリアルコース（毎月分配型）／ブラジルリアルコース（年2回決算型）>

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的にブラジルリアル建てとなるようブラジルリアルでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値はブラジルリアルの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。ブラジルリアルの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

<南アフリカランドコース（毎月分配型）／南アフリカランドコース（年2回決算型）>

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に南アフリカランド建てとなるように南アフリカランドでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値は南アフリカランドの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。南アフリカランドの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

<トルコリラコース（毎月分配型）／トルコリラコース（年2回決算型）>

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的にトルコリラ建てとなるようにトルコリラでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値はトルコリラの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。トルコリラの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

<米ドルコース（毎月分配型）／米ドルコース（年2回決算型）>

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に米ドル建てとなるように米ドルでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値は米ドルの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。米ドルの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

<ユーロコース（毎月分配型）／ユーロコース（年2回決算型）>

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的にユーロ建てとなるようにユーロでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値はユーロの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。ユーロの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

<メキシコペソコース（毎月分配型）／メキシコペソコース（年2回決算型）>

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的にメキシコペソ建てとなるようにメキシコペソでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値はメキシコペソの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。メキシコペソの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

④ 為替取引プレミアム（金利差相当分の収益）に係るリスクおよび留意点

円コースを除く各通貨コースでは、投資対象資産に係る通貨と各通貨コースの通貨（為替取引対象通貨）との間の短期金利の差（為替取引プレミアム）を収益機会とする一方、選択された通貨コースの通貨と円との間の為替変動の影響を大きく受けます。したがって、選択された通貨コースの通貨に対して円が上昇（円高）した場合には、基準価額は下落し、損失を被る可能性があります

《その他のリスク・留意点》

① 買付および換金申込に係る制限

- ・買付または換金の申込日が、海外市場の休業日と同日の場合には、当該買付または換金のお申込は受けません。

海外市場の休業日：

ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日および12月24日をいいます。

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金のお申込の受付を中止することおよび既に受付けた当該各お申込を取り消すことがあります。
- ・投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付の受付を制限する場合があります。

② クーリング・オフ

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

③ 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑤ NDF取引に関する留意点

外国投資信託の投資対象資産について為替取引を行う際、一部の新興国においては通貨の受渡に制約があるため、NDF※（ノン・デリバラブル・フォワード）を用いる場合があります。

NDFの取引価格の値動きと実際の為替市場の値動きは、需給動向や規制等の影響により、大きく乖離する場合があります。その結果、投資成果は、実際の為替市場や金利市場の動向から理論上期待される水準と大きく乖離する場合があります。また、市場規模の縮小や当局の規制等によりNDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

※NDFとは、新興国の通貨を売買する際に利用される直物為替先渡取引の一種で、主に金融機関と相対で取引されます。NDFにおいては当該国通貨の受渡が発生せず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済されます。

《投資信託に関する一般的なリスク》

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがある場合があります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額は下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

《投資信託に関する一般的な留意事項》

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（販売会社は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

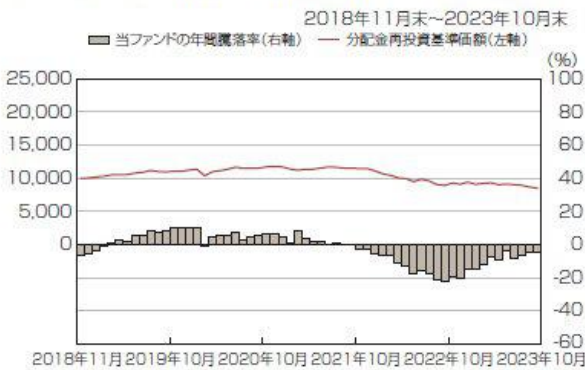
(2) リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

※上記体制は2023年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

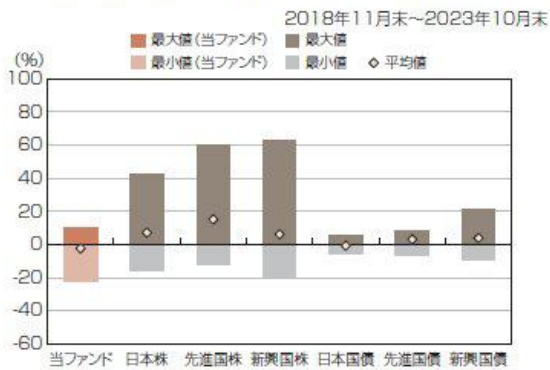
[円コース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



2018年11月末～2023年10月末
 ■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸) (%)

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	10.5	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△22.5	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	△2.3	7.2	15.2	6.3	△0.6	3.1	3.9

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

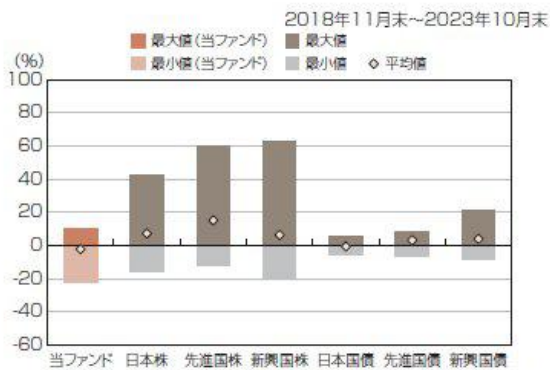
[円コース(年2回決算型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



2018年11月末～2023年10月末
 ■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸) (%)

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	10.5	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△22.6	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	△2.3	7.2	15.2	6.3	△0.6	3.1	3.9

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

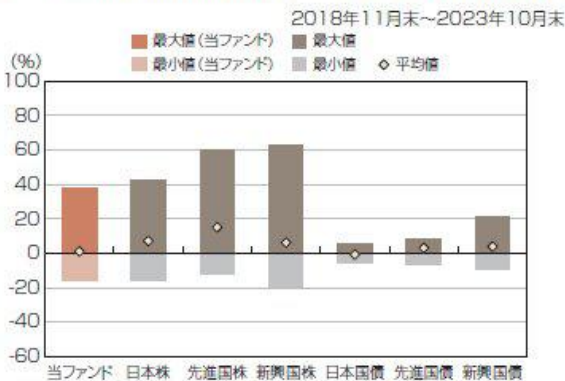
[豪ドルコース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



2018年11月2019年10月2020年10月2021年10月2022年10月2023年10月

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
*年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



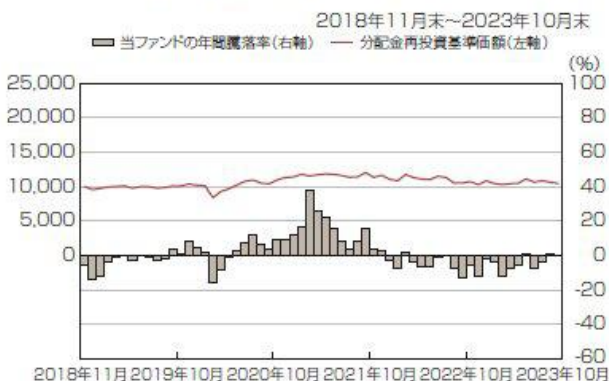
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	37.5	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△16.0	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	1.1	7.2	15.2	6.3	△0.6	3.1	3.9

*上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

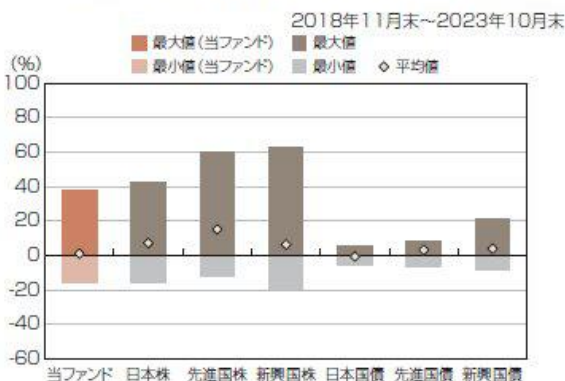
[豪ドルコース(年2回決算型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



2018年11月2019年10月2020年10月2021年10月2022年10月2023年10月

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
*年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



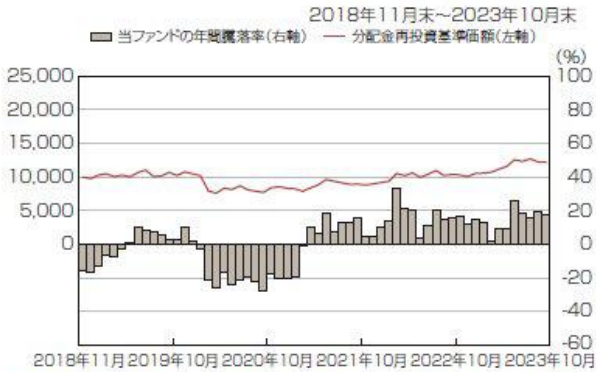
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	37.4	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△16.1	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	1.1	7.2	15.2	6.3	△0.6	3.1	3.9

*上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[ブラジルリアルコース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



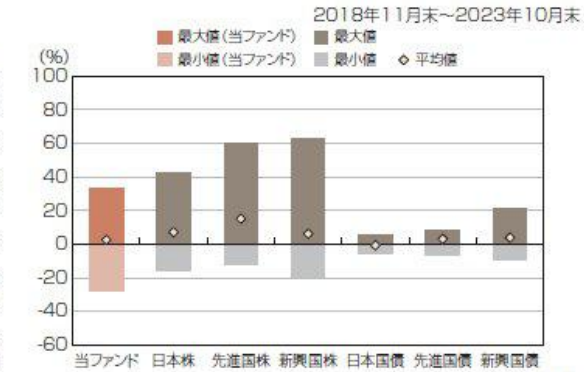
2018年11月2019年10月2020年10月2021年10月2022年10月2023年10月

当ファンドの年間騰落率(右軸) 分配金再投資基準価額(左軸)

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

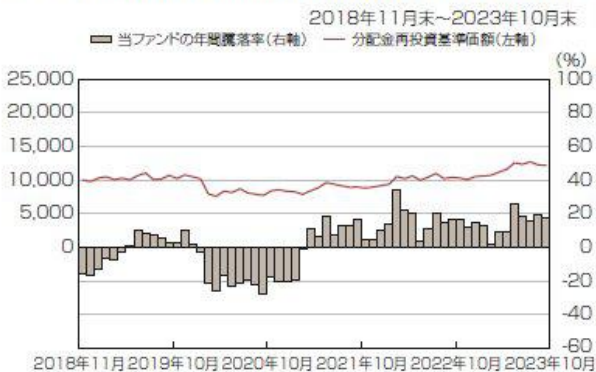


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	33.6	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△ 27.9	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	2.7	7.2	15.2	6.3	△ 0.6	3.1	3.9

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

[ブラジルリアルコース(年2回決算型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



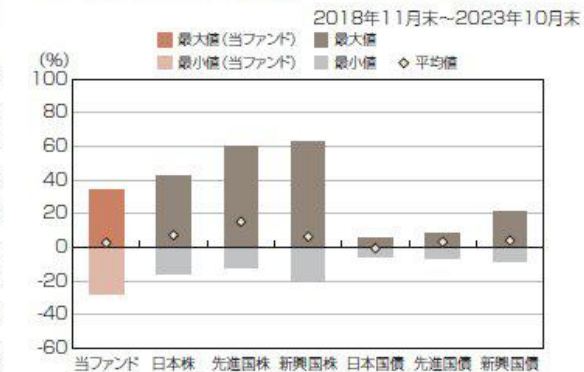
2018年11月2019年10月2020年10月2021年10月2022年10月2023年10月

当ファンドの年間騰落率(右軸) 分配金再投資基準価額(左軸)

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	33.7	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△ 27.9	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	2.7	7.2	15.2	6.3	△ 0.6	3.1	3.9

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

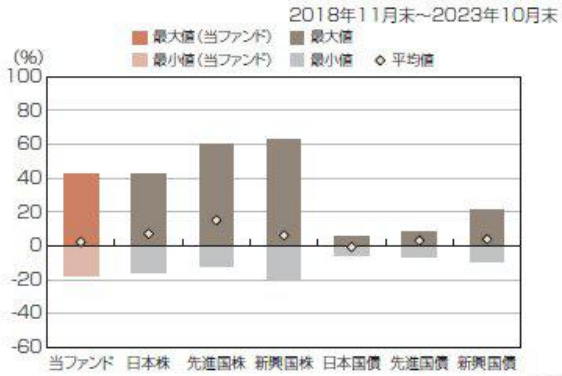
[南アフリカランドコース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



2018年11月末～2023年10月末
 ■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



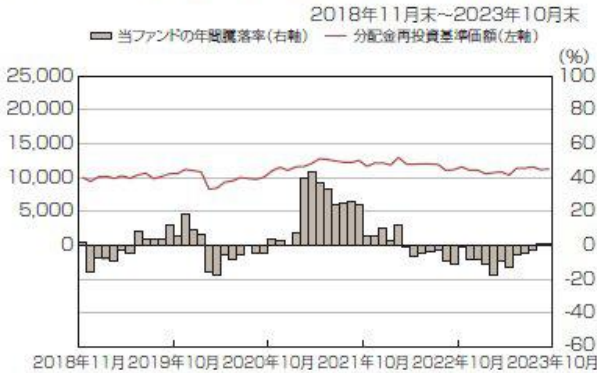
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	42.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△17.6	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	2.3	7.2	15.2	6.3	△0.6	3.1	3.9

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

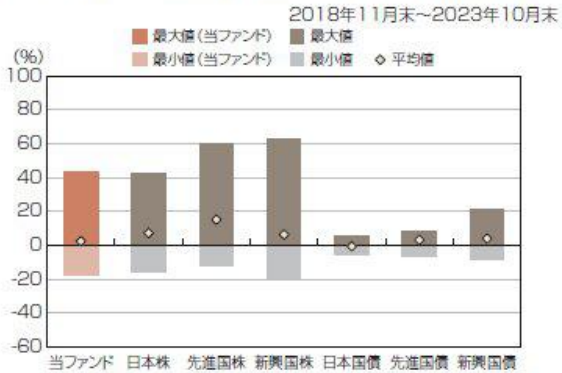
[南アフリカランドコース(年2回決算型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



2018年11月末～2023年10月末
 ■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



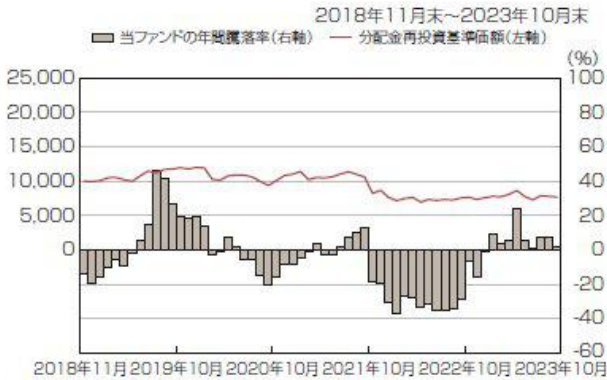
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	43.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△17.7	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	2.4	7.2	15.2	6.3	△0.6	3.1	3.9

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[トルコリラコース(毎月分配型)]

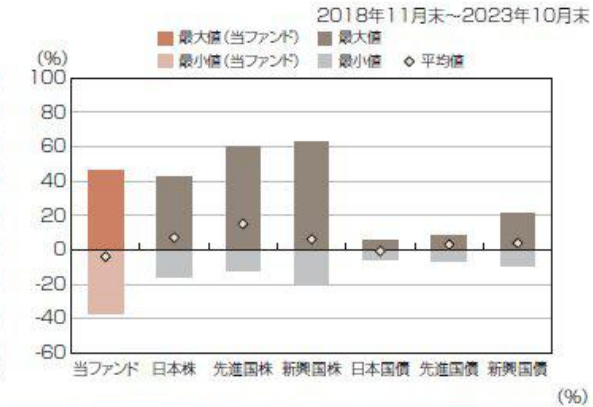
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

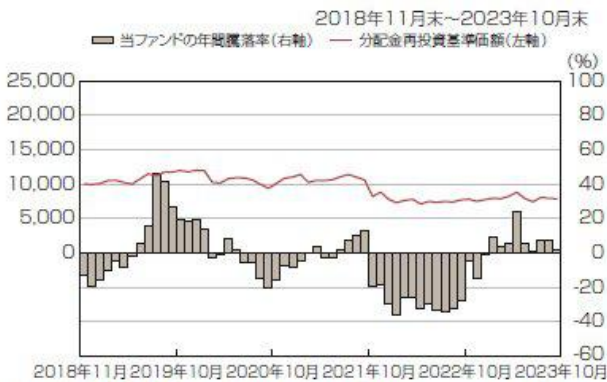


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	45.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△ 37.1	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	△ 3.9	7.2	15.2	6.3	△ 0.6	3.1	3.9

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

[トルコリラコース(年2回決算型)]

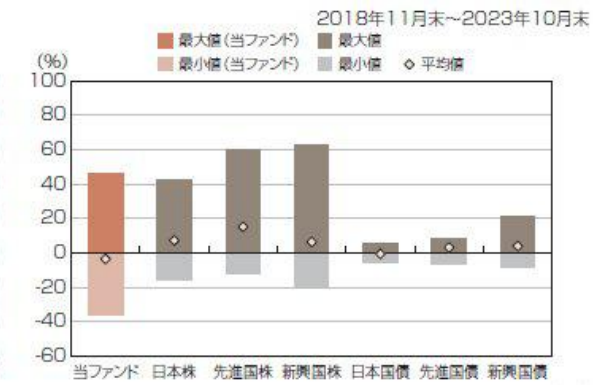
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	45.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△ 36.0	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	△ 3.6	7.2	15.2	6.3	△ 0.6	3.1	3.9

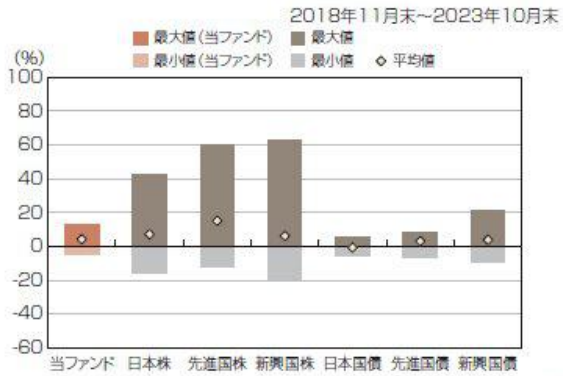
* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

[米ドルコース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	12.9	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△4.9	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	4.3	7.2	15.2	6.3	△0.6	3.1	3.9

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

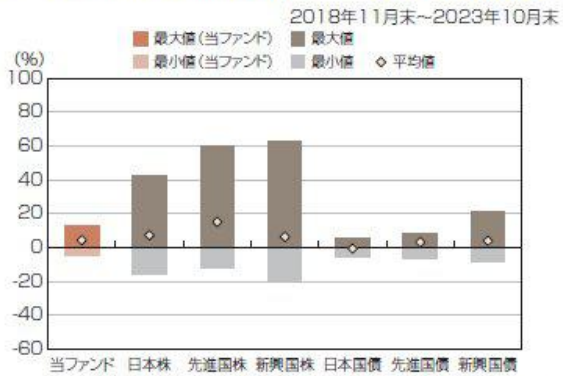
※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[米ドルコース(年2回決算型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



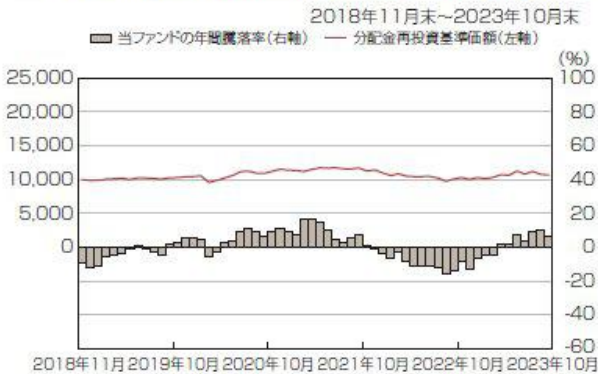
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	12.9	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△4.9	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	4.3	7.2	15.2	6.3	△0.6	3.1	3.9

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

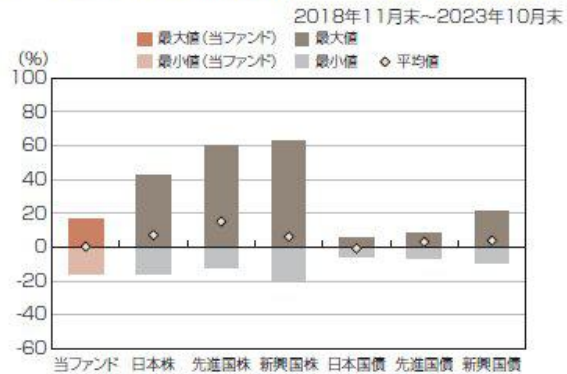
[ユーロコース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



2018年11月末~2023年10月末
 ■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



2018年11月末~2023年10月末
 ■ 最大値(当ファンド) ■ 最大値
 ■ 最小値(当ファンド) ■ 最小値 ◇ 平均値

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	16.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△15.7	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	0.4	7.2	15.2	6.3	△0.6	3.1	3.9

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

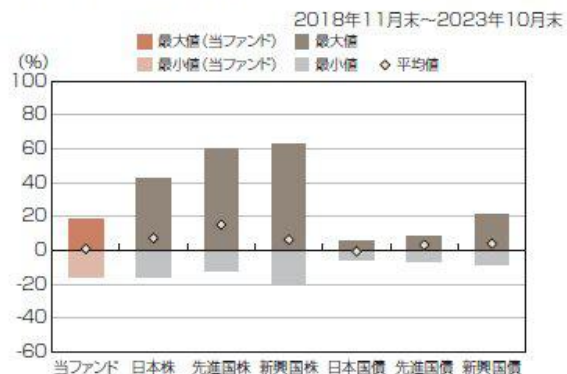
[ユーロコース(年2回決算型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



2018年11月末~2023年10月末
 ■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



2018年11月末~2023年10月末
 ■ 最大値(当ファンド) ■ 最大値
 ■ 最小値(当ファンド) ■ 最小値 ◇ 平均値

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	18.4	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△15.5	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	0.9	7.2	15.2	6.3	△0.6	3.1	3.9

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[メキシコペソコース(毎月分配型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



2018年11月2019年10月2020年10月2021年10月2022年10月2023年10月

2018年11月2019年10月2020年10月2021年10月2022年10月2023年10月

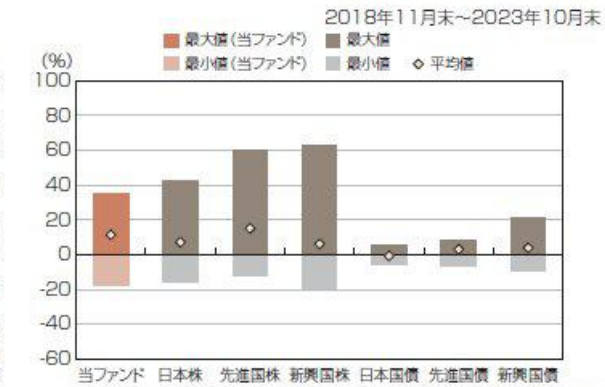
■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

(%)

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	
最大値	35.1	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△17.8	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	11.4	7.2	15.2	6.3	△0.6	3.1	3.9

(%)

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

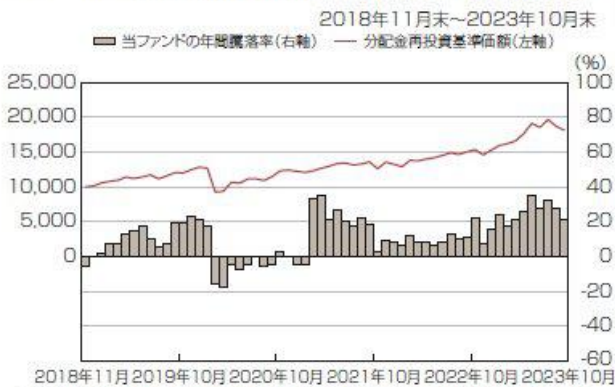
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[メキシコペソコース(年2回決算型)]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



2018年11月2019年10月2020年10月2021年10月2022年10月2023年10月

2018年11月2019年10月2020年10月2021年10月2022年10月2023年10月

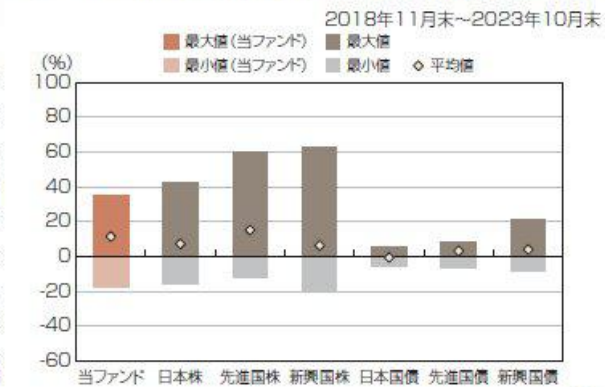
■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

(%)

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	
最大値	35.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	△17.9	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	11.4	7.2	15.2	6.3	△0.6	3.1	3.9

(%)

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は 3.3%（税抜 3.0%）が上限となっております。（スイッチングの場合の申込手数料率は 1.65%（税抜 1.5%）が上限となっております。）
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.968%（税抜 0.88%）の率を乗じて得た額とします。

- ② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.88%	0.34%	0.50%	0.04%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

なお、各ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が各ファンドの純資産総額に対して年率 0.70%程度（委託会社が試算した概算値）がかかります。したがって、各ファンドの信託報酬に加えた基本となる報酬率は、実質的には各ファンドの純資産総額に対して年率 1.668%程度となります。

- ③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

① 売買委託手数料

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

② 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

③ その他の諸費用

以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 信託財産に係る監査報酬
2. 受益権の管理事務に関連する費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記1. から6. の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率 0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記1. から6. の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

④ 上記①から③の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

1. 監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
2. 印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET 含む）等
3. 売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
4. 保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

※上記「(4) その他の手数料等」の①および②については、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額についても、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。当ファンドは、NISA の対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

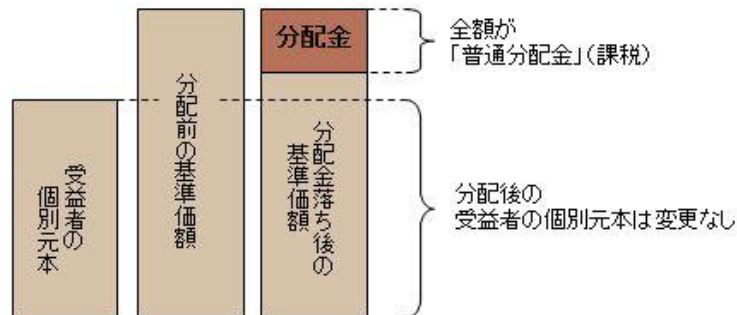
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

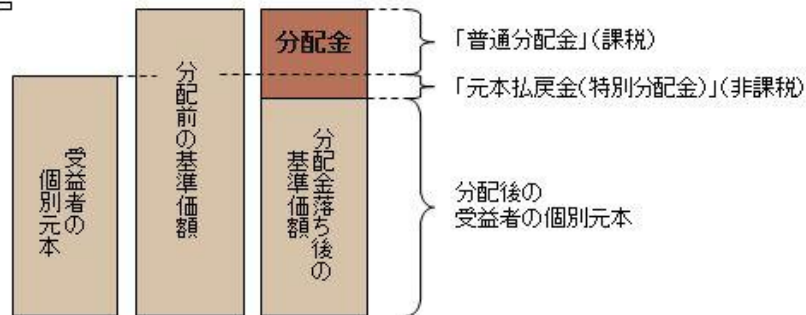
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 1 月 1 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	59,274,757,496	99.71
	日本	1,559,686	0.00
	小計	59,276,317,182	99.71
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	170,222,471	0.29
合計（純資産総額）		59,446,539,653	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)	8,128,738	7.279	59,169,083,902	7,292	59,274,757,496	99.71
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	1,573,375	0.9913	1,559,686	0.9913	1,559,686	0.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.71
合計	99.71

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10 特定期間末 (2014年 4月 25日)	178,090	178,806	0.9948	0.9988
第11 特定期間末 (2014年 10月 27日)	205,086	205,910	0.9958	0.9998
第12 特定期間末 (2015年 4月 27日)	217,037	217,908	0.9965	1.0005
第13 特定期間末 (2015年 10月 26日)	205,115	205,989	0.9384	0.9424
第14 特定期間末 (2016年 4月 25日)	210,275	211,175	0.9354	0.9394
第15 特定期間末 (2016年 10月 25日)	266,663	267,802	0.9361	0.9401
第16 特定期間末 (2017年 4月 25日)	269,960	271,171	0.8919	0.8959
第17 特定期間末 (2017年 10月 25日)	257,774	258,359	0.8807	0.8827
第18 特定期間末 (2018年 4月 25日)	214,648	215,159	0.8415	0.8435
第19 特定期間末 (2018年 10月 25日)	178,665	179,104	0.8143	0.8163
第20 特定期間末 (2019年 4月 25日)	160,987	161,180	0.8375	0.8385
第21 特定期間末 (2019年 10月 25日)	144,794	144,961	0.8706	0.8716
第22 特定期間末 (2020年 4月 27日)	128,521	128,670	0.8640	0.8650
第23 特定期間末 (2020年 10月 26日)	125,424	125,563	0.8973	0.8983
第24 特定期間末 (2021年 4月 26日)	116,634	116,767	0.8832	0.8842
第25 特定期間末 (2021年 10月 25日)	109,556	109,681	0.8789	0.8799
第26 特定期間末 (2022年 4月 25日)	89,529	89,646	0.7667	0.7677
第27 特定期間末 (2022年 10月 25日)	72,578	72,688	0.6617	0.6627
第28 特定期間末 (2023年 4月 25日)	71,600	71,703	0.6959	0.6969
第29 特定期間末 (2023年 10月 25日)	59,577	59,671	0.6331	0.6341
2022年 10月 末日	74,237	—	0.6785	—
11月 末日	75,823	—	0.7022	—
12月 末日	73,613	—	0.6891	—
2023年 1月 末日	75,395	—	0.7118	—
2月 末日	72,021	—	0.6859	—
3月 末日	72,198	—	0.6954	—
4月 末日	71,956	—	0.7007	—
5月 末日	68,882	—	0.6788	—
6月 末日	67,943	—	0.6850	—
7月 末日	66,311	—	0.6765	—
8月 末日	64,666	—	0.6690	—
9月 末日	61,699	—	0.6475	—
10月 末日	59,446	—	0.6341	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第10特定期間	2013年10月26日～2014年4月25日	0.0240
第11特定期間	2014年4月26日～2014年10月27日	0.0240
第12特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0240
第13特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0240
第14特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0240
第15特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0240
第16特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0240
第17特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0220
第18特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0120
第19特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0120
第20特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0070
第21特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0060
第22特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0060
第23特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0060
第24特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0060
第25特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0060
第26特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0060
第27特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0060
第28特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0060
第29特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0060

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第10特定期間	2013年10月26日～2014年4月25日	2.6
第11特定期間	2014年4月26日～2014年10月27日	2.5
第12特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	2.5
第13特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	△3.4
第14特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	2.2
第15特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	2.6
第16特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	△2.2
第17特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	1.2
第18特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	△3.1
第19特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	△1.8
第20特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	3.7
第21特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	4.7
第22特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	△0.1
第23特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	4.5
第24特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	△0.9
第25特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	0.2

第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	△12.1
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	△12.9
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	6.1
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	△8.2

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第 10 特定期間	2013 年 10 月 26 日～2014 年 4 月 25 日	42,179,964,482	13,277,393,757
第 11 特定期間	2014 年 4 月 26 日～2014 年 10 月 27 日	43,392,825,596	16,474,292,140
第 12 特定期間	2014 年 10 月 28 日～2015 年 4 月 27 日	31,658,613,828	19,806,457,436
第 13 特定期間	2015 年 4 月 28 日～2015 年 10 月 26 日	24,335,857,333	23,551,539,194
第 14 特定期間	2015 年 10 月 27 日～2016 年 4 月 25 日	27,352,487,371	21,129,857,469
第 15 特定期間	2016 年 4 月 26 日～2016 年 10 月 25 日	81,275,314,433	21,222,242,034
第 16 特定期間	2016 年 10 月 26 日～2017 年 4 月 25 日	42,174,233,573	24,345,415,050
第 17 特定期間	2017 年 4 月 26 日～2017 年 10 月 25 日	14,935,725,417	24,939,191,888
第 18 特定期間	2017 年 10 月 26 日～2018 年 4 月 25 日	1,518,543,211	39,110,946,046
第 19 特定期間	2018 年 4 月 26 日～2018 年 10 月 25 日	756,200,841	36,430,601,982
第 20 特定期間	2018 年 10 月 26 日～2019 年 4 月 25 日	662,333,752	27,853,864,820
第 21 特定期間	2019 年 4 月 26 日～2019 年 10 月 25 日	662,077,869	26,562,430,365
第 22 特定期間	2019 年 10 月 26 日～2020 年 4 月 27 日	752,744,578	18,324,607,628
第 23 特定期間	2020 年 4 月 28 日～2020 年 10 月 26 日	443,026,202	9,413,288,339
第 24 特定期間	2020 年 10 月 27 日～2021 年 4 月 26 日	1,609,076,757	9,338,161,049
第 25 特定期間	2021 年 4 月 27 日～2021 年 10 月 25 日	221,203,551	7,616,542,316
第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	232,259,620	8,116,476,788
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	389,520,837	7,482,568,439
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	395,340,770	7,187,452,197
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	383,975,984	9,165,263,952

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	11,038,782,732	99.35
	日本	496,242	0.00
	小計	11,039,278,974	99.35
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	71,878,897	0.65
合計（純資産総額）		11,111,157,871	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)	1,513,821	7,279	11,019,103,059	7,292	11,038,782,732	99.35
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	500,598	0.9913	496,242	0.9913	496,242	0.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.35
合計	99.35

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10 計算期間末 (2014年 4月 25日)	15,860	15,873	1.2138	1.2148
第11 計算期間末 (2014年 10月 27日)	19,053	19,069	1.2437	1.2447
第12 計算期間末 (2015年 4月 27日)	20,635	20,651	1.2740	1.2750
第13 計算期間末 (2015年 10月 26日)	19,556	19,572	1.2297	1.2307
第14 計算期間末 (2016年 4月 25日)	20,976	20,992	1.2574	1.2584
第15 計算期間末 (2016年 10月 25日)	30,020	30,043	1.2900	1.2910
第16 計算期間末 (2017年 4月 25日)	32,793	32,819	1.2615	1.2625
第17 計算期間末 (2017年 10月 25日)	32,015	32,040	1.2760	1.2770
第18 計算期間末 (2018年 4月 25日)	28,176	28,198	1.2350	1.2360
第19 計算期間末 (2018年 10月 25日)	23,545	23,564	1.2115	1.2125
第20 計算期間末 (2019年 4月 25日)	22,351	22,369	1.2558	1.2568
第21 計算期間末 (2019年 10月 25日)	20,412	20,428	1.3134	1.3144
第22 計算期間末 (2020年 4月 27日)	18,768	18,782	1.3114	1.3124
第23 計算期間末 (2020年 10月 26日)	18,581	18,595	1.3701	1.3711
第24 計算期間末 (2021年 4月 26日)	17,691	17,704	1.3567	1.3577
第25 計算期間末 (2021年 10月 25日)	17,146	17,158	1.3579	1.3589
第26 計算期間末 (2022年 4月 25日)	14,571	14,584	1.1917	1.1927
第27 計算期間末 (2022年 10月 25日)	12,363	12,375	1.0361	1.0371
第28 計算期間末 (2023年 4月 25日)	12,871	12,883	1.0977	1.0987
第29 計算期間末 (2023年 10月 25日)	11,131	11,142	1.0067	1.0077
2022年 10月 末日	12,709	—	1.0622	—
11月 末日	12,865	—	1.1007	—
12月 末日	12,596	—	1.0818	—
2023年 1月 末日	12,996	—	1.1189	—
2月 末日	12,612	—	1.0799	—
3月 末日	12,821	—	1.0963	—
4月 末日	13,112	—	1.1052	—
5月 末日	12,495	—	1.0725	—
6月 末日	12,536	—	1.0839	—
7月 末日	12,273	—	1.0720	—
8月 末日	11,973	—	1.0616	—
9月 末日	11,439	—	1.0290	—
10月 末日	11,111	—	1.0083	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	0.0010
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	0.0010
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0010
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0010
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0010
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0010
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0010
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0010
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0010
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0010
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0010
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0010
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0010
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0010
第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0010
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0010
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0010
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0010
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0010
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	2.6
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	2.5
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	2.5
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	△3.4
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	2.3
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	2.7
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	△2.1
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	1.2
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	△3.1
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	△1.8
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	3.7
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	4.7
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	△0.1
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	4.6

第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	△0.9
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	0.2
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	△12.2
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	△13.0
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	6.0
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	△8.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	2,539,761,034	1,676,601,943
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	4,069,085,758	1,815,797,990
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	3,127,479,053	2,250,015,766
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	2,000,398,712	2,294,909,815
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	2,269,121,669	1,488,957,549
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	9,429,942,295	2,840,869,986
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	4,564,230,210	1,841,021,330
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	1,710,711,058	2,616,408,832
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	304,566,478	2,579,820,476
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	234,353,348	3,614,187,730
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	299,369,678	1,934,914,245
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	251,120,081	2,507,495,918
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	339,927,555	1,570,380,622
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	303,546,260	1,053,301,264
第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	518,869,930	1,040,793,278
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	117,496,335	530,554,929
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	90,216,690	490,009,719
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	297,085,461	591,342,988
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	797,723,775	1,005,296,130
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	273,250,401	941,426,549

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	7,595,873,523	99.38
	日本	574,983	0.01
	小計	7,596,448,506	99.39
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	46,505,148	0.61
合計（純資産総額）		7,642,953,654	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益 証券	グローバル・ディフェンシブ・セク ター・コーポレート・ボンド・ファ ンド(AUD Class)	906,537	8,366	7,584,088,542	8,379	7,595,873,523	99.38
日本	投資信託受益 証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	580,030	0.9913	574,983	0.9913	574,983	0.01

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.39
合計	99.39

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10 特定期間末 (2014年 4月 25日)	50,489	51,005	1.0782	1.0892
第11 特定期間末 (2014年 10月 27日)	51,120	51,656	1.0485	1.0595
第12 特定期間末 (2015年 4月 27日)	48,593	49,123	1.0070	1.0180
第13 特定期間末 (2015年 10月 26日)	38,967	39,464	0.8623	0.8733
第14 特定期間末 (2016年 4月 25日)	34,634	35,112	0.7968	0.8078
第15 特定期間末 (2016年 10月 25日)	31,276	31,536	0.7220	0.7280
第16 特定期間末 (2017年 4月 25日)	29,343	29,589	0.7158	0.7218
第17 特定期間末 (2017年 10月 25日)	28,027	28,140	0.7469	0.7499
第18 特定期間末 (2018年 4月 25日)	21,780	21,878	0.6658	0.6688
第19 特定期間末 (2018年 10月 25日)	18,156	18,244	0.6210	0.6240
第20 特定期間末 (2019年 4月 25日)	16,701	16,782	0.6230	0.6260
第21 特定期間末 (2019年 10月 25日)	14,646	14,719	0.6042	0.6072
第22 特定期間末 (2020年 4月 27日)	11,765	11,831	0.5360	0.5390
第23 特定期間末 (2020年 10月 26日)	12,001	12,061	0.5911	0.5941
第24 特定期間末 (2021年 4月 26日)	12,386	12,444	0.6387	0.6417
第25 特定期間末 (2021年 10月 25日)	11,716	11,771	0.6362	0.6392
第26 特定期間末 (2022年 4月 25日)	10,566	10,618	0.6014	0.6044
第27 特定期間末 (2022年 10月 25日)	8,739	8,790	0.5134	0.5164
第28 特定期間末 (2023年 4月 25日)	8,506	8,557	0.5095	0.5125
第29 特定期間末 (2023年 10月 25日)	7,638	7,685	0.4897	0.4927
2022年 10月 末日	8,976	—	0.5280	—
11月 末日	9,090	—	0.5364	—
12月 末日	8,604	—	0.5103	—
2023年 1月 末日	9,031	—	0.5362	—
2月 末日	8,649	—	0.5130	—
3月 末日	8,435	—	0.5035	—
4月 末日	8,448	—	0.5058	—
5月 末日	8,308	—	0.5063	—
6月 末日	8,691	—	0.5334	—
7月 末日	8,156	—	0.5084	—
8月 末日	8,213	—	0.5154	—
9月 末日	7,913	—	0.5012	—
10月 末日	7,642	—	0.4904	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第10特定期間	2013年10月26日～2014年4月25日	0.0660
第11特定期間	2014年4月26日～2014年10月27日	0.0660
第12特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0660
第13特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0660
第14特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0660
第15特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0510
第16特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0360
第17特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0330
第18特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0180
第19特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0180
第20特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0180
第21特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0180
第22特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0180
第23特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0180
第24特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0180
第25特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0180
第26特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0180
第27特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0180
第28特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0180
第29特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0180

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第10特定期間	2013年10月26日～2014年4月25日	5.0
第11特定期間	2014年4月26日～2014年10月27日	3.4
第12特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	2.3
第13特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	△7.8
第14特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	0.1
第15特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	△3.0
第16特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	4.1
第17特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	9.0
第18特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	△8.4
第19特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	△4.0
第20特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	3.2
第21特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	△0.1
第22特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	△8.3
第23特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	13.6

第 24 特定期間	2020 年 10 月 27 日～2021 年 4 月 26 日	11.1
第 25 特定期間	2021 年 4 月 27 日～2021 年 10 月 25 日	2.4
第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	△2.6
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	△11.6
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	2.7
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	△0.4

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第 10 特定期間	2013 年 10 月 26 日～2014 年 4 月 25 日	4,011,598,881	5,798,819,042
第 11 特定期間	2014 年 4 月 26 日～2014 年 10 月 27 日	6,033,208,558	4,105,044,265
第 12 特定期間	2014 年 10 月 28 日～2015 年 4 月 27 日	4,584,180,185	5,087,010,744
第 13 特定期間	2015 年 4 月 28 日～2015 年 10 月 26 日	2,148,931,209	5,213,889,235
第 14 特定期間	2015 年 10 月 27 日～2016 年 4 月 25 日	2,340,982,688	4,062,287,022
第 15 特定期間	2016 年 4 月 26 日～2016 年 10 月 25 日	3,962,386,600	4,107,886,441
第 16 特定期間	2016 年 10 月 26 日～2017 年 4 月 25 日	2,046,878,686	4,376,622,749
第 17 特定期間	2017 年 4 月 26 日～2017 年 10 月 25 日	671,074,938	4,138,480,698
第 18 特定期間	2017 年 10 月 26 日～2018 年 4 月 25 日	505,307,411	5,316,479,513
第 19 特定期間	2018 年 4 月 26 日～2018 年 10 月 25 日	310,957,457	3,787,890,577
第 20 特定期間	2018 年 10 月 26 日～2019 年 4 月 25 日	254,443,617	2,680,560,669
第 21 特定期間	2019 年 4 月 26 日～2019 年 10 月 25 日	187,118,994	2,753,835,732
第 22 特定期間	2019 年 10 月 26 日～2020 年 4 月 27 日	218,488,635	2,508,872,569
第 23 特定期間	2020 年 4 月 28 日～2020 年 10 月 26 日	162,236,244	1,813,434,486
第 24 特定期間	2020 年 10 月 27 日～2021 年 4 月 26 日	570,364,229	1,478,109,186
第 25 特定期間	2021 年 4 月 27 日～2021 年 10 月 25 日	100,140,638	1,078,455,511
第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	121,198,257	968,745,038
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	168,507,041	711,934,922
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	287,033,159	616,561,393
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	169,191,513	1,266,583,519

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	849,588,705	99.10
	日本	100,702	0.01
	小計	849,689,407	99.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	7,647,905	0.89
合計（純資産総額）		857,337,312	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (AUD Class)	101,395	8,366	848,270,570	8,379	849,588,705	99.10
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	101,586	0.9913	100,702	0.9913	100,702	0.01

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.11
合計	99.11

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10 計算期間末 (2014年 4月 25日)	2,048	2,050	1.7780	1.7790
第11 計算期間末 (2014年 10月 27日)	1,943	1,944	1.8376	1.8386
第12 計算期間末 (2015年 4月 27日)	1,902	1,903	1.8782	1.8792
第13 計算期間末 (2015年 10月 26日)	1,730	1,731	1.7261	1.7271
第14 計算期間末 (2016年 4月 25日)	1,607	1,608	1.7324	1.7334
第15 計算期間末 (2016年 10月 25日)	1,870	1,871	1.6812	1.6822
第16 計算期間末 (2017年 4月 25日)	1,633	1,634	1.7495	1.7505
第17 計算期間末 (2017年 10月 25日)	1,663	1,664	1.9076	1.9086
第18 計算期間末 (2018年 4月 25日)	1,485	1,486	1.7432	1.7442
第19 計算期間末 (2018年 10月 25日)	1,292	1,293	1.6704	1.6714
第20 計算期間末 (2019年 4月 25日)	1,238	1,239	1.7234	1.7244
第21 計算期間末 (2019年 10月 25日)	1,144	1,145	1.7211	1.7221
第22 計算期間末 (2020年 4月 27日)	989	989	1.5728	1.5738
第23 計算期間末 (2020年 10月 26日)	1,037	1,037	1.7866	1.7876
第24 計算期間末 (2021年 4月 26日)	1,061	1,062	1.9838	1.9848
第25 計算期間末 (2021年 10月 25日)	1,070	1,070	2.0315	2.0325
第26 計算期間末 (2022年 4月 25日)	1,025	1,025	1.9784	1.9794
第27 計算期間末 (2022年 10月 25日)	906	907	1.7429	1.7439
第28 計算期間末 (2023年 4月 25日)	909	910	1.7885	1.7895
第29 計算期間末 (2023年 10月 25日)	856	857	1.7787	1.7797
2022年 10月 末日	932	—	1.7919	—
11月 末日	950	—	1.8302	—
12月 末日	909	—	1.7517	—
2023年 1月 末日	947	—	1.8504	—
2月 末日	909	—	1.7803	—
3月 末日	896	—	1.7576	—
4月 末日	894	—	1.7755	—
5月 末日	894	—	1.7875	—
6月 末日	853	—	1.8934	—
7月 末日	815	—	1.8149	—
8月 末日	824	—	1.8511	—
9月 末日	799	—	1.8104	—
10月 末日	857	—	1.7811	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	0.0010
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	0.0010
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0010
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0010
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0010
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0010
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0010
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0010
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0010
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0010
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0010
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0010
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0010
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0010
第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0010
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0010
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0010
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0010
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0010
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	5.2
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	3.4
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	2.3
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	△8.0
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	0.4
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	△2.9
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	4.1
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	9.1
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	△8.6
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	△4.1
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	3.2
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	△0.1
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	△8.6
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	13.7

第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	11.1
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	2.5
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	△2.6
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	△11.9
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	2.7
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	△0.5

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	141,369,466	260,276,886
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	112,613,007	207,284,412
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	126,812,177	171,370,909
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	72,739,725	83,313,591
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	42,639,810	117,532,120
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	250,695,728	65,928,191
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	120,421,588	298,983,163
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	26,516,684	88,264,074
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	19,926,106	39,642,287
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	15,748,715	94,126,750
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	10,397,256	65,816,904
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	10,371,652	63,807,545
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	11,830,525	48,117,070
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	7,512,143	55,755,737
第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	4,224,318	49,742,686
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	8,043,821	16,378,452
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	3,107,474	11,681,862
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	16,264,612	14,334,314
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	3,026,158	14,483,969
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	44,021,238	70,949,223

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	4,747,925,280	99.43
	日本	483,670	0.01
	小計	4,748,408,950	99.44
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	26,930,071	0.56
合計（純資産総額）		4,775,339,021	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)	1,175,520	4,025	4,731,468,000	4,039	4,747,925,280	99.43
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	487,915	0.9913	483,670	0.9913	483,670	0.01

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.44
合計	99.44

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10 特定期間末 (2014年 4月 25日)	52,050	52,523	0.7705	0.7775
第11 特定期間末 (2014年 10月 27日)	42,953	43,359	0.7407	0.7477
第12 特定期間末 (2015年 4月 27日)	34,954	35,302	0.7049	0.7119
第13 特定期間末 (2015年 10月 26日)	22,497	22,800	0.5197	0.5267
第14 特定期間末 (2016年 4月 25日)	20,277	20,550	0.5190	0.5260
第15 特定期間末 (2016年 10月 25日)	21,178	21,328	0.5654	0.5694
第16 特定期間末 (2017年 4月 25日)	20,342	20,478	0.5957	0.5997
第17 特定期間末 (2017年 10月 25日)	19,045	19,170	0.6070	0.6110
第18 特定期間末 (2018年 4月 25日)	15,236	15,353	0.5227	0.5267
第19 特定期間末 (2018年 10月 25日)	12,869	12,974	0.4864	0.4904
第20 特定期間末 (2019年 4月 25日)	11,426	11,525	0.4614	0.4654
第21 特定期間末 (2019年 10月 25日)	10,210	10,302	0.4448	0.4488
第22 特定期間末 (2020年 4月 27日)	6,496	6,558	0.3113	0.3143
第23 特定期間末 (2020年 10月 26日)	5,809	5,867	0.2990	0.3020
第24 特定期間末 (2021年 4月 26日)	5,327	5,363	0.2991	0.3011
第25 特定期間末 (2021年 10月 25日)	5,026	5,060	0.3001	0.3021
第26 特定期間末 (2022年 4月 25日)	5,599	5,629	0.3675	0.3695
第27 特定期間末 (2022年 10月 25日)	4,961	4,990	0.3431	0.3451
第28 特定期間末 (2023年 4月 25日)	4,782	4,810	0.3450	0.3470
第29 特定期間末 (2023年 10月 25日)	4,760	4,786	0.3651	0.3671
2022年 10月 末日	4,816	—	0.3339	—
11月 末日	4,701	—	0.3289	—
12月 末日	4,539	—	0.3194	—
2023年 1月 末日	4,691	—	0.3322	—
2月 末日	4,662	—	0.3315	—
3月 末日	4,660	—	0.3339	—
4月 末日	4,795	—	0.3462	—
5月 末日	4,890	—	0.3567	—
6月 末日	5,205	—	0.3853	—
7月 末日	5,051	—	0.3759	—
8月 末日	5,123	—	0.3855	—
9月 末日	4,875	—	0.3691	—
10月 末日	4,775	—	0.3663	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第10特定期間	2013年10月26日～2014年4月25日	0.0480
第11特定期間	2014年4月26日～2014年10月27日	0.0420
第12特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0420
第13特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0420
第14特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0420
第15特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0330
第16特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0240
第17特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0240
第18特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0240
第19特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0240
第20特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0240
第21特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0240
第22特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0190
第23特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0180
第24特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0160
第25特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0120
第26特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0120
第27特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0120
第28特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0120
第29特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0120

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第10特定期間	2013年10月26日～2014年4月25日	10.4
第11特定期間	2014年4月26日～2014年10月27日	1.6
第12特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	0.8
第13特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	△20.3
第14特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	7.9
第15特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	15.3
第16特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	9.6
第17特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	5.9
第18特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	△9.9
第19特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	△2.4
第20特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	△0.2
第21特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	1.6
第22特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	△25.7
第23特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	1.8

第24 特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	5.4
第25 特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	4.3
第26 特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	26.5
第27 特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	△3.4
第28 特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	4.1
第29 特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	9.3

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第10 特定期間	2013年10月26日～2014年4月25日	1,988,370,788	12,551,050,055
第11 特定期間	2014年4月26日～2014年10月27日	1,447,276,394	11,013,513,977
第12 特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	781,241,941	9,180,669,558
第13 特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	837,697,024	7,137,159,057
第14 特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	674,854,975	4,900,857,883
第15 特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	3,326,164,971	4,935,086,207
第16 特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	1,226,869,445	4,534,880,377
第17 特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	540,655,970	3,313,618,221
第18 特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	347,951,913	2,573,611,578
第19 特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	318,130,850	3,010,994,803
第20 特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	316,204,727	2,007,796,058
第21 特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	339,526,962	2,150,636,442
第22 特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	190,241,314	2,279,642,025
第23 特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	218,604,858	1,656,309,795
第24 特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	206,868,727	1,823,673,993
第25 特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	273,886,623	1,335,542,220
第26 特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	221,161,098	1,735,294,190
第27 特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	117,422,294	891,239,649
第28 特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	137,520,712	735,498,770
第29 特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	106,216,170	930,760,471

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	669,710,629	99.26
	日本	100,702	0.01
	小計	669,811,331	99.27
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	4,925,973	0.73
合計（純資産総額）		674,737,304	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (BRL Class)	165,811	4,025	667,389,275	4,039	669,710,629	99.26
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	101,586	0.9913	100,702	0.9913	100,702	0.01

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.27
合計	99.27

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10 計算期間末 (2014年 4月 25日)	2,317	2,319	1.5232	1.5242
第11 計算期間末 (2014年 10月 27日)	1,851	1,852	1.5451	1.5461
第12 計算期間末 (2015年 4月 27日)	1,455	1,455	1.5516	1.5526
第13 計算期間末 (2015年 10月 26日)	1,129	1,130	1.2322	1.2332
第14 計算期間末 (2016年 4月 25日)	1,189	1,190	1.3352	1.3362
第15 計算期間末 (2016年 10月 25日)	1,446	1,447	1.5453	1.5463
第16 計算期間末 (2017年 4月 25日)	1,384	1,385	1.6961	1.6971
第17 計算期間末 (2017年 10月 25日)	1,468	1,469	1.7970	1.7980
第18 計算期間末 (2018年 4月 25日)	1,201	1,201	1.6126	1.6136
第19 計算期間末 (2018年 10月 25日)	1,136	1,137	1.5771	1.5781
第20 計算期間末 (2019年 4月 25日)	1,113	1,113	1.5737	1.5747
第21 計算期間末 (2019年 10月 25日)	1,069	1,069	1.5988	1.5998
第22 計算期間末 (2020年 4月 27日)	733	734	1.1744	1.1754
第23 計算期間末 (2020年 10月 26日)	683	683	1.1926	1.1936
第24 計算期間末 (2021年 4月 26日)	563	563	1.2573	1.2583
第25 計算期間末 (2021年 10月 25日)	570	570	1.3074	1.3084
第26 計算期間末 (2022年 4月 25日)	662	662	1.6613	1.6623
第27 計算期間末 (2022年 10月 25日)	627	627	1.6055	1.6065
第28 計算期間末 (2023年 4月 25日)	639	639	1.6730	1.6740
第29 計算期間末 (2023年 10月 25日)	672	672	1.8273	1.8283
2022年 10月 末日	610	—	1.5626	—
11月 末日	603	—	1.5489	—
12月 末日	589	—	1.5134	—
2023年 1月 末日	613	—	1.5833	—
2月 末日	609	—	1.5894	—
3月 末日	616	—	1.6112	—
4月 末日	641	—	1.6788	—
5月 末日	659	—	1.7390	—
6月 末日	710	—	1.8880	—
7月 末日	696	—	1.8524	—
8月 末日	718	—	1.9099	—
9月 末日	689	—	1.8380	—
10月 末日	674	—	1.8333	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	0.0010
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	0.0010
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0010
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0010
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0010
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0010
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0010
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0010
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0010
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0010
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0010
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0010
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0010
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0010
第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0010
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0010
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0010
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0010
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0010
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	10.9
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	1.5
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	0.5
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	△20.5
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	8.4
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	15.8
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	9.8
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	6.0
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	△10.2
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	△2.1
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	△0.2
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	1.7
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	△26.5
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	1.6

第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	5.5
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	4.1
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	27.1
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	△3.3
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	4.3
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	9.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	89,974,546	237,739,200
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	27,778,335	350,858,183
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	32,847,079	293,438,938
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	92,058,131	112,979,148
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	31,550,492	57,284,727
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	122,340,243	77,169,424
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	34,581,766	154,402,665
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	44,704,603	44,112,822
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	5,822,023	78,095,535
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	10,773,141	34,873,739
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	25,868,474	39,185,593
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	2,924,065	41,552,375
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	2,572,325	46,380,211
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	2,700,204	54,874,973
第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	2,175,220	126,859,639
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	2,617,161	14,391,749
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	929,614	38,611,881
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	888,422	8,911,986
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	682,384	9,094,852
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	826,964	15,125,004

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	73,621,800	98.44
	日本	21,563	0.03
	小計	73,643,363	98.47
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,141,405	1.53
合計（純資産総額）		74,784,768	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (ZAR Class)	12,600	5,799	73,067,400	5,843	73,621,800	98.44
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	21,753	0.9913	21,563	0.9913	21,563	0.03

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.47
合計	98.47

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10 特定期間末 (2014年 4月 25日)	394	396	0.8097	0.8147
第11 特定期間末 (2014年 10月 27日)	368	371	0.8419	0.8469
第12 特定期間末 (2015年 4月 27日)	314	316	0.8511	0.8561
第13 特定期間末 (2015年 10月 26日)	270	272	0.7481	0.7531
第14 特定期間末 (2016年 4月 25日)	230	232	0.6423	0.6473
第15 特定期間末 (2016年 10月 25日)	209	211	0.6345	0.6395
第16 特定期間末 (2017年 4月 25日)	254	256	0.7031	0.7081
第17 特定期間末 (2017年 10月 25日)	215	217	0.6944	0.6994
第18 特定期間末 (2018年 4月 25日)	201	203	0.7145	0.7195
第19 特定期間末 (2018年 10月 25日)	170	171	0.6220	0.6270
第20 特定期間末 (2019年 4月 25日)	170	172	0.6304	0.6354
第21 特定期間末 (2019年 10月 25日)	146	147	0.6181	0.6231
第22 特定期間末 (2020年 4月 27日)	98	98	0.4729	0.4759
第23 特定期間末 (2020年 10月 26日)	105	105	0.5556	0.5586
第24 特定期間末 (2021年 4月 26日)	118	119	0.6404	0.6434
第25 特定期間末 (2021年 10月 25日)	167	167	0.6591	0.6621
第26 特定期間末 (2022年 4月 25日)	101	102	0.6173	0.6203
第27 特定期間末 (2022年 10月 25日)	88	88	0.5317	0.5347
第28 特定期間末 (2023年 4月 25日)	74	75	0.5135	0.5165
第29 特定期間末 (2023年 10月 25日)	74	74	0.5062	0.5092
2022年 10月 末日	89	—	0.5416	—
11月 末日	86	—	0.5589	—
12月 末日	82	—	0.5316	—
2023年 1月 末日	81	—	0.5303	—
2月 末日	72	—	0.5020	—
3月 末日	73	—	0.5050	—
4月 末日	74	—	0.5085	—
5月 末日	70	—	0.4828	—
6月 末日	77	—	0.5286	—
7月 末日	77	—	0.5252	—
8月 末日	77	—	0.5304	—
9月 末日	74	—	0.5077	—
10月 末日	74	—	0.5099	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第10特定期間	2013年10月26日～2014年4月25日	0.0300
第11特定期間	2014年4月26日～2014年10月27日	0.0300
第12特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0300
第13特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0300
第14特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0300
第15特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0300
第16特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0300
第17特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0300
第18特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0300
第19特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0300
第20特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0300
第21特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0300
第22特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0200
第23特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0180
第24特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0180
第25特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0180
第26特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0180
第27特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0180
第28特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0180
第29特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0180

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第10特定期間	2013年10月26日～2014年4月25日	2.1
第11特定期間	2014年4月26日～2014年10月27日	7.7
第12特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	4.7
第13特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	△8.6
第14特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	△10.1
第15特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	3.5
第16特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	15.5
第17特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	3.0
第18特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	7.2
第19特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	△8.7
第20特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	6.2
第21特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	2.8
第22特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	△20.3
第23特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	21.3

第 24 特定期間	2020 年 10 月 27 日～2021 年 4 月 26 日	18.5
第 25 特定期間	2021 年 4 月 27 日～2021 年 10 月 25 日	5.7
第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	△3.6
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	△11.0
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	△0.0
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	2.1

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第 10 特定期間	2013 年 10 月 26 日～2014 年 4 月 25 日	4,521,098	101,706,677
第 11 特定期間	2014 年 4 月 26 日～2014 年 10 月 27 日	21,388,091	70,204,760
第 12 特定期間	2014 年 10 月 28 日～2015 年 4 月 27 日	2,403,518	71,113,336
第 13 特定期間	2015 年 4 月 28 日～2015 年 10 月 26 日	5,736,764	12,987,438
第 14 特定期間	2015 年 10 月 27 日～2016 年 4 月 25 日	22,105,338	24,977,343
第 15 特定期間	2016 年 4 月 26 日～2016 年 10 月 25 日	4,663,720	33,637,091
第 16 特定期間	2016 年 10 月 26 日～2017 年 4 月 25 日	148,248,000	116,302,184
第 17 特定期間	2017 年 4 月 26 日～2017 年 10 月 25 日	3,358,988	55,088,206
第 18 特定期間	2017 年 10 月 26 日～2018 年 4 月 25 日	37,650,097	65,886,446
第 19 特定期間	2018 年 4 月 26 日～2018 年 10 月 25 日	14,681,769	22,817,550
第 20 特定期間	2018 年 10 月 26 日～2019 年 4 月 25 日	9,140,969	12,279,735
第 21 特定期間	2019 年 4 月 26 日～2019 年 10 月 25 日	6,812,063	41,535,234
第 22 特定期間	2019 年 10 月 26 日～2020 年 4 月 27 日	3,891,674	32,835,875
第 23 特定期間	2020 年 4 月 28 日～2020 年 10 月 26 日	4,919,314	22,722,492
第 24 特定期間	2020 年 10 月 27 日～2021 年 4 月 26 日	2,912,004	7,035,580
第 25 特定期間	2021 年 4 月 27 日～2021 年 10 月 25 日	81,785,978	13,548,644
第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	27,564,662	116,808,094
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	2,824,434	1,727,104
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	3,747,097	23,476,292
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	3,116,513	2,531,059

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年2回決算型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	6,830,467	97.00
	日本	11,128	0.16
	小計	6,841,595	97.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	199,770	2.84
合計（純資産総額）		7,041,365	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (ZAR Class)	1,169	5,799	6,779,031	5,843	6,830,467	97.00
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	11,226	0.9913	11,128	0.9913	11,128	0.16

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.16
合計	97.16

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10 計算期間末 (2014年 4月 25日)	45	45	1.2402	1.2412
第11 計算期間末 (2014年 10月 27日)	48	48	1.3351	1.3361
第12 計算期間末 (2015年 4月 27日)	22	22	1.4054	1.4064
第13 計算期間末 (2015年 10月 26日)	20	20	1.2829	1.2839
第14 計算期間末 (2016年 4月 25日)	17	17	1.1619	1.1629
第15 計算期間末 (2016年 10月 25日)	18	18	1.2042	1.2052
第16 計算期間末 (2017年 4月 25日)	19	19	1.3914	1.3924
第17 計算期間末 (2017年 10月 25日)	23	23	1.4318	1.4328
第18 計算期間末 (2018年 4月 25日)	25	25	1.5360	1.5370
第19 計算期間末 (2018年 10月 25日)	23	23	1.4005	1.4015
第20 計算期間末 (2019年 4月 25日)	21	21	1.4877	1.4887
第21 計算期間末 (2019年 10月 25日)	21	21	1.5301	1.5311
第22 計算期間末 (2020年 4月 27日)	17	17	1.2099	1.2109
第23 計算期間末 (2020年 10月 26日)	16	16	1.4681	1.4691
第24 計算期間末 (2021年 4月 26日)	10	10	1.7466	1.7476
第25 計算期間末 (2021年 10月 25日)	10	10	1.8473	1.8483
第26 計算期間末 (2022年 4月 25日)	8	8	1.7807	1.7817
第27 計算期間末 (2022年 10月 25日)	6	6	1.5804	1.5814
第28 計算期間末 (2023年 4月 25日)	6	6	1.5788	1.5798
第29 計算期間末 (2023年 10月 25日)	6	6	1.6118	1.6128
2022年 10月 末日	6	—	1.6100	—
11月 末日	6	—	1.6716	—
12月 末日	6	—	1.5979	—
2023年 1月 末日	6	—	1.6033	—
2月 末日	6	—	1.5262	—
3月 末日	6	—	1.5446	—
4月 末日	6	—	1.5638	—
5月 末日	6	—	1.4941	—
6月 末日	6	—	1.6453	—
7月 末日	7	—	1.6440	—
8月 末日	7	—	1.6704	—
9月 末日	6	—	1.6085	—
10月 末日	7	—	1.6235	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	0.0010
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	0.0010
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0010
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0010
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0010
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0010
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0010
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0010
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0010
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0010
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0010
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0010
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0010
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0010
第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0010
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0010
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0010
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0010
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0010
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	2.2
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	7.7
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	5.3
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	△8.6
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	△9.4
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	3.7
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	15.6
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	3.0
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	7.3
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	△8.8
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	6.3
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	2.9
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	△20.9
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	21.4

第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	19.0
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	5.8
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	△3.6
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	△11.2
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	△0.0
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	2.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	40,002	4,757,114
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	270,908	143,875
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	65,200	20,950,794
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	87,411	231,732
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	114,723	435,410
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	86,947	—
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	5,178,667	6,577,706
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	2,521,957	66,079
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	248,414	38
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	457,537	22,483
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	143,935	2,635,534
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	76,184	875,931
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	443,620	187,282
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	101,044	3,261,687
第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	57,388	4,974,460
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	569,173	842,297
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	238,316	1,098,537
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	340,186	1,059,487
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	56,516	—
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	126,279	3,767

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	688,209,312	98.28
	日本	298,447	0.04
	小計	688,507,759	98.32
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	11,780,220	1.68
合計（純資産総額）		700,287,979	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (TRY Class)	623,378	1,096	683,222,288	1,104	688,209,312	98.28
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	301,067	0.9913	298,447	0.9913	298,447	0.04

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.32
合計	98.32

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10 特定期間末 (2014年 4月 25日)	6,110	6,163	0.7526	0.7591
第11 特定期間末 (2014年 10月 27日)	6,225	6,278	0.7772	0.7837
第12 特定期間末 (2015年 4月 27日)	5,080	5,182	0.7030	0.7170
第13 特定期間末 (2015年 10月 26日)	4,025	4,120	0.5984	0.6124
第14 特定期間末 (2016年 4月 25日)	3,219	3,308	0.5072	0.5212
第15 特定期間末 (2016年 10月 25日)	2,599	2,643	0.4180	0.4250
第16 特定期間末 (2017年 4月 25日)	2,907	2,966	0.3457	0.3527
第17 特定期間末 (2017年 10月 25日)	6,539	6,608	0.3346	0.3381
第18 特定期間末 (2018年 4月 25日)	5,586	5,656	0.2797	0.2832
第19 特定期間末 (2018年 10月 25日)	3,737	3,802	0.2024	0.2059
第20 特定期間末 (2019年 4月 25日)	3,827	3,880	0.2147	0.2177
第21 特定期間末 (2019年 10月 25日)	3,684	3,733	0.2273	0.2303
第22 特定期間末 (2020年 4月 27日)	2,758	2,787	0.1857	0.1877
第23 特定期間末 (2020年 10月 26日)	1,986	2,010	0.1665	0.1685
第24 特定期間末 (2021年 4月 26日)	1,757	1,778	0.1646	0.1666
第25 特定期間末 (2021年 10月 25日)	1,611	1,632	0.1556	0.1576
第26 特定期間末 (2022年 4月 25日)	908	926	0.1019	0.1039
第27 特定期間末 (2022年 10月 25日)	821	830	0.0881	0.0891
第28 特定期間末 (2023年 4月 25日)	810	819	0.0877	0.0887
第29 特定期間末 (2023年 10月 25日)	696	700	0.0787	0.0792
2022年 10月 末日	832	—	0.0888	—
11月 末日	823	—	0.0890	—
12月 末日	784	—	0.0845	—
2023年 1月 末日	797	—	0.0862	—
2月 末日	810	—	0.0877	—
3月 末日	796	—	0.0858	—
4月 末日	823	—	0.0886	—
5月 末日	875	—	0.0939	—
6月 末日	774	—	0.0832	—
7月 末日	716	—	0.0772	—
8月 末日	744	—	0.0828	—
9月 末日	718	—	0.0806	—
10月 末日	700	—	0.0792	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第10特定期間	2013年10月26日～2014年4月25日	0.0390
第11特定期間	2014年4月26日～2014年10月27日	0.0390
第12特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0615
第13特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0840
第14特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0840
第15特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0630
第16特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0420
第17特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0385
第18特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0210
第19特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0210
第20特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0185
第21特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0180
第22特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0130
第23特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0120
第24特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0120
第25特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0120
第26特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0120
第27特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0110
第28特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0060
第29特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0055

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第10特定期間	2013年10月26日～2014年4月25日	3.4
第11特定期間	2014年4月26日～2014年10月27日	8.5
第12特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	△1.6
第13特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	△2.9
第14特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	△1.2
第15特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	△5.2
第16特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	△7.2
第17特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	7.9
第18特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	△10.1
第19特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	△20.1
第20特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	15.2
第21特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	14.3
第22特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	△12.6
第23特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	△3.9

第 24 特定期間	2020 年 10 月 27 日～2021 年 4 月 26 日	6.1
第 25 特定期間	2021 年 4 月 27 日～2021 年 10 月 25 日	1.8
第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	△26.8
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	△2.7
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	6.4
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	△4.0

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第 10 特定期間	2013 年 10 月 26 日～2014 年 4 月 25 日	512,316,913	1,476,240,406
第 11 特定期間	2014 年 4 月 26 日～2014 年 10 月 27 日	1,018,266,697	1,125,834,119
第 12 特定期間	2014 年 10 月 28 日～2015 年 4 月 27 日	363,487,438	1,146,828,177
第 13 特定期間	2015 年 4 月 28 日～2015 年 10 月 26 日	720,540,305	1,220,999,057
第 14 特定期間	2015 年 10 月 27 日～2016 年 4 月 25 日	575,961,948	955,847,989
第 15 特定期間	2016 年 4 月 26 日～2016 年 10 月 25 日	1,227,017,879	1,354,896,733
第 16 特定期間	2016 年 10 月 26 日～2017 年 4 月 25 日	3,297,047,563	1,105,948,160
第 17 特定期間	2017 年 4 月 26 日～2017 年 10 月 25 日	12,217,135,844	1,080,590,634
第 18 特定期間	2017 年 10 月 26 日～2018 年 4 月 25 日	2,733,382,472	2,309,273,473
第 19 特定期間	2018 年 4 月 26 日～2018 年 10 月 25 日	1,840,005,711	3,347,988,112
第 20 特定期間	2018 年 10 月 26 日～2019 年 4 月 25 日	1,152,522,970	1,791,060,418
第 21 特定期間	2019 年 4 月 26 日～2019 年 10 月 25 日	1,274,757,222	2,885,473,673
第 22 特定期間	2019 年 10 月 26 日～2020 年 4 月 27 日	967,756,236	2,328,972,728
第 23 特定期間	2020 年 4 月 28 日～2020 年 10 月 26 日	324,774,902	3,250,263,873
第 24 特定期間	2020 年 10 月 27 日～2021 年 4 月 26 日	452,475,309	1,706,808,588
第 25 特定期間	2021 年 4 月 27 日～2021 年 10 月 25 日	968,261,244	1,283,490,023
第 26 特定期間	2021 年 10 月 26 日～2022 年 4 月 25 日	507,638,707	1,949,912,192
第 27 特定期間	2022 年 4 月 26 日～2022 年 10 月 25 日	1,003,371,590	597,240,054
第 28 特定期間	2022 年 10 月 26 日～2023 年 4 月 25 日	440,919,905	523,411,961
第 29 特定期間	2023 年 4 月 26 日～2023 年 10 月 25 日	505,994,144	896,636,879

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年2回決算型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	52,455,456	99.10
	日本	21,020	0.04
	小計	52,476,476	99.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	457,945	0.87
合計（純資産総額）		52,934,421	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益 証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (TRY Class)	47,514	1,096	52,075,344	1,104	52,455,456	99.10
日本	投資信託受益 証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	21,205	0.9913	21,020	0.9913	21,020	0.04

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.13
合計	99.13

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第10 計算期間末 (2014年 4月 25日)	400	401	1.2624	1.2634
第11 計算期間末 (2014年 10月 27日)	559	559	1.3695	1.3705
第12 計算期間末 (2015年 4月 27日)	417	418	1.3332	1.3342
第13 計算期間末 (2015年 10月 26日)	265	265	1.2940	1.2950
第14 計算期間末 (2016年 4月 25日)	203	203	1.2807	1.2817
第15 計算期間末 (2016年 10月 25日)	171	171	1.2117	1.2127
第16 計算期間末 (2017年 4月 25日)	155	156	1.1242	1.1252
第17 計算期間末 (2017年 10月 25日)	497	497	1.2126	1.2136
第18 計算期間末 (2018年 4月 25日)	456	456	1.0845	1.0855
第19 計算期間末 (2018年 10月 25日)	293	293	0.8661	0.8671
第20 計算期間末 (2019年 4月 25日)	333	333	0.9979	0.9989
第21 計算期間末 (2019年 10月 25日)	314	314	1.1442	1.1452
第22 計算期間末 (2020年 4月 27日)	203	203	0.9935	0.9935
第23 計算期間末 (2020年 10月 26日)	166	166	0.9509	0.9509
第24 計算期間末 (2021年 4月 26日)	111	111	1.0071	1.0071
第25 計算期間末 (2021年 10月 25日)	91	91	1.0217	1.0227
第26 計算期間末 (2022年 4月 25日)	51	51	0.7616	0.7616
第27 計算期間末 (2022年 10月 25日)	50	50	0.7440	0.7440
第28 計算期間末 (2023年 4月 25日)	54	54	0.7925	0.7925
第29 計算期間末 (2023年 10月 25日)	52	52	0.7596	0.7596
2022年 10月 末日	50	—	0.7493	—
11月 末日	51	—	0.7597	—
12月 末日	49	—	0.7293	—
2023年 1月 末日	50	—	0.7528	—
2月 末日	53	—	0.7747	—
3月 末日	52	—	0.7665	—
4月 末日	55	—	0.8007	—
5月 末日	59	—	0.8579	—
6月 末日	53	—	0.7684	—
7月 末日	50	—	0.7227	—
8月 末日	55	—	0.7852	—
9月 末日	53	—	0.7732	—
10月 末日	52	—	0.7649	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	0.0010
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	0.0010
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0010
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0010
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0010
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0010
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0010
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0010
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0010
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0010
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0010
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0010
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0000
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0000
第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0000
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0010
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0000
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0000
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0000
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	3.5
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	8.6
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	△2.6
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	△2.9
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	△1.0
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	△5.3
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	△7.1
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	8.0
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	△10.5
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	△20.0
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	15.3
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	14.8
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	△13.2
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	△4.3

第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	5.9
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	1.5
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	△25.5
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	△2.3
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	6.5
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	△4.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第10期	2013年10月26日～2014年4月25日	20,862,376	38,821,679
第11期	2014年4月26日～2014年10月27日	139,799,186	48,757,178
第12期	2014年10月28日～2015年4月27日	7,799,340	102,907,906
第13期	2015年4月28日～2015年10月26日	10,778,055	119,060,142
第14期	2015年10月27日～2016年4月25日	3,370,778	49,682,309
第15期	2016年4月26日～2016年10月25日	4,374,823	21,400,342
第16期	2016年10月26日～2017年4月25日	25,088,652	28,220,611
第17期	2017年4月26日～2017年10月25日	288,410,036	16,875,795
第18期	2017年10月26日～2018年4月25日	36,682,725	26,378,214
第19期	2018年4月26日～2018年10月25日	59,357,272	141,211,994
第20期	2018年10月26日～2019年4月25日	30,061,587	34,989,897
第21期	2019年4月26日～2019年10月25日	6,069,514	64,892,522
第22期	2019年10月26日～2020年4月27日	5,053,425	74,983,163
第23期	2020年4月28日～2020年10月26日	1,580,889	31,722,730
第24期	2020年10月27日～2021年4月26日	1,637,579	65,516,827
第25期	2021年4月27日～2021年10月25日	509,440	21,593,896
第26期	2021年10月26日～2022年4月25日	1,506,081	23,514,836
第27期	2022年4月26日～2022年10月25日	1,309,895	1,847,617
第28期	2022年10月26日～2023年4月25日	1,784,316	175,191
第29期	2023年4月26日～2023年10月25日	1,471,972	1,226,453

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	3,100,348,726	98.79
	日本	989	0.00
	小計	3,100,349,715	98.79
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	37,865,667	1.21
合計（純資産総額）		3,138,215,382	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)	309,818	9,979	3,091,673,822	10,007	3,100,348,726	98.79
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	0.9913	989	0.9913	989	0.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.79
合計	98.79

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1 特定期間末 (2014年10月27日)	993	995	1.0639	1.0659
第2 特定期間末 (2015年4月27日)	3,536	3,560	1.1747	1.1827
第3 特定期間末 (2015年10月26日)	5,670	5,711	1.1002	1.1082
第4 特定期間末 (2016年4月25日)	6,716	6,771	0.9810	0.9890
第5 特定期間末 (2016年10月25日)	7,747	7,798	0.9229	0.9289
第6 特定期間末 (2017年4月25日)	8,297	8,351	0.9275	0.9335
第7 特定期間末 (2017年10月25日)	8,617	8,645	0.9418	0.9448
第8 特定期間末 (2018年4月25日)	5,910	5,931	0.8671	0.8701
第9 特定期間末 (2018年10月25日)	5,190	5,208	0.8740	0.8770
第10 特定期間末 (2019年4月25日)	5,017	5,033	0.8959	0.8989
第11 特定期間末 (2019年10月25日)	4,935	4,952	0.9050	0.9080
第12 特定期間末 (2020年4月27日)	4,167	4,181	0.8899	0.8929
第13 特定期間末 (2020年10月26日)	3,914	3,927	0.8893	0.8923
第14 特定期間末 (2021年4月26日)	3,481	3,493	0.8927	0.8957
第15 特定期間末 (2021年10月25日)	3,300	3,311	0.9286	0.9316
第16 特定期間末 (2022年4月25日)	2,886	2,895	0.9044	0.9074
第17 特定期間末 (2022年10月25日)	2,970	2,979	0.9075	0.9105
第18 特定期間末 (2023年4月25日)	2,928	2,938	0.8776	0.8806
第19 特定期間末 (2023年10月25日)	3,110	3,121	0.9041	0.9071
2022年10月末日	2,991	—	0.9131	—
11月末日	3,102	—	0.8998	—
12月末日	2,909	—	0.8553	—
2023年1月末日	2,948	—	0.8590	—
2月末日	3,024	—	0.8733	—
3月末日	2,978	—	0.8635	—
4月末日	2,933	—	0.8797	—
5月末日	2,990	—	0.8973	—
6月末日	3,173	—	0.9335	—
7月末日	3,074	—	0.8878	—
8月末日	3,203	—	0.9274	—
9月末日	3,182	—	0.9207	—
10月末日	3,138	—	0.9065	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2014年7月23日～2014年10月27日	0.0020
第2特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0300
第3特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0480
第4特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0480
第5特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0420
第6特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0360
第7特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0330
第8特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0180
第9特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0180
第10特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0180
第11特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0180
第12特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0180
第13特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0180
第14特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0180
第15特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0180
第16特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0180
第17特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0180
第18特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0180
第19特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0180

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2014年7月23日～2014年10月27日	6.6
第2特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	13.2
第3特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	△2.3
第4特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	△6.5
第5特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	△1.6
第6特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	4.4
第7特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	5.1
第8特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	△6.0
第9特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	2.9
第10特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	4.6
第11特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	3.0
第12特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	0.3
第13特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	2.0
第14特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	2.4
第15特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	6.0

第16 特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	△0.7
第17 特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	2.3
第18 特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	△1.3
第19 特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	5.1

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1 特定期間	2014年7月23日～2014年10月27日	934,412,609	148,526
第2 特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	2,086,323,861	9,895,537
第3 特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	2,560,883,403	417,794,266
第4 特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	2,185,688,108	492,509,002
第5 特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	2,076,379,257	528,040,560
第6 特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	2,286,313,537	1,735,711,103
第7 特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	1,290,186,420	1,085,942,330
第8 特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	136,099,024	2,469,454,104
第9 特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	271,096,594	1,148,408,813
第10 特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	345,509,940	684,669,068
第11 特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	577,845,628	724,286,801
第12 特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	566,714,456	1,337,682,434
第13 特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	127,977,387	409,492,294
第14 特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	39,667,558	541,186,761
第15 特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	40,550,893	385,888,783
第16 特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	179,714,459	542,889,766
第17 特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	194,454,858	112,993,188
第18 特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	387,481,988	323,421,711
第19 特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	303,931,646	200,135,298

(注)第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	1,486,739,990	98.04
	日本	989	0.00
	小計	1,486,740,979	98.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	29,769,998	1.96
合計（純資産総額）		1,516,510,977	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)	148,570	9,979.53	1,482,659,704	10,007	1,486,739,990	98.04
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	998	0.9913	989	0.9913	989	0.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.04
合計	98.04

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2014年10月27日)	252	252	1.0655	1.0665
第2計算期間末 (2015年4月27日)	1,145	1,146	1.2047	1.2057
第3計算期間末 (2015年10月26日)	1,267	1,268	1.1761	1.1771
第4計算期間末 (2016年4月25日)	1,435	1,436	1.0980	1.0990
第5計算期間末 (2016年10月25日)	1,505	1,506	1.0796	1.0806
第6計算期間末 (2017年4月25日)	1,486	1,487	1.1264	1.1274
第7計算期間末 (2017年10月25日)	1,391	1,392	1.1836	1.1846
第8計算期間末 (2018年4月25日)	1,204	1,205	1.1099	1.1109
第9計算期間末 (2018年10月25日)	1,259	1,261	1.1403	1.1413
第10計算期間末 (2019年4月25日)	1,342	1,343	1.1926	1.1936
第11計算期間末 (2019年10月25日)	1,388	1,389	1.2285	1.2295
第12計算期間末 (2020年4月27日)	1,298	1,299	1.2304	1.2314
第13計算期間末 (2020年10月26日)	1,289	1,290	1.2528	1.2538
第14計算期間末 (2021年4月26日)	1,250	1,251	1.2818	1.2828
第15計算期間末 (2021年10月25日)	1,312	1,313	1.3580	1.3590
第16計算期間末 (2022年4月25日)	1,309	1,310	1.3479	1.3489
第17計算期間末 (2022年10月25日)	1,262	1,263	1.3803	1.3813
第18計算期間末 (2023年4月25日)	1,547	1,548	1.3619	1.3629
第19計算期間末 (2023年10月25日)	1,498	1,499	1.4313	1.4323
2022年10月末日	1,290	—	1.3888	—
11月末日	1,530	—	1.3730	—
12月末日	1,473	—	1.3096	—
2023年1月末日	1,502	—	1.3199	—
2月末日	1,492	—	1.3472	—
3月末日	1,501	—	1.3367	—
4月末日	1,562	—	1.3652	—
5月末日	1,627	—	1.3970	—
6月末日	1,656	—	1.4591	—
7月末日	1,599	—	1.3919	—
8月末日	1,675	—	1.4588	—
9月末日	1,695	—	1.4529	—
10月末日	1,516	—	1.4351	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2014年7月23日～2014年10月27日	0.0010
第2期	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0010
第3期	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0010
第4期	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0010
第5期	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0010
第6期	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0010
第7期	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0010
第8期	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0010
第9期	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0010
第10期	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0010
第11期	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0010
第12期	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0010
第13期	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0010
第14期	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0010
第15期	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0010
第16期	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0010
第17期	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0010
第18期	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0010
第19期	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2014年7月23日～2014年10月27日	6.7
第2期	2014年10月28日～2015年4月27日	13.2
第3期	2015年4月28日～2015年10月26日	△2.3
第4期	2015年10月27日～2016年4月25日	△6.6
第5期	2016年4月26日～2016年10月25日	△1.6
第6期	2016年10月26日～2017年4月25日	4.4
第7期	2017年4月26日～2017年10月25日	5.2
第8期	2017年10月26日～2018年4月25日	△6.1
第9期	2018年4月26日～2018年10月25日	2.8
第10期	2018年10月26日～2019年4月25日	4.7
第11期	2019年4月26日～2019年10月25日	3.1
第12期	2019年10月26日～2020年4月27日	0.2
第13期	2020年4月28日～2020年10月26日	1.9
第14期	2020年10月27日～2021年4月26日	2.4
第15期	2021年4月27日～2021年10月25日	6.0
第16期	2021年10月26日～2022年4月25日	△0.7

第17期	2022年4月26日～2022年10月25日	2.5
第18期	2022年10月26日～2023年4月25日	△1.3
第19期	2023年4月26日～2023年10月25日	5.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2014年7月23日～2014年10月27日	237,114,950	119,630
第2期	2014年10月28日～2015年4月27日	724,089,927	10,445,749
第3期	2015年4月28日～2015年10月26日	268,244,053	140,857,273
第4期	2015年10月27日～2016年4月25日	334,707,681	105,726,977
第5期	2016年4月26日～2016年10月25日	222,453,510	135,042,152
第6期	2016年10月26日～2017年4月25日	316,496,193	391,389,381
第7期	2017年4月26日～2017年10月25日	74,824,239	218,613,415
第8期	2017年10月26日～2018年4月25日	16,592,775	107,219,127
第9期	2018年4月26日～2018年10月25日	135,325,911	115,518,091
第10期	2018年10月26日～2019年4月25日	151,191,857	130,307,264
第11期	2019年4月26日～2019年10月25日	117,272,585	112,579,957
第12期	2019年10月26日～2020年4月27日	101,882,225	177,109,678
第13期	2020年4月28日～2020年10月26日	16,638,968	42,504,668
第14期	2020年10月27日～2021年4月26日	62,641,850	116,193,894
第15期	2021年4月27日～2021年10月25日	22,119,516	31,682,210
第16期	2021年10月26日～2022年4月25日	21,718,649	16,631,597
第17期	2022年4月26日～2022年10月25日	50,014,262	106,812,513
第18期	2022年10月26日～2023年4月25日	274,584,970	53,106,890
第19期	2023年4月26日～2023年10月25日	103,175,650	192,234,562

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	42,512,030	98.08
	日本	989	0.00
	小計	42,513,019	98.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	831,166	1.92
合計（純資産総額）		43,344,185	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益 証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (EUR Class)	4,742	9,047	42,900,874	8,965	42,512,030	98.08
日本	投資信託受益 証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	998	0.9913	989	0.9913	989	0.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.08
合計	98.08

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1 特定期間末 (2014年10月27日)	80	80	0.9991	1.0011
第2 特定期間末 (2015年4月27日)	71	71	0.9600	0.9620
第3 特定期間末 (2015年10月26日)	82	83	0.9556	0.9576
第4 特定期間末 (2016年4月25日)	55	56	0.8953	0.8973
第5 特定期間末 (2016年10月25日)	48	48	0.8302	0.8322
第6 特定期間末 (2017年4月25日)	63	63	0.8470	0.8490
第7 特定期間末 (2017年10月25日)	62	62	0.9409	0.9429
第8 特定期間末 (2018年4月25日)	86	86	0.8946	0.8966
第9 特定期間末 (2018年10月25日)	78	78	0.8406	0.8426
第10 特定期間末 (2019年4月25日)	72	73	0.8340	0.8360
第11 特定期間末 (2019年10月25日)	70	70	0.8291	0.8311
第12 特定期間末 (2020年4月27日)	66	66	0.7834	0.7854
第13 特定期間末 (2020年10月26日)	72	72	0.8569	0.8589
第14 特定期間末 (2021年4月26日)	46	47	0.8806	0.8816
第15 特定期間末 (2021年10月25日)	46	46	0.8942	0.8952
第16 特定期間末 (2022年4月25日)	42	42	0.8177	0.8187
第17 特定期間末 (2022年10月25日)	40	40	0.7457	0.7467
第18 特定期間末 (2023年4月25日)	43	43	0.7993	0.8003
第19 特定期間末 (2023年10月25日)	43	43	0.8036	0.8046
2022年10月末日	41	—	0.7610	—
11月末日	41	—	0.7780	—
12月末日	40	—	0.7553	—
2023年1月末日	41	—	0.7755	—
2月末日	41	—	0.7639	—
3月末日	41	—	0.7762	—
4月末日	43	—	0.8062	—
5月末日	43	—	0.7969	—
6月末日	45	—	0.8440	—
7月末日	43	—	0.8082	—
8月末日	45	—	0.8375	—
9月末日	43	—	0.8038	—
10月末日	43	—	0.7963	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2014年7月23日～2014年10月27日	0.0020
第2特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0120
第3特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0120
第4特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0120
第5特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0120
第6特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0120
第7特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0120
第8特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0120
第9特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0120
第10特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0120
第11特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0120
第12特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0120
第13特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0120
第14特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0100
第15特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0060
第16特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0060
第17特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0060
第18特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0060
第19特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0060

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2014年7月23日～2014年10月27日	0.1
第2特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	△2.7
第3特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	0.8
第4特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	△5.1
第5特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	△5.9
第6特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	3.5
第7特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	12.5
第8特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	△3.6
第9特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	△4.7
第10特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	0.6
第11特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	0.9
第12特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	△4.1
第13特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	10.9
第14特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	3.9
第15特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	2.2

第16 特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	△7.9
第17 特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	△8.1
第18 特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	8.0
第19 特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	1.3

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1 特定期間	2014年7月23日～2014年10月27日	80,965,303	205,904
第2 特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	5,083,421	11,151,830
第3 特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	50,738,672	38,714,512
第4 特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	19,557,646	43,733,923
第5 特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	640,319	4,504,800
第6 特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	19,782,349	3,376,470
第7 特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	10,498,170	19,006,890
第8 特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	33,126,130	2,749,126
第9 特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	2,291,412	6,078,806
第10 特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	306,861	6,133,442
第11 特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	156,817	2,118,169
第12 特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	972,842	1,344,453
第13 特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	317,110	562,774
第14 特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	184,095	31,585,763
第15 特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	2,348,536	3,579,645
第16 特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	292,653	230,928
第17 特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	1,942,320	156,935
第18 特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	84,759	87,305
第19 特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	473,883	14,661

(注)第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年2回決算型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	2,447,445	98.20
	日本	989	0.04
	小計	2,448,434	98.24
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	43,899	1.76
合計（純資産総額）		2,492,333	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益 証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (EUR Class)	273	9,047	2,469,831	8,965	2,447,445	98.20
日本	投資信託受益 証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	998	0.9913	989	0.9913	989	0.04

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.24
合計	98.24

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2014年10月27日)	5	5	0.9997	1.0007
第2計算期間末 (2015年4月27日)	6	6	0.9702	0.9712
第3計算期間末 (2015年10月26日)	14	14	0.9769	0.9779
第4計算期間末 (2016年4月25日)	9	9	0.9225	0.9235
第5計算期間末 (2016年10月25日)	8	8	0.8658	0.8668
第6計算期間末 (2017年4月25日)	18	18	0.8947	0.8957
第7計算期間末 (2017年10月25日)	22	22	1.0084	1.0094
第8計算期間末 (2018年4月25日)	12	12	0.9743	0.9753
第9計算期間末 (2018年10月25日)	9	9	0.9278	0.9288
第10計算期間末 (2019年4月25日)	9	9	0.9328	0.9338
第11計算期間末 (2019年10月25日)	2	2	0.9496	0.9506
第12計算期間末 (2020年4月27日)	1	1	0.9104	0.9114
第13計算期間末 (2020年10月26日)	0.51381	0.514311	1.0243	1.0253
第14計算期間末 (2021年4月26日)	0.977373	0.978293	1.0621	1.0631
第15計算期間末 (2021年10月25日)	2	2	1.0838	1.0848
第16計算期間末 (2022年4月25日)	2	2	0.9974	0.9984
第17計算期間末 (2022年10月25日)	2	2	0.9178	0.9178
第18計算期間末 (2023年4月25日)	2	2	0.9907	0.9907
第19計算期間末 (2023年10月25日)	2	2	1.0026	1.0026
2022年10月末日	2	—	0.9363	—
11月末日	2	—	0.9584	—
12月末日	2	—	0.9317	—
2023年1月末日	2	—	0.9578	—
2月末日	2	—	0.9448	—
3月末日	2	—	0.9611	—
4月末日	2	—	0.9991	—
5月末日	2	—	0.9884	—
6月末日	2	—	1.0473	—
7月末日	2	—	1.0046	—
8月末日	2	—	1.0419	—
9月末日	2	—	1.0015	—
10月末日	2	—	0.9935	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2014年7月23日～2014年10月27日	0.0010
第2期	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0010
第3期	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0010
第4期	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0010
第5期	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0010
第6期	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0010
第7期	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0010
第8期	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0010
第9期	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0010
第10期	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0010
第11期	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0010
第12期	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0010
第13期	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0010
第14期	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0010
第15期	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0010
第16期	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0010
第17期	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0000
第18期	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0000
第19期	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2014年7月23日～2014年10月27日	0.1
第2期	2014年10月28日～2015年4月27日	△2.9
第3期	2015年4月28日～2015年10月26日	0.8
第4期	2015年10月27日～2016年4月25日	△5.5
第5期	2016年4月26日～2016年10月25日	△6.0
第6期	2016年10月26日～2017年4月25日	3.5
第7期	2017年4月26日～2017年10月25日	12.8
第8期	2017年10月26日～2018年4月25日	△3.3
第9期	2018年4月26日～2018年10月25日	△4.7
第10期	2018年10月26日～2019年4月25日	0.6
第11期	2019年4月26日～2019年10月25日	1.9
第12期	2019年10月26日～2020年4月27日	△4.0
第13期	2020年4月28日～2020年10月26日	12.6
第14期	2020年10月27日～2021年4月26日	3.8
第15期	2021年4月27日～2021年10月25日	2.1

第16期	2021年10月26日～2022年4月25日	△7.9
第17期	2022年4月26日～2022年10月25日	△8.0
第18期	2022年10月26日～2023年4月25日	7.9
第19期	2023年4月26日～2023年10月25日	1.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2014年7月23日～2014年10月27日	5,485,897	110,000
第2期	2014年10月28日～2015年4月27日	1,209,206	—
第3期	2015年4月28日～2015年10月26日	8,315,982	96,542
第4期	2015年10月27日～2016年4月25日	202,052	5,056,820
第5期	2016年4月26日～2016年10月25日	311,681	135,735
第6期	2016年10月26日～2017年4月25日	10,908,268	255,588
第7期	2017年4月26日～2017年10月25日	1,853,377	303,473
第8期	2017年10月26日～2018年4月25日	2,294,394	11,595,051
第9期	2018年4月26日～2018年10月25日	942,906	3,662,363
第10期	2018年10月26日～2019年4月25日	175,130	487,565
第11期	2019年4月26日～2019年10月25日	2,418	7,722,854
第12期	2019年10月26日～2020年4月27日	2,275	165,136
第13期	2020年4月28日～2020年10月26日	4,204,205	5,815,046
第14期	2020年10月27日～2021年4月26日	605,179	186,529
第15期	2021年4月27日～2021年10月25日	1,833,894	19,216
第16期	2021年10月26日～2022年4月25日	11,487	211,709
第17期	2022年4月26日～2022年10月25日	954,013	939,330
第18期	2022年10月26日～2023年4月25日	15,878	—
第19期	2023年4月26日～2023年10月25日	85,896	142,494

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	91,045,355	98.84
	日本	989	0.00
	小計	91,046,344	98.84
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,068,950	1.16
合計（純資産総額）		92,115,294	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益 証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (MXN Class)	10,715	8,444	90,477,460	8,497	91,045,355	98.84
日本	投資信託受益 証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	998	0.9913	989	0.9913	989	0.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.84
合計	98.84

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1 特定期間末 (2014年10月27日)	259	260	1.0244	1.0284
第2 特定期間末 (2015年4月27日)	253	255	1.0065	1.0145
第3 特定期間末 (2015年10月26日)	178	179	0.8837	0.8917
第4 特定期間末 (2016年4月25日)	138	140	0.7398	0.7478
第5 特定期間末 (2016年10月25日)	143	144	0.6572	0.6612
第6 特定期間末 (2017年4月25日)	316	318	0.6764	0.6804
第7 特定期間末 (2017年10月25日)	294	295	0.6908	0.6948
第8 特定期間末 (2018年4月25日)	268	270	0.6500	0.6540
第9 特定期間末 (2018年10月25日)	146	147	0.6525	0.6565
第10 特定期間末 (2019年4月25日)	142	143	0.6846	0.6886
第11 特定期間末 (2019年10月25日)	128	129	0.6966	0.7006
第12 特定期間末 (2020年4月27日)	171	172	0.5299	0.5329
第13 特定期間末 (2020年10月26日)	210	211	0.6298	0.6328
第14 特定期間末 (2021年4月26日)	219	220	0.6740	0.6770
第15 特定期間末 (2021年10月25日)	208	209	0.6986	0.7016
第16 特定期間末 (2022年4月25日)	200	201	0.6975	0.7005
第17 特定期間末 (2022年10月25日)	201	202	0.7284	0.7314
第18 特定期間末 (2023年4月25日)	203	203	0.7993	0.8023
第19 特定期間末 (2023年10月25日)	92	92	0.8439	0.8469
2022年10月末日	204	—	0.7384	—
11月末日	207	—	0.7511	—
12月末日	197	—	0.7115	—
2023年1月末日	186	—	0.7410	—
2月末日	194	—	0.7710	—
3月末日	196	—	0.7793	—
4月末日	202	—	0.7958	—
5月末日	155	—	0.8406	—
6月末日	102	—	0.9069	—
7月末日	96	—	0.8767	—
8月末日	101	—	0.9275	—
9月末日	96	—	0.8770	—
10月末日	92	—	0.8491	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2014年7月23日～2014年10月27日	0.0040
第2特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0360
第3特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0480
第4特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0480
第5特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0360
第6特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0240
第7特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0240
第8特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0240
第9特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0240
第10特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0240
第11特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0240
第12特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0190
第13特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0180
第14特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0180
第15特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0180
第16特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0180
第17特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0180
第18特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0180
第19特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0180

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2014年7月23日～2014年10月27日	2.8
第2特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	1.8
第3特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	△7.4
第4特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	△10.9
第5特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	△6.3
第6特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	6.6
第7特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	5.7
第8特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	△2.4
第9特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	4.1
第10特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	8.6
第11特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	5.3
第12特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	△21.2
第13特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	22.2
第14特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	9.9
第15特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	6.3

第16 特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	2.4
第17 特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	7.0
第18 特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	12.2
第19 特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	7.8

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1 特定期間	2014年7月23日～2014年10月27日	252,976,452	110,000
第2 特定期間	2014年10月28日～2015年4月27日	38,597,705	39,310,182
第3 特定期間	2015年4月28日～2015年10月26日	25,952,787	76,587,459
第4 特定期間	2015年10月27日～2016年4月25日	10,777,163	24,591,512
第5 特定期間	2016年4月26日～2016年10月25日	34,520,919	3,851,654
第6 特定期間	2016年10月26日～2017年4月25日	259,593,123	9,957,880
第7 特定期間	2017年4月26日～2017年10月25日	75,311,165	117,424,215
第8 特定期間	2017年10月26日～2018年4月25日	25,406,218	38,299,274
第9 特定期間	2018年4月26日～2018年10月25日	34,145,889	222,735,179
第10 特定期間	2018年10月26日～2019年4月25日	46,772,795	63,218,726
第11 特定期間	2019年4月26日～2019年10月25日	8,262,332	31,875,583
第12 特定期間	2019年10月26日～2020年4月27日	168,812,028	30,181,918
第13 特定期間	2020年4月28日～2020年10月26日	21,094,564	9,923,566
第14 特定期間	2020年10月27日～2021年4月26日	9,393,467	18,244,965
第15 特定期間	2021年4月27日～2021年10月25日	4,650,192	30,787,741
第16 特定期間	2021年10月26日～2022年4月25日	8,748,235	20,631,094
第17 特定期間	2022年4月26日～2022年10月25日	3,851,000	14,101,698
第18 特定期間	2022年10月26日～2023年4月25日	6,619,257	29,493,068
第19 特定期間	2023年4月26日～2023年10月25日	24,073,016	168,657,156

(注)第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）】

以下の運用状況は2023年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	36,876,980	98.59
	日本	989	0.00
	小計	36,877,969	98.59
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	527,986	1.41
合計（純資産総額）		37,405,955	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (MXN Class)	4,340	8,444	36,646,960	8,497	36,876,980	98.59
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	998	0.9913	989	0.9913	989	0.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.59
合計	98.59

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2014年10月27日)	16	16	1.0257	1.0267
第2計算期間末 (2015年4月27日)	19	20	1.0452	1.0462
第3計算期間末 (2015年10月26日)	25	25	0.9637	0.9647
第4計算期間末 (2016年4月25日)	19	19	0.8622	0.8632
第5計算期間末 (2016年10月25日)	18	18	0.8081	0.8091
第6計算期間末 (2017年4月25日)	33	33	0.8612	0.8622
第7計算期間末 (2017年10月25日)	75	75	0.9082	0.9092
第8計算期間末 (2018年4月25日)	72	72	0.8844	0.8854
第9計算期間末 (2018年10月25日)	64	65	0.9177	0.9187
第10計算期間末 (2019年4月25日)	44	44	0.9991	1.0001
第11計算期間末 (2019年10月25日)	47	47	1.0509	1.0519
第12計算期間末 (2020年4月27日)	28	28	0.8226	0.8236
第13計算期間末 (2020年10月26日)	40	40	1.0067	1.0077
第14計算期間末 (2021年4月26日)	41	41	1.1056	1.1066
第15計算期間末 (2021年10月25日)	31	31	1.1751	1.1761
第16計算期間末 (2022年4月25日)	29	29	1.2043	1.2053
第17計算期間末 (2022年10月25日)	27	27	1.2872	1.2882
第18計算期間末 (2023年4月25日)	29	29	1.4475	1.4485
第19計算期間末 (2023年10月25日)	37	37	1.5653	1.5663
2022年10月末日	27	—	1.3050	—
11月末日	28	—	1.3328	—
12月末日	27	—	1.2675	—
2023年1月末日	28	—	1.3267	—
2月末日	28	—	1.3862	—
3月末日	28	—	1.4067	—
4月末日	29	—	1.4414	—
5月末日	31	—	1.5313	—
6月末日	34	—	1.6604	—
7月末日	33	—	1.6107	—
8月末日	36	—	1.7092	—
9月末日	33	—	1.6218	—
10月末日	37	—	1.5747	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2014年7月23日～2014年10月27日	0.0010
第2期	2014年10月28日～2015年4月27日	0.0010
第3期	2015年4月28日～2015年10月26日	0.0010
第4期	2015年10月27日～2016年4月25日	0.0010
第5期	2016年4月26日～2016年10月25日	0.0010
第6期	2016年10月26日～2017年4月25日	0.0010
第7期	2017年4月26日～2017年10月25日	0.0010
第8期	2017年10月26日～2018年4月25日	0.0010
第9期	2018年4月26日～2018年10月25日	0.0010
第10期	2018年10月26日～2019年4月25日	0.0010
第11期	2019年4月26日～2019年10月25日	0.0010
第12期	2019年10月26日～2020年4月27日	0.0010
第13期	2020年4月28日～2020年10月26日	0.0010
第14期	2020年10月27日～2021年4月26日	0.0010
第15期	2021年4月27日～2021年10月25日	0.0010
第16期	2021年10月26日～2022年4月25日	0.0010
第17期	2022年4月26日～2022年10月25日	0.0010
第18期	2022年10月26日～2023年4月25日	0.0010
第19期	2023年4月26日～2023年10月25日	0.0010

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2014年7月23日～2014年10月27日	2.7
第2期	2014年10月28日～2015年4月27日	2.0
第3期	2015年4月28日～2015年10月26日	△7.7
第4期	2015年10月27日～2016年4月25日	△10.4
第5期	2016年4月26日～2016年10月25日	△6.2
第6期	2016年10月26日～2017年4月25日	6.7
第7期	2017年4月26日～2017年10月25日	5.6
第8期	2017年10月26日～2018年4月25日	△2.5
第9期	2018年4月26日～2018年10月25日	3.9
第10期	2018年10月26日～2019年4月25日	9.0
第11期	2019年4月26日～2019年10月25日	5.3
第12期	2019年10月26日～2020年4月27日	△21.6
第13期	2020年4月28日～2020年10月26日	22.5
第14期	2020年10月27日～2021年4月26日	9.9
第15期	2021年4月27日～2021年10月25日	6.4

第16期	2021年10月26日～2022年4月25日	2.6
第17期	2022年4月26日～2022年10月25日	7.0
第18期	2022年10月26日～2023年4月25日	12.5
第19期	2023年4月26日～2023年10月25日	8.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2014年7月23日～2014年10月27日	15,796,519	110,000
第2期	2014年10月28日～2015年4月27日	3,548,588	105,440
第3期	2015年4月28日～2015年10月26日	10,634,623	3,714,267
第4期	2015年10月27日～2016年4月25日	906,087	4,855,094
第5期	2016年4月26日～2016年10月25日	757,265	9,774
第6期	2016年10月26日～2017年4月25日	16,324,157	464,436
第7期	2017年4月26日～2017年10月25日	48,149,952	4,245,897
第8期	2017年10月26日～2018年4月25日	1,089,323	1,330,204
第9期	2018年4月26日～2018年10月25日	508,296	12,070,330
第10期	2018年10月26日～2019年4月25日	29,057,829	54,932,017
第11期	2019年4月26日～2019年10月25日	494,654	479,730
第12期	2019年10月26日～2020年4月27日	973,111	10,916,096
第13期	2020年4月28日～2020年10月26日	5,607,542	811,182
第14期	2020年10月27日～2021年4月26日	1,168,618	3,266,937
第15期	2021年4月27日～2021年10月25日	529,016	11,378,816
第16期	2021年10月26日～2022年4月25日	497,386	2,675,837
第17期	2022年4月26日～2022年10月25日	755,711	4,210,319
第18期	2022年10月26日～2023年4月25日	478,303	1,556,781
第19期	2023年4月26日～2023年10月25日	5,501,819	1,903,998

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

運用実績

- ◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
- ◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ◎以下、通貨コースごとに運用実績を掲載いたします。

基準価額・純資産の推移(2023年10月31日現在)

円コース(毎月分配型)



円コース(年2回決算型)



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

円コース(毎月分配型)

2023年6月	10円
2023年7月	10円
2023年8月	10円
2023年9月	10円
2023年10月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	4,620円

円コース(年2回決算型)

2021年10月	10円
2022年4月	10円
2022年10月	10円
2023年4月	10円
2023年10月	10円
設定来累計	280円

主要な資産の状況(2023年10月31日現在)

資産別比率

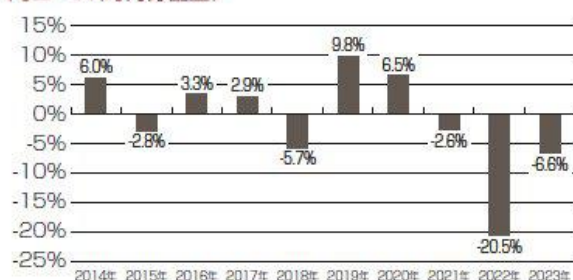
資産名	投資比率	
	円コース(毎月分配型)	円コース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)	99.71%	99.35%
UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.00%	0.00%
その他の資産	0.29%	0.65%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

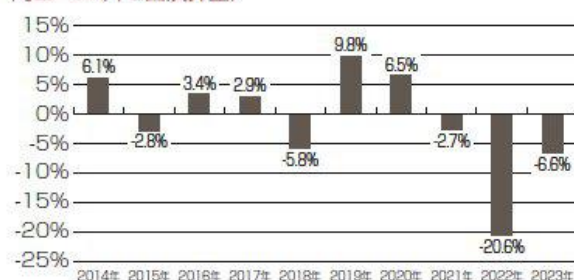
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記「外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況」をご覧ください。

年間収益率の推移(2023年10月31日現在)

円コース(毎月分配型)



円コース(年2回決算型)



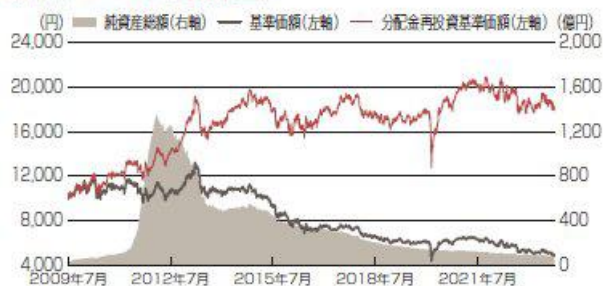
※2023年は年初から10月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移(2023年10月31日現在)

豪ドルコース(毎月分配型)



豪ドルコース(年2回決算型)



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

豪ドルコース(毎月分配型)

2023年6月	30円
2023年7月	30円
2023年8月	30円
2023年9月	30円
2023年10月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	11,460円

豪ドルコース(年2回決算型)

2021年10月	10円
2022年4月	10円
2022年10月	10円
2023年4月	10円
2023年10月	10円
設定来累計	280円

主要な資産の状況(2023年10月31日現在)

資産別比率

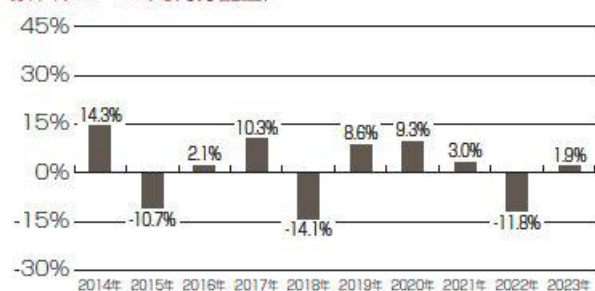
資産名	投資比率	
	豪ドルコース(毎月分配型)	豪ドルコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)	99.38%	99.10%
UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.01%	0.01%
その他の資産	0.61%	0.89%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

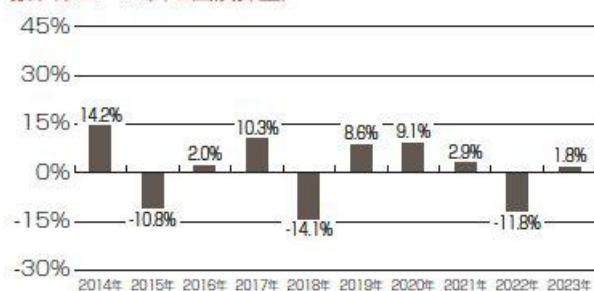
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記「外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況」をご覧ください。

年間収益率の推移(2023年10月31日現在)

豪ドルコース(毎月分配型)



豪ドルコース(年2回決算型)



※2023年は年初から10月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移(2023年10月31日現在)

ブラジルリアルコース(毎月分配型)



ブラジルリアルコース(年2回決算型)



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

ブラジルリアルコース(毎月分配型)

2023年6月	20円
2023年7月	20円
2023年8月	20円
2023年9月	20円
2023年10月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	10,575円

ブラジルリアルコース(年2回決算型)

2021年10月	10円
2022年4月	10円
2022年10月	10円
2023年4月	10円
2023年10月	10円
設定来累計	280円

主要な資産の状況(2023年10月31日現在)

資産別比率

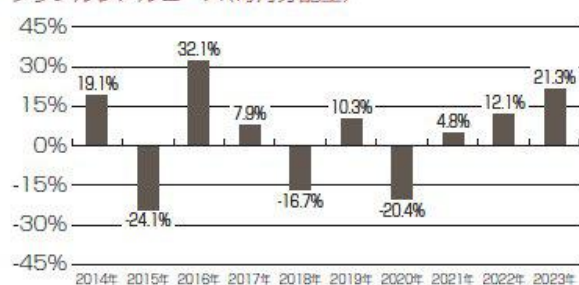
資産名	投資比率	
	ブラジルリアルコース(毎月分配型)	ブラジルリアルコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)	99.43%	99.26%
U B S 短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.01%	0.01%
その他の資産	0.56%	0.73%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記「外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況」をご覧ください。

年間収益率の推移(2023年10月31日現在)

ブラジルリアルコース(毎月分配型)



ブラジルリアルコース(年2回決算型)



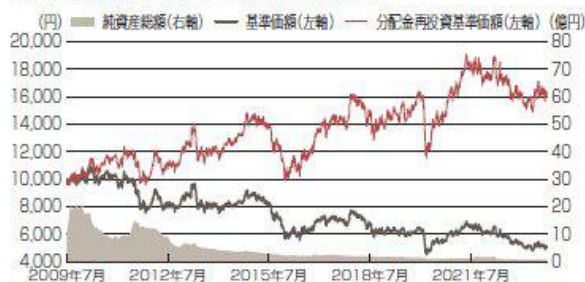
※2023年は年初から10月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移 (2023年10月31日現在)

南アフリカランドコース(毎月分配型)



南アフリカランドコース(年2回決算型)



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

南アフリカランドコース(毎月分配型)

2023年6月	30円
2023年7月	30円
2023年8月	30円
2023年9月	30円
2023年10月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	8,700円

南アフリカランドコース(年2回決算型)

2021年10月	10円
2022年4月	10円
2022年10月	10円
2023年4月	10円
2023年10月	10円
設定来累計	280円

主要な資産の状況 (2023年10月31日現在)

資産別比率

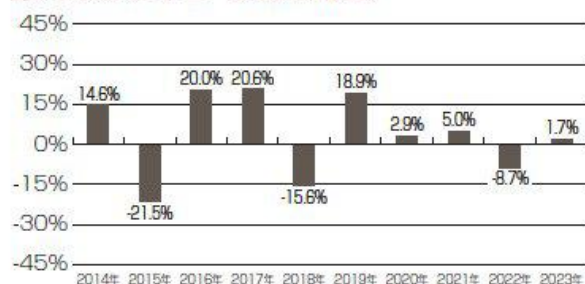
資産名	投資比率	
	南アフリカランドコース(毎月分配型)	南アフリカランドコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)	98.44%	97.00%
UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.03%	0.16%
その他の資産	1.53%	2.84%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記「外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況」をご覧ください。

年間収益率の推移 (2023年10月31日現在)

南アフリカランドコース(毎月分配型)



南アフリカランドコース(年2回決算型)



※2023年は年初から10月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移(2023年10月31日現在)

トルコリラコース(毎月分配型)



トルコリラコース(年2回決算型)



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

トルコリラコース(毎月分配型)

2023年6月	10円
2023年7月	10円
2023年8月	10円
2023年9月	10円
2023年10月	5円
直近1年間累計	115円
設定来累計	9,865円

トルコリラコース(年2回決算型)

2021年10月	10円
2022年4月	0円
2022年10月	0円
2023年4月	0円
2023年10月	0円
設定来累計	210円

主要な資産の状況(2023年10月31日現在)

資産別比率

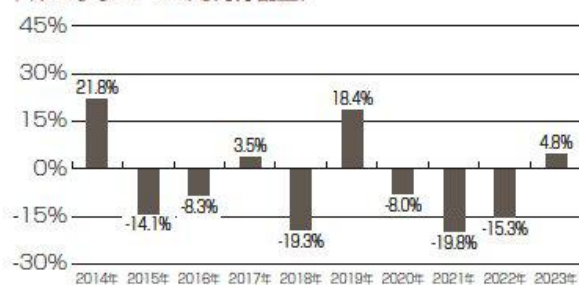
資産名	投資比率	
	トルコリラコース(毎月分配型)	トルコリラコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(TRY Class)	98.28%	99.10%
UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.04%	0.04%
その他の資産	1.68%	0.87%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記「外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況」をご覧ください。

年間収益率の推移(2023年10月31日現在)

トルコリラコース(毎月分配型)



トルコリラコース(年2回決算型)



※2023年は年初から10月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移(2023年10月31日現在)

米ドルコース(毎月分配型)



米ドルコース(年2回決算型)



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

米ドルコース(毎月分配型)

2023年6月	30円
2023年7月	30円
2023年8月	30円
2023年9月	30円
2023年10月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	4,550円

米ドルコース(年2回決算型)

2021年10月	10円
2022年4月	10円
2022年10月	10円
2023年4月	10円
2023年10月	10円
設定来累計	190円

主要な資産の状況(2023年10月31日現在)

資産別比率

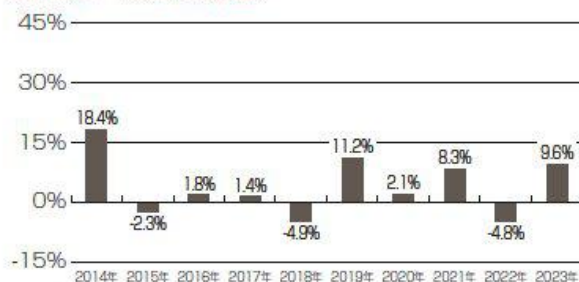
資産名	投資比率	
	米ドルコース(毎月分配型)	米ドルコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)	98.79%	98.04%
U B S短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.00%	0.00%
その他の資産	1.21%	1.96%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

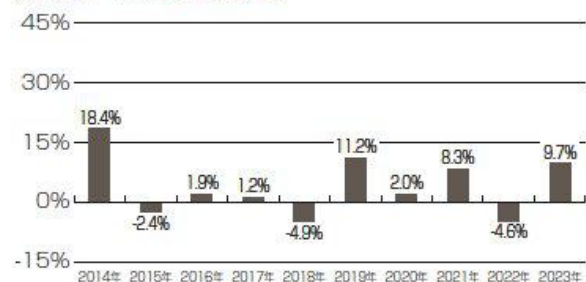
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記「外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況」をご覧ください。

年間収益率の推移(2023年10月31日現在)

米ドルコース(毎月分配型)



米ドルコース(年2回決算型)



※2014年については、当初設定日(2014年7月23日)から年末までの騰落率、2023年は年初から10月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移 (2023年10月31日現在)

ユーロコース(毎月分配型)



ユーロコース(年2回決算型)



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

ユーロコース(毎月分配型)

2023年6月	10円
2023年7月	10円
2023年8月	10円
2023年9月	10円
2023年10月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	1,860円

ユーロコース(年2回決算型)

2021年10月	10円
2022年4月	10円
2022年10月	0円
2023年4月	0円
2023年10月	0円
設定来累計	160円

主要な資産の状況 (2023年10月31日現在)

資産別比率

資産名	投資比率	
	ユーロコース(毎月分配型)	ユーロコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(EUR Class)	98.08%	98.20%
UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.00%	0.04%
その他の資産	1.92%	1.76%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

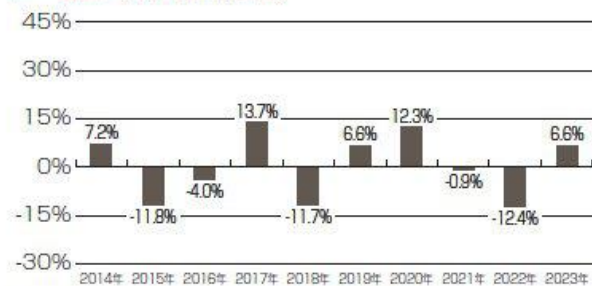
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記「外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況」をご覧ください。

年間収益率の推移 (2023年10月31日現在)

ユーロコース(毎月分配型)



ユーロコース(年2回決算型)



※2014年については、当初設定日(2014年7月23日)から年末までの騰落率、2023年は年初から10月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移(2023年10月31日現在)

メキシコペソコース(毎月分配型)



メキシコペソコース(年2回決算型)



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

メキシコペソコース(毎月分配型)

2023年6月	30円
2023年7月	30円
2023年8月	30円
2023年9月	30円
2023年10月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	4,610円

メキシコペソコース(年2回決算型)

2021年10月	10円
2022年4月	10円
2022年10月	10円
2023年4月	10円
2023年10月	10円
設定来累計	190円

主要な資産の状況(2023年10月31日現在)

資産別比率

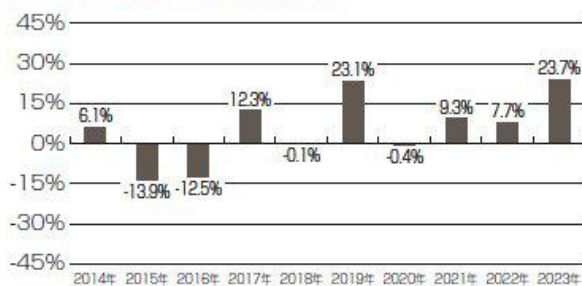
資産名	投資比率	
	メキシコペソコース(毎月分配型)	メキシコペソコース(年2回決算型)
グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(MXN Class)	98.84%	98.59%
UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	0.00%	0.00%
その他の資産	1.16%	1.41%
合計	100.00%	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

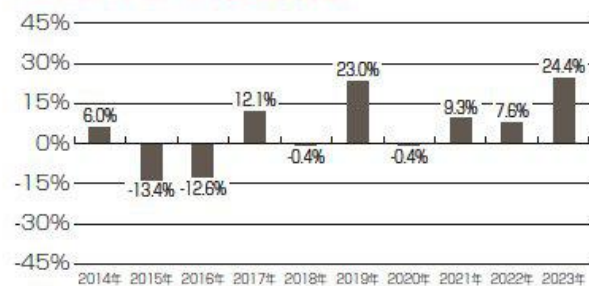
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記「外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況」をご覧ください。

年間収益率の推移(2023年10月31日現在)

メキシコペソコース(毎月分配型)



メキシコペソコース(年2回決算型)



※2014年については、当初設定日(2014年7月23日)から年末までの騰落率、2023年は年初から10月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」の運用状況
組入上位10銘柄(2023年10月31日現在)

銘柄名	国	業種	格付	償還日	構成比率
1 AT&T	米国	通信	BBB	2046年05月15日	1.7%
2 アンハイザー・ブッシュ・インベプ	ベルギー	生活必需品	A-	2029年01月23日	1.5%
3 トタルエナジーズ	フランス	エネルギー	A-	永久債	1.2%
4 キンダー・モルガン	米国	エネルギー	BBB	2023年11月15日	1.2%
5 シグナ・グループ	米国	生活必需品	BBB+	2028年10月15日	1.0%
6 コムキャスト	米国	通信	A-	2056年11月01日	0.9%
7 エクセル・エナジー	米国	公益	BBB+	2041年09月15日	0.9%
8 APAインフラストラクチャー	オーストラリア	公益	BBB	2025年03月23日	0.9%
9 ウィリアムズ・カンパニー	米国	エネルギー	BBB	2024年03月04日	0.8%
10 ベライゾン・コミュニケーションズ	米国	通信	BBB+	2025年02月15日	0.8%

格付別構成比率(2023年10月31日現在)

格付	構成比率	
AAA	1.6%	※各構成比率は、当該外国投資信託の評価額合計(キャッシュ、先物等含む)に占める割合。
AA	3.7%	※業種は、当ファンドの運用方針に基づき当社が独自に分類したものです。
A	28.2%	※格付はS&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスの3社の格付機関による格付のうち2社以上で合致した評価を採用しています。2社以上で合致した評価がなく、3社で評価が異なる場合はそれらの中間の評価を採用しています。
BBB	66.5%	ただし、取得できる格付が2社のみ場合は、低い格付を採用しています。
		※構成比率は、四捨五入して表示しているため、合計が100%とならないことがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、〈分配金再投資コース〉と〈分配金受取りコース〉の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、〈分配金再投資コース〉を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

〈分配金再投資コース〉

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

〈分配金受取りコース〉

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

※「毎月分配型」の各ファンド間および「年2回決算型」の各ファンド間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(8) 申込単位（当初元本1口＝1円）

1万円以上1円単位または1万円以上1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

〈UBS アセット・マネジメント株式会社〉

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を取得申込受付日から起算して7営業日目までに販売会社へお支払いください。ただし、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込金額をお支払いいただく場合があります。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。また、投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、取得の申込みの受付を制限する場合があります。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日および 12 月 24 日に該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

該当事項はありません。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBS アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

(6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1 円または 1 口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 7 営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。また、投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、解約請求の受付を制限する場合があります。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

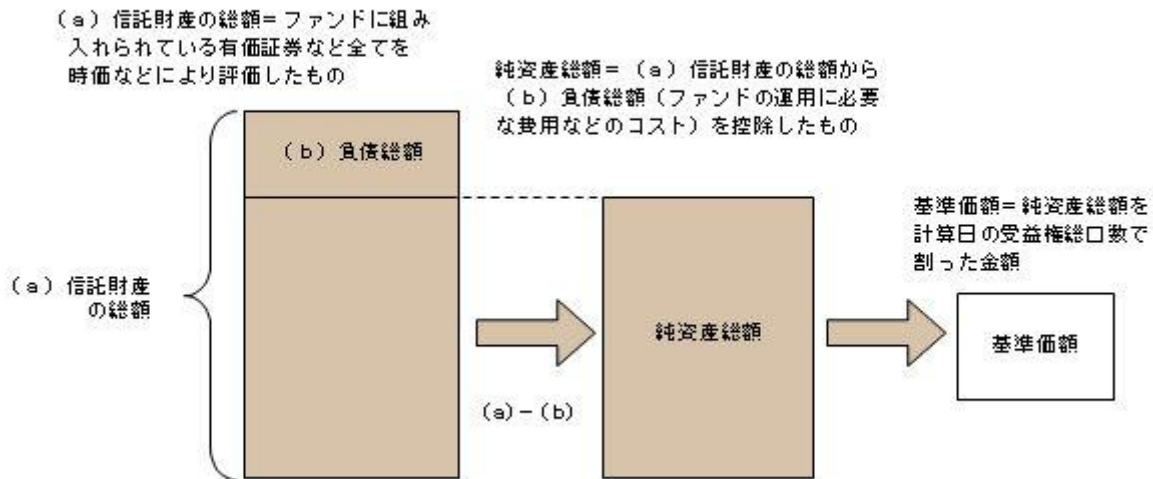
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBS アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号 : 03-5293-3700 (営業日の9:00-17:00)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

<各コース（米ドルコース、ユーロコース、メキシコペソコースを除く）>

2028年10月25日までとします（2009年7月24日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<米ドルコース、ユーロコース、メキシコペソコース>

2028年10月25日までとします（2014年7月23日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

<毎月分配型>

毎月 26 日から翌月 25 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

<年 2 回決算型>

毎年 4 月 26 日から 10 月 25 日までおよび 10 月 26 日から翌年 4 月 25 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が 30 億円を下回るようになったとき

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の 2 週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

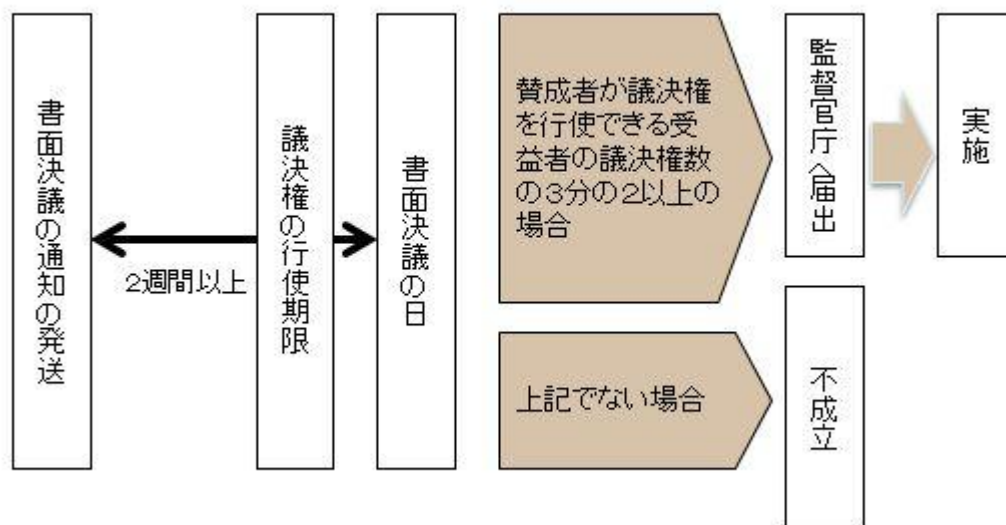
3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができするため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

< 書面決議の主な流れ >



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
- ・ 委託会社は、年2回（4月、10月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・ 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
 - ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページ アドレス <http://www.ubs.com/japanfunds/>
- ⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・ 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2023年4月26日から2023年10月25日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年2回決算型）
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年2回決算型）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(2023年4月26日から2023年10月25日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年2回決算型）
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2023年4月26日から2023年10月25日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	439,129,238	452,774,250
投資信託受益証券	71,224,807,473	59,207,810,162
未収入金	185,004,034	220,011,192
流動資産合計	71,848,940,745	59,880,595,604
資産合計	71,848,940,745	59,880,595,604
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	102,887,598	94,106,310
未払解約金	89,729,317	160,162,247
未払受託者報酬	2,528,566	2,199,540
未払委託者報酬	53,099,879	46,190,327
未払利息	1,239	1,327
その他未払費用	274,762	267,250
流動負債合計	248,521,361	302,927,001
負債合計	248,521,361	302,927,001
純資産の部		
元本等		
元本	102,887,598,765	94,106,310,797
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△31,287,179,381	△34,528,642,194
（分配準備積立金）	4,725,974,273	3,759,066,602
元本等合計	71,600,419,384	59,577,668,603
純資産合計	71,600,419,384	59,577,668,603
負債純資産合計	71,848,940,745	59,880,595,604

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
有価証券売買等損益		4,728,803,359		△5,218,693,908
営業収益合計		4,728,803,359		△5,218,693,908
営業費用				
支払利息		168,017		162,965
受託者報酬		16,234,846		14,590,651
委託者報酬		340,931,711		306,403,604
その他費用		1,710,965		1,643,260
営業費用合計		359,045,539		322,800,480
営業利益又は営業損失(△)		4,369,757,820		△5,541,494,388
経常利益又は経常損失(△)		4,369,757,820		△5,541,494,388
当期純利益又は当期純損失(△)		4,369,757,820		△5,541,494,388
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		39,950,858		△37,628,635
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△37,100,867,739		△31,287,179,381
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,237,507,984		2,972,336,525
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,237,507,984		2,972,336,525
剰余金減少額又は欠損金増加額		120,613,609		123,991,419
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		120,613,609		123,991,419
分配金		633,012,979		585,942,166
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△31,287,179,381		△34,528,642,194

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	102,887,598,765口	94,106,310,797口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は31,287,179,381円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は34,528,642,194円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6959円 (6,959円)	0.6331円 (6,331円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 2022年10月26日 至 2022年11月25日		自 2023年4月26日 至 2023年5月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 0円	A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 458,913,632円	C	収益調整金額 450,078,806円
D	分配準備積立金額 5,621,041,286円	D	分配準備積立金額 4,675,685,948円
E	当ファンドの分配対象収益額 6,079,954,918円	E	当ファンドの分配対象収益額 5,125,764,754円
F	10,000口当たり収益分配対象額 562円	F	10,000口当たり収益分配対象額 503円
G	10,000口当たり分配金額 10円	G	10,000口当たり分配金額 10円
H	収益分配金金額 108,149,104円	H	収益分配金金額 101,824,263円
自 2022年11月26日 至 2022年12月26日		自 2023年5月26日 至 2023年6月26日	
A	費用控除後の配当等収益額 0円	A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 457,126,867円	C	収益調整金額 442,443,985円
D	分配準備積立金額 5,444,703,767円	D	分配準備積立金額 4,471,261,317円
E	当ファンドの分配対象収益額 5,901,830,634円	E	当ファンドの分配対象収益額 4,913,705,302円
F	10,000口当たり収益分配対象額 552円	F	10,000口当たり収益分配対象額 493円
G	10,000口当たり分配金額 10円	G	10,000口当たり分配金額 10円
H	収益分配金金額 106,840,254円	H	収益分配金金額 99,497,324円
自 2022年12月27日 至 2023年1月25日		自 2023年6月27日 至 2023年7月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 0円	A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円

の有り証券売買等損益額		の有り証券売買等損益額	
C 収益調整金額	456,131,392 円	C 収益調整金額	439,470,462 円
D 分配準備積立金額	5,300,467,711 円	D 分配準備積立金額	4,318,044,788 円
E 当ファンドの分配対象収益額	5,756,599,103 円	E 当ファンドの分配対象収益額	4,757,515,250 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	542 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	484 円
G 10,000 口当たり分配金額	10 円	G 10,000 口当たり分配金額	10 円
H 収益分配金金額	106,106,882 円	H 収益分配金金額	98,273,249 円
自 2023 年 1 月 26 日		自 2023 年 7 月 26 日	
至 2023 年 2 月 27 日		至 2023 年 8 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	0 円	A 費用控除後の配当等収益額	0 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	455,615,106 円	C 収益調整金額	434,537,871 円
D 分配準備積立金額	5,141,718,852 円	D 分配準備積立金額	4,156,412,308 円
E 当ファンドの分配対象収益額	5,597,333,958 円	E 当ファンドの分配対象収益額	4,590,950,179 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	532 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	474 円
G 10,000 口当たり分配金額	10 円	G 10,000 口当たり分配金額	10 円
H 収益分配金金額	105,066,356 円	H 収益分配金金額	96,768,809 円
自 2023 年 2 月 28 日		自 2023 年 8 月 26 日	
至 2023 年 3 月 27 日		至 2023 年 9 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	0 円	A 費用控除後の配当等収益額	0 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	452,931,395 円	C 収益調整金額	432,890,050 円
D 分配準備積立金額	4,983,869,970 円	D 分配準備積立金額	4,003,673,727 円
E 当ファンドの分配対象収益額	5,436,801,365 円	E 当ファンドの分配対象収益額	4,436,563,777 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	522 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	464 円
G 10,000 口当たり分配金額	10 円	G 10,000 口当たり分配金額	10 円
H 収益分配金金額	103,962,785 円	H 収益分配金金額	95,472,211 円
自 2023 年 3 月 28 日		自 2023 年 9 月 26 日	
至 2023 年 4 月 25 日		至 2023 年 10 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	0 円	A 費用控除後の配当等収益額	0 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	451,069,639 円	C 収益調整金額	428,448,423 円
D 分配準備積立金額	4,828,861,871 円	D 分配準備積立金額	3,853,172,912 円
E 当ファンドの分配対象収益額	5,279,931,510 円	E 当ファンドの分配対象収益額	4,281,621,335 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	513 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	454 円
G 10,000 口当たり分配金額	10 円	G 10,000 口当たり分配金額	10 円
H 収益分配金金額	102,887,598 円	H 収益分配金金額	94,106,310 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2022 年 10 月 26 日 至 2023 年 4 月 25 日	自 2023 年 4 月 26 日 至 2023 年 10 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および替予約取引です。これ	同左

	らは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△351,786,552	△1,838,248,901
合計	△351,786,552	△1,838,248,901

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自2022年10月26日 至2023年4月25日	当期 自2023年4月26日 至2023年10月25日
	元本の推移	
期首元本額	109,679,710,192円	102,887,598,765円
期中追加設定元本額	395,340,770円	383,975,984円
期中一部解約元本額	7,187,452,197円	9,165,263,952円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	1,573,375	1,559,686	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)	8,133,844	59,206,250,476	
合計		9,707,219	59,207,810,162	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	239,756,604	135,987,588
投資信託受益証券	12,766,875,779	11,039,565,598
未収入金	-	40,007,001
流動資産合計	13,006,632,383	11,215,560,187
資産合計	13,006,632,383	11,215,560,187
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,725,581	11,057,405
未払解約金	60,375,860	12,843,156
未払受託者報酬	2,811,751	2,687,643
未払委託者報酬	59,046,772	56,440,475
未払利息	676	398
その他未払費用	1,166,663	1,182,038
流動負債合計	135,127,303	84,211,115
負債合計	135,127,303	84,211,115
純資産の部		
元本等		
元本	11,725,581,536	11,057,405,388
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,145,923,544	73,943,684
（分配準備積立金）	2,372,860,761	2,177,776,760
元本等合計	12,871,505,080	11,131,349,072
純資産合計	12,871,505,080	11,131,349,072
負債純資産合計	13,006,632,383	11,215,560,187

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
有価証券売買等損益		803,759,314		△964,159,415
営業収益合計		803,759,314		△964,159,415
営業費用				
支払利息		61,364		55,362
受託者報酬		2,811,751		2,687,643
委託者報酬		59,046,772		56,440,475
その他費用		1,167,110		1,183,596
営業費用合計		63,086,997		60,367,076
営業利益又は営業損失(△)		740,672,317		△1,024,526,491
経常利益又は経常損失(△)		740,672,317		△1,024,526,491
当期純利益又は当期純損失(△)		740,672,317		△1,024,526,491
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		52,463,165		△27,396,389
期首剰余金又は期首欠損金(△)		430,727,380		1,145,923,544
剰余金増加額又は欠損金減少額		73,617,151		25,376,428
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		73,617,151		25,376,428
剰余金減少額又は欠損金増加額		34,904,558		89,168,781
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		34,904,558		89,168,781
分配金		11,725,581		11,057,405
期末剰余金又は期末欠損金(△)		1,145,923,544		73,943,684

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2023年4月25日現在	2023年10月25日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	11,725,581,536口	11,057,405,388口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0977円 (10,977円)	1.0067円 (10,067円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	0円	A 費用控除後の配当等収益額	0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	3,933,619,964円	C 収益調整金額	3,761,125,518円
D 分配準備積立金額	2,384,586,342円	D 分配準備積立金額	2,188,834,165円
E 当ファンドの分配対象収益額	6,318,206,306円	E 当ファンドの分配対象収益額	5,949,959,683円
F 10,000口当たり収益分配対象額	5,388円	F 10,000口当たり収益分配対象額	5,380円
G 10,000口当たり分配金額	10円	G 10,000口当たり分配金額	10円
H 収益分配金金額	11,725,581円	H 収益分配金金額	11,057,405円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日	当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資	同左

	<p>制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	788,604,692	△935,720,389
合計	788,604,692	△935,720,389

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期	当期
	自 2022 年 10 月 26 日 至 2023 年 4 月 25 日	自 2023 年 4 月 26 日 至 2023 年 10 月 25 日
元本の推移		
期首元本額	11,933,153,891 円	11,725,581,536 円
期中追加設定元本額	797,723,775 円	273,250,401 円
期中一部解約元本額	1,005,296,130 円	941,426,549 円

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	500,598	496,242	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)	1,516,564	11,039,069,356	
合計		2,017,162	11,039,565,598	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(JPY Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「U B S 世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	101,431,087	112,801,863
投資信託受益証券	8,457,070,319	7,592,602,859
未収入金	13,014,728	9,008,208
流動資産合計	8,571,516,134	7,714,412,930
資産合計	8,571,516,134	7,714,412,930
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	50,085,719	46,793,543
未払解約金	7,708,291	22,467,797
未払受託者報酬	297,689	282,288
未払委託者報酬	6,251,447	5,928,019
未払利息	286	330
その他未払費用	190,040	207,537
流動負債合計	64,533,472	75,679,514
負債合計	64,533,472	75,679,514
純資産の部		
元本等		
元本	16,695,239,782	15,597,847,776
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△8,188,257,120	△7,959,114,360
（分配準備積立金）	3,996	1,013
元本等合計	8,506,982,662	7,638,733,416
純資産合計	8,506,982,662	7,638,733,416
負債純資産合計	8,571,516,134	7,714,412,930

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
受取配当金		101,968,930		114,823,727
有価証券売買等損益		182,544,123		△92,275,682
営業収益合計		284,513,053		22,548,045
営業費用				
支払利息		33,553		34,169
受託者報酬		1,930,535		1,826,464
委託者報酬		40,541,126		38,355,622
その他費用		1,213,748		1,227,621
営業費用合計		43,718,962		41,443,876
営業利益又は営業損失(△)		240,794,091		△18,895,831
経常利益又は経常損失(△)		240,794,091		△18,895,831
当期純利益又は当期純損失(△)		240,794,091		△18,895,831
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		2,079,631		△5,726,160
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△8,285,039,242		△8,188,257,120
剰余金増加額又は欠損金減少額		297,300,238		612,655,889
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		297,300,238		612,655,889
剰余金減少額又は欠損金増加額		136,476,141		82,095,543
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		136,476,141		82,095,543
分配金		302,756,435		288,247,915
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△8,188,257,120		△7,959,114,360

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	16,695,239,782口	15,597,847,776口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,188,257,120円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,959,114,360円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5095円 (5,095円)	0.4897円 (4,897円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日	当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
自 2022年10月26日 至 2022年11月25日	自 2023年4月26日 至 2023年5月25日
A 費用控除後の配当等収益額 19,220,334円	A 費用控除後の配当等収益額 18,060,248円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 2,234,009,425円	C 収益調整金額 1,948,033,531円
D 分配準備積立金額 62,547円	D 分配準備積立金額 166,897円
E 当ファンドの分配対象収益額 2,253,292,306円	E 当ファンドの分配対象収益額 1,966,260,676円
F 10,000口当たり収益分配対象額 1,330円	F 10,000口当たり収益分配対象額 1,197円
G 10,000口当たり分配金額 30円	G 10,000口当たり分配金額 30円
H 収益分配金金額 50,793,586円	H 収益分配金金額 49,259,389円
自 2022年11月26日 至 2022年12月26日	自 2023年5月26日 至 2023年6月26日
A 費用控除後の配当等収益額 7,828,826円	A 費用控除後の配当等収益額 18,135,144円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 2,192,103,411円	C 収益調整金額 1,903,167,759円
D 分配準備積立金額 33,863円	D 分配準備積立金額 52,160円
E 当ファンドの分配対象収益額 2,199,966,100円	E 当ファンドの分配対象収益額 1,921,355,063円
F 10,000口当たり収益分配対象額 1,305円	F 10,000口当たり収益分配対象額 1,178円
G 10,000口当たり分配金額 30円	G 10,000口当たり分配金額 30円
H 収益分配金金額 50,554,207円	H 収益分配金金額 48,903,952円
自 2022年12月27日 至 2023年1月25日	自 2023年6月27日 至 2023年7月25日
A 費用控除後の配当等収益額 12,123,363円	A 費用控除後の配当等収益額 15,108,765円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円

の有り証券売買等損益額		の有り証券売買等損益額	
C 収益調整金額	2,148,287,562 円	C 収益調整金額	1,842,405,435 円
D 分配準備積立金額	25,209 円	D 分配準備積立金額	80,839 円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,160,436,134 円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,857,595,039 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	1,282 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	1,158 円
G 10,000 口当たり分配金額	30 円	G 10,000 口当たり分配金額	30 円
H 収益分配金金額	50,527,997 円	H 収益分配金金額	48,119,529 円
自 2023 年 1 月 26 日		自 2023 年 7 月 26 日	
至 2023 年 2 月 27 日		至 2023 年 8 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	7,214,131 円	A 費用控除後の配当等収益額	12,805,274 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	2,109,958,420 円	C 収益調整金額	1,798,051,982 円
D 分配準備積立金額	25,422 円	D 分配準備積立金額	48,498 円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,117,197,973 円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,810,905,754 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	1,257 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	1,136 円
G 10,000 口当たり分配金額	30 円	G 10,000 口当たり分配金額	30 円
H 収益分配金金額	50,528,947 円	H 収益分配金金額	47,816,146 円
自 2023 年 2 月 28 日		自 2023 年 8 月 26 日	
至 2023 年 3 月 27 日		至 2023 年 9 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	17,725,437 円	A 費用控除後の配当等収益額	9,117,647 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	2,055,899,924 円	C 収益調整金額	1,746,092,486 円
D 分配準備積立金額	68,451 円	D 分配準備積立金額	38,848 円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,073,693,812 円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,755,248,981 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	1,237 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	1,111 円
G 10,000 口当たり分配金額	30 円	G 10,000 口当たり分配金額	30 円
H 収益分配金金額	50,265,979 円	H 収益分配金金額	47,355,356 円
自 2023 年 3 月 28 日		自 2023 年 9 月 26 日	
至 2023 年 4 月 25 日		至 2023 年 10 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	14,612,190 円	A 費用控除後の配当等収益額	11,866,516 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	2,016,156,627 円	C 収益調整金額	1,687,647,178 円
D 分配準備積立金額	33,531 円	D 分配準備積立金額	20,057 円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,030,802,348 円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,699,533,751 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	1,216 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	1,089 円
G 10,000 口当たり分配金額	30 円	G 10,000 口当たり分配金額	30 円
H 収益分配金金額	50,085,719 円	H 収益分配金金額	46,793,543 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2022 年 10 月 26 日 至 2023 年 4 月 25 日	自 2023 年 4 月 26 日 至 2023 年 10 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および替予約取引です。これ	同左

	らは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	222,277,034	△222,334,128
合計	222,277,034	△222,334,128

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自2022年10月26日 至2023年4月25日	当期 自2023年4月26日 至2023年10月25日
	元本の推移	
期首元本額	17,024,768,016円	16,695,239,782円
期中追加設定元本額	287,033,159円	169,191,513円
期中一部解約元本額	616,561,393円	1,266,583,519円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	580,030	574,983	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)	907,486	7,592,027,876	
合計		1,487,516	7,592,602,859	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,356,564	16,084,076
投資信託受益証券	896,638,999	848,371,272
未収入金	8,007,910	-
流動資産合計	915,003,473	864,455,348
資産合計	915,003,473	864,455,348
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	508,682	481,754
未払解約金	-	2,738,566
未払受託者報酬	203,026	187,729
未払委託者報酬	4,263,410	3,942,232
未払利息	29	47
その他未払費用	271,937	224,998
流動負債合計	5,247,084	7,575,326
負債合計	5,247,084	7,575,326
純資産の部		
元本等		
元本	508,682,693	481,754,708
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	401,073,696	375,125,314
（分配準備積立金）	393,723,154	345,832,883
元本等合計	909,756,389	856,880,022
純資産合計	909,756,389	856,880,022
負債純資産合計	915,003,473	864,455,348

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
受取配当金		10,708,500		11,804,886
有価証券売買等損益		18,461,815		△6,241,158
営業収益合計		29,170,315		5,563,728
営業費用				
支払利息		6,034		4,945
受託者報酬		203,026		187,729
委託者報酬		4,263,410		3,942,232
その他費用		271,958		225,072
営業費用合計		4,744,428		4,359,978
営業利益又は営業損失(△)		24,425,887		1,203,750
経常利益又は経常損失(△)		24,425,887		1,203,750
当期純利益又は当期純損失(△)		24,425,887		1,203,750
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		954,967		6,182,450
期首剰余金又は期首欠損金(△)		386,388,913		401,073,696
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,413,594		35,120,648
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,413,594		35,120,648
剰余金減少額又は欠損金増加額		10,691,049		55,608,576
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		10,691,049		55,608,576
分配金		508,682		481,754
期末剰余金又は期末欠損金(△)		401,073,696		375,125,314

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	508,682,693 口	481,754,708 口
2.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7885 円 (17,885 円)	1.7787 円 (17,787 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 8,853,363 円	A	費用控除後の配当等収益額 6,946,066 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0 円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0 円
C	収益調整金額 540,512,308 円	C	収益調整金額 546,586,853 円
D	分配準備積立金額 385,378,473 円	D	分配準備積立金額 339,368,571 円
E	当ファンドの分配対象収益額 934,744,144 円	E	当ファンドの分配対象収益額 892,901,490 円
F	10,000口当たり収益分配対象額 18,375 円	F	10,000口当たり収益分配対象額 18,534 円
G	10,000口当たり分配金額 10 円	G	10,000口当たり分配金額 10 円
H	収益分配金金額 508,682 円	H	収益分配金金額 481,754 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日	当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資	同左

	<p>制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	18,175,857	△11,684,142
合計	18,175,857	△11,684,142

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期	当期
	自 2022 年 10 月 26 日 至 2023 年 4 月 25 日	自 2023 年 4 月 26 日 至 2023 年 10 月 25 日
元本の推移		
期首元本額	520,140,504 円	508,682,693 円
期中追加設定元本額	3,026,158 円	44,021,238 円
期中一部解約元本額	14,483,969 円	70,949,223 円

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	101,586	100,702	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)	101,395	848,270,570	
合計		202,981	848,371,272	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「U B S 世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	690,491	603,822
コール・ローン	75,556,959	67,838,644
投資信託受益証券	4,749,568,624	4,735,425,245
流動資産合計	4,825,816,074	4,803,867,711
資産合計	4,825,816,074	4,803,867,711
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	27,727,289	26,078,200
未払解約金	11,702,639	13,753,923
未払受託者報酬	166,411	173,473
未払委託者報酬	3,494,649	3,642,891
未払利息	213	198
その他未払費用	187,237	186,922
流動負債合計	43,278,438	43,835,607
負債合計	43,278,438	43,835,607
純資産の部		
元本等		
元本	13,863,644,595	13,039,100,294
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,081,106,959	△8,279,068,190
（分配準備積立金）	367,973,903	460,105,504
元本等合計	4,782,537,636	4,760,032,104
純資産合計	4,782,537,636	4,760,032,104
負債純資産合計	4,825,816,074	4,803,867,711

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
受取配当金		302,244,999		299,510,821
受取利息		1		1
有価証券売買等損益		△87,916,539		168,719,161
営業収益合計		214,328,461		468,229,983
営業費用				
支払利息		31,129		26,510
受託者報酬		1,033,063		1,097,447
委託者報酬		21,694,229		23,046,248
その他費用		1,194,915		1,146,946
営業費用合計		23,953,336		25,317,151
営業利益又は営業損失(△)		190,375,125		442,912,832
経常利益又は経常損失(△)		190,375,125		442,912,832
当期純利益又は当期純損失(△)		190,375,125		442,912,832
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		1,440,692		1,831,959
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△9,500,534,578		△9,081,106,959
剰余金増加額又は欠損金減少額		491,410,316		588,505,359
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		491,410,316		588,505,359
剰余金減少額又は欠損金増加額		92,003,229		66,975,942
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		92,003,229		66,975,942
分配金		168,913,901		160,571,521
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△9,081,106,959		△8,279,068,190

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	13,863,644,595口	13,039,100,294口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,081,106,959円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,279,068,190円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3450円 (3,450円)	0.3651円 (3,651円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 2022年10月26日 至 2022年11月25日		自 2023年4月26日 至 2023年5月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 52,036,731円	A	費用控除後の配当等収益額 52,105,317円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 93,105,184円	C	収益調整金額 92,518,454円
D	分配準備積立金額 264,708,286円	D	分配準備積立金額 363,827,147円
E	当ファンドの分配対象収益額 409,850,201円	E	当ファンドの分配対象収益額 508,450,918円
F	10,000口当たり収益分配対象額 286円	F	10,000口当たり収益分配対象額 370円
G	10,000口当たり分配金額 20円	G	10,000口当たり分配金額 20円
H	収益分配金金額 28,570,755円	H	収益分配金金額 27,445,267円
自 2022年11月26日 至 2022年12月26日		自 2023年5月26日 至 2023年6月26日	
A	費用控除後の配当等収益額 46,036,666円	A	費用控除後の配当等収益額 49,675,633円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 92,962,178円	C	収益調整金額 91,840,910円
D	分配準備積立金額 285,991,147円	D	分配準備積立金額 382,506,150円
E	当ファンドの分配対象収益額 424,989,991円	E	当ファンドの分配対象収益額 524,022,693円
F	10,000口当たり収益分配対象額 299円	F	10,000口当たり収益分配対象額 387円
G	10,000口当たり分配金額 20円	G	10,000口当たり分配金額 20円
H	収益分配金金額 28,388,889円	H	収益分配金金額 27,055,961円
自 2022年12月27日 至 2023年1月25日		自 2023年6月27日 至 2023年7月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 41,401,084円	A	費用控除後の配当等収益額 50,914,307円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円

の有り証券売買等損益額		の有り証券売買等損益額	
C 収益調整金額	92,887,181 円	C 収益調整金額	91,862,113 円
D 分配準備積立金額	301,598,730 円	D 分配準備積立金額	402,825,950 円
E 当ファンドの分配対象収益額	435,886,995 円	E 当ファンドの分配対象収益額	545,602,370 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	308 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	405 円
G 10,000 口当たり分配金額	20 円	G 10,000 口当たり分配金額	20 円
H 収益分配金金額	28,231,756 円	H 収益分配金金額	26,927,379 円
自 2023 年 1 月 26 日		自 2023 年 7 月 26 日	
至 2023 年 2 月 27 日		至 2023 年 8 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	48,683,781 円	A 費用控除後の配当等収益額	45,653,589 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	93,172,980 円	C 収益調整金額	91,495,304 円
D 分配準備積立金額	312,880,922 円	D 分配準備積立金額	422,256,356 円
E 当ファンドの分配対象収益額	454,737,683 円	E 当ファンドの分配対象収益額	559,405,249 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	323 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	419 円
G 10,000 口当たり分配金額	20 円	G 10,000 口当たり分配金額	20 円
H 収益分配金金額	28,115,836 円	H 収益分配金金額	26,663,221 円
自 2023 年 2 月 28 日		自 2023 年 8 月 26 日	
至 2023 年 3 月 27 日		至 2023 年 9 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	48,802,357 円	A 費用控除後の配当等収益額	41,499,471 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	92,914,291 円	C 収益調整金額	91,119,416 円
D 分配準備積立金額	330,245,470 円	D 分配準備積立金額	436,545,270 円
E 当ファンドの分配対象収益額	471,962,118 円	E 当ファンドの分配対象収益額	569,164,157 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	338 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	431 円
G 10,000 口当たり分配金額	20 円	G 10,000 口当たり分配金額	20 円
H 収益分配金金額	27,879,376 円	H 収益分配金金額	26,401,493 円
自 2023 年 3 月 28 日		自 2023 年 9 月 26 日	
至 2023 年 4 月 25 日		至 2023 年 10 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	46,931,722 円	A 費用控除後の配当等収益額	40,421,826 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	92,939,314 円	C 収益調整金額	90,531,237 円
D 分配準備積立金額	348,769,470 円	D 分配準備積立金額	445,761,878 円
E 当ファンドの分配対象収益額	488,640,506 円	E 当ファンドの分配対象収益額	576,714,941 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	352 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	442 円
G 10,000 口当たり分配金額	20 円	G 10,000 口当たり分配金額	20 円
H 収益分配金金額	27,727,289 円	H 収益分配金金額	26,078,200 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2022 年 10 月 26 日 至 2023 年 4 月 25 日	自 2023 年 4 月 26 日 至 2023 年 10 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これ	同左

	らは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	333,119,241	△171,751,966
合計	333,119,241	△171,751,966

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自2022年10月26日 至2023年4月25日	当期 自2023年4月26日 至2023年10月25日
	元本の推移	
期首元本額	14,461,622,653円	13,863,644,595円
期中追加設定元本額	137,520,712円	106,216,170円
期中一部解約元本額	735,498,770円	930,760,471円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	487,915	483,670	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)	1,176,383	4,734,941,575	
合計		1,664,298	4,735,425,245	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,412,741	20,321,923
投資信託受益証券	628,503,103	667,489,977
流動資産合計	642,915,844	687,811,900
資産合計	642,915,844	687,811,900
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	382,177	367,879
未払解約金	-	11,713,085
未払受託者報酬	134,283	151,166
未払委託者報酬	2,819,875	3,174,401
未払利息	40	59
その他未払費用	180,232	179,836
流動負債合計	3,516,607	15,586,426
負債合計	3,516,607	15,586,426
純資産の部		
元本等		
元本	382,177,680	367,879,640
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	257,221,557	304,345,834
（分配準備積立金）	528,425,266	545,135,060
元本等合計	639,399,237	672,225,474
純資産合計	639,399,237	672,225,474
負債純資産合計	642,915,844	687,811,900

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
受取配当金		39,195,769		41,170,648
有価証券売買等損益		△9,933,711		21,083,809
営業収益合計		29,262,058		62,254,457
営業費用				
支払利息		4,789		4,949
受託者報酬		134,283		151,166
委託者報酬		2,819,875		3,174,401
その他費用		180,259		179,934
営業費用合計		3,139,206		3,510,450
営業利益又は営業損失(△)		26,122,852		58,744,007
経常利益又は経常損失(△)		26,122,852		58,744,007
当期純利益又は当期純損失(△)		26,122,852		58,744,007
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△36,933		1,791,438
期首剰余金又は期首欠損金(△)		236,507,105		257,221,557
剰余金増加額又は欠損金減少額		402,272		648,243
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		402,272		648,243
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,465,428		10,108,656
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,465,428		10,108,656
分配金		382,177		367,879
期末剰余金又は期末欠損金(△)		257,221,557		304,345,834

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2023年4月25日現在	2023年10月25日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	382,177,680口	367,879,640口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6730円 (16,730円)	1.8273円 (18,273円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	35,671,992円	A 費用控除後の配当等収益額	37,894,714円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	306,297,557円	C 収益調整金額	296,002,594円
D 分配準備積立金額	493,135,451円	D 分配準備積立金額	507,608,225円
E 当ファンドの分配対象収益額	835,105,000円	E 当ファンドの分配対象収益額	841,505,533円
F 10,000口当たり収益分配対象額	21,851円	F 10,000口当たり収益分配対象額	22,874円
G 10,000口当たり分配金額	10円	G 10,000口当たり分配金額	10円
H 収益分配金金額	382,177円	H 収益分配金金額	367,879円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日	当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資	同左

	<p>制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△9,875,727	20,960,088
合計	△9,875,727	20,960,088

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期	当期
	自 2022 年 10 月 26 日 至 2023 年 4 月 25 日	自 2023 年 4 月 26 日 至 2023 年 10 月 25 日
元本の推移		
期首元本額	390,590,148 円	382,177,680 円
期中追加設定元本額	682,384 円	826,964 円
期中一部解約元本額	9,094,852 円	15,125,004 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	101,586	100,702	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)	165,811	667,389,275	
合計		267,397	667,489,977	

(注) 投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(BRL Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「U B S 世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,644,305	1,521,699
投資信託受益証券	73,731,581	73,088,963
流動資産合計	75,375,886	74,610,662
資産合計	75,375,886	74,610,662
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	437,463	439,219
未払受託者報酬	2,592	2,684
未払委託者報酬	54,426	56,307
未払利息	4	4
その他未払費用	3,725	3,150
流動負債合計	498,210	501,364
負債合計	498,210	501,364
純資産の部		
元本等		
元本	145,821,061	146,406,515
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△70,943,385	△72,297,217
（分配準備積立金）	36	146
元本等合計	74,877,676	74,109,298
純資産合計	74,877,676	74,109,298
負債純資産合計	75,375,886	74,610,662

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
受取配当金		2,432,185		2,583,000
有価証券売買等損益		△1,868,728		△642,618
営業収益合計		563,457		1,940,382
営業費用				
支払利息		785		607
受託者報酬		17,657		16,521
委託者報酬		370,648		346,957
その他費用		24,512		20,528
営業費用合計		413,602		384,613
営業利益又は営業損失(△)		149,855		1,555,769
経常利益又は経常損失(△)		149,855		1,555,769
当期純利益又は当期純損失(△)		149,855		1,555,769
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		94,810		△40,062
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△77,531,523		△70,943,385
剰余金増加額又は欠損金減少額		11,003,040		1,191,321
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		11,003,040		1,191,321
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,771,932		1,508,580
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,771,932		1,508,580
分配金		2,698,015		2,632,404
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△70,943,385		△72,297,217

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	145,821,061口	146,406,515口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は70,943,385円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は72,297,217円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5135円 (5,135円)	0.5062円 (5,062円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 2022年10月26日 至 2022年11月25日		自 2023年4月26日 至 2023年5月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 422,697円	A	費用控除後の配当等収益額 378,689円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 1,897,146円	C	収益調整金額 1,266,367円
D	分配準備積立金額 443円	D	分配準備積立金額 281円
E	当ファンドの分配対象収益額 2,320,286円	E	当ファンドの分配対象収益額 1,645,337円
F	10,000口当たり収益分配対象額 149円	F	10,000口当たり収益分配対象額 112円
G	10,000口当たり分配金額 30円	G	10,000口当たり分配金額 30円
H	収益分配金金額 465,106円	H	収益分配金金額 438,126円
自 2022年11月26日 至 2022年12月26日		自 2023年5月26日 至 2023年6月26日	
A	費用控除後の配当等収益額 328,490円	A	費用控除後の配当等収益額 398,355円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 1,859,198円	C	収益調整金額 1,212,605円
D	分配準備積立金額 153円	D	分配準備積立金額 176円
E	当ファンドの分配対象収益額 2,187,841円	E	当ファンドの分配対象収益額 1,611,136円
F	10,000口当たり収益分配対象額 140円	F	10,000口当たり収益分配対象額 109円
G	10,000口当たり分配金額 30円	G	10,000口当たり分配金額 30円
H	収益分配金金額 466,082円	H	収益分配金金額 440,070円
自 2022年12月27日 至 2023年1月25日		自 2023年6月27日 至 2023年7月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 337,311円	A	費用控除後の配当等収益額 450,581円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円

C 収益調整金額	1,693,947 円	C 収益調整金額	1,172,131 円
D 分配準備積立金額	54 円	D 分配準備積立金額	977 円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,031,312 円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,623,689 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	132 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	110 円
G 10,000 口当たり分配金額	30 円	G 10,000 口当たり分配金額	30 円
H 収益分配金金額	458,525 円	H 収益分配金金額	440,261 円
自 2023 年 1 月 26 日		自 2023 年 7 月 26 日	
至 2023 年 2 月 27 日		至 2023 年 8 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	318,120 円	A 費用控除後の配当等収益額	374,953 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	1,491,341 円	C 収益調整金額	1,163,030 円
D 分配準備積立金額	2,520 円	D 分配準備積立金額	13,612 円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,811,981 円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,551,595 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	125 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	106 円
G 10,000 口当たり分配金額	30 円	G 10,000 口当たり分配金額	30 円
H 収益分配金金額	434,740 円	H 収益分配金金額	436,771 円
自 2023 年 2 月 28 日		自 2023 年 8 月 26 日	
至 2023 年 3 月 27 日		至 2023 年 9 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	383,188 円	A 費用控除後の配当等収益額	337,617 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	1,381,664 円	C 収益調整金額	1,117,863 円
D 分配準備積立金額	92 円	D 分配準備積立金額	186 円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,764,944 円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,455,666 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	121 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	99 円
G 10,000 口当たり分配金額	30 円	G 10,000 口当たり分配金額	30 円
H 収益分配金金額	436,099 円	H 収益分配金金額	437,957 円
自 2023 年 3 月 28 日		自 2023 年 9 月 26 日	
至 2023 年 4 月 25 日		至 2023 年 10 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	368,576 円	A 費用控除後の配当等収益額	366,170 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	1,333,072 円	C 収益調整金額	1,020,655 円
D 分配準備積立金額	95 円	D 分配準備積立金額	138 円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,701,743 円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,386,963 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	116 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	94 円
G 10,000 口当たり分配金額	30 円	G 10,000 口当たり分配金額	30 円
H 収益分配金金額	437,463 円	H 収益分配金金額	439,219 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2022 年 10 月 26 日 至 2023 年 4 月 25 日	自 2023 年 4 月 26 日 至 2023 年 10 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク	同左

	などの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,079,000	△1,285,202
合計	2,079,000	△1,285,202

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自2022年10月26日 至2023年4月25日	当期 自2023年4月26日 至2023年10月25日
	元本の推移	
期首元本額	165,550,256円	145,821,061円
期中追加設定元本額	3,747,097円	3,116,513円
期中一部解約元本額	23,476,292円	2,531,059円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	21,753	21,563	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)	12,600	73,067,400	
合計		34,353	73,088,963	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年2回決算型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年2回決算型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年2回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	148,861	131,186
投資信託受益証券	6,539,737	6,894,541
流動資産合計	6,688,598	7,025,727
資産合計	6,688,598	7,025,727
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,212	4,334
未払受託者報酬	1,458	1,498
未払委託者報酬	30,592	31,594
その他未払費用	1,841	1,659
流動負債合計	38,103	39,085
負債合計	38,103	39,085
純資産の部		
元本等		
元本	4,212,295	4,334,807
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,438,200	2,651,835
（分配準備積立金）	2,800,126	2,993,264
元本等合計	6,650,495	6,986,642
純資産合計	6,650,495	6,986,642
負債純資産合計	6,688,598	7,025,727

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
受取配当金		204,812		234,710
有価証券売買等損益		△173,784		△56,723
営業収益合計		31,028		177,987
営業費用				
支払利息		-		10
受託者報酬		1,458		1,498
委託者報酬		30,592		31,594
その他費用		1,841		1,660
営業費用合計		33,891		34,762
営業利益又は営業損失(△)		△2,863		143,225
経常利益又は経常損失(△)		△2,863		143,225
当期純利益又は当期純損失(△)		△2,863		143,225
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		-		△272
期首剰余金又は期首欠損金(△)		2,412,128		2,438,200
剰余金増加額又は欠損金減少額		33,147		76,636
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		33,147		76,636
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		2,164
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		2,164
分配金		4,212		4,334
期末剰余金又は期末欠損金(△)		2,438,200		2,651,835

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	4,212,295 口	4,334,807 口
2.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5788 円 (15,788 円)	1.6118 円 (16,118 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 170,921 円	A	費用控除後の配当等収益額 199,948 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0 円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0 円
C	収益調整金額 3,212,358 円	C	収益調整金額 3,392,322 円
D	分配準備積立金額 2,633,417 円	D	分配準備積立金額 2,797,650 円
E	当ファンドの分配対象収益額 6,016,696 円	E	当ファンドの分配対象収益額 6,389,920 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額 14,283 円	F	10,000 口当たり収益分配対象額 14,740 円
G	10,000 口当たり分配金額 10 円	G	10,000 口当たり分配金額 10 円
H	収益分配金金額 4,212 円	H	収益分配金金額 4,334 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日	当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資	同左

	<p>制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>
--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△173,784	△56,705
合計	△173,784	△56,705

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期	当期
	自 2022 年 10 月 26 日 至 2023 年 4 月 25 日	自 2023 年 4 月 26 日 至 2023 年 10 月 25 日
元本の推移		
期首元本額	4,155,779 円	4,212,295 円
期中追加設定元本額	56,516 円	126,279 円
期中一部解約元本額	－円	3,767 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	11,226	11,128	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)	1,187	6,883,413	
合計		12,413	6,894,541	

(注) 投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「U B S 世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,236,460	17,557,876
投資信託受益証券	805,785,098	683,520,735
流動資産合計	820,021,558	701,078,611
資産合計	820,021,558	701,078,611
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,239,185	4,424,271
未払解約金	10,701	-
未払受託者報酬	28,177	25,450
未払委託者報酬	591,707	534,393
未払利息	40	51
その他未払費用	38,212	27,988
流動負債合計	9,908,022	5,012,153
負債合計	9,908,022	5,012,153
純資産の部		
元本等		
元本	9,239,185,115	8,848,542,380
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△8,429,071,579	△8,152,475,922
（分配準備積立金）	96,069,291	91,584,612
元本等合計	810,113,536	696,066,458
純資産合計	810,113,536	696,066,458
負債純資産合計	820,021,558	701,078,611

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
受取配当金		37,093,201		56,623,412
有価証券売買等損益		18,303,933		△86,156,077
営業収益合計		55,397,134		△29,532,665
営業費用				
支払利息		5,867		6,396
受託者報酬		177,497		168,329
委託者報酬		3,727,395		3,534,785
その他費用		233,401		198,014
営業費用合計		4,144,160		3,907,524
営業利益又は営業損失(△)		51,252,974		△33,440,189
経常利益又は経常損失(△)		51,252,974		△33,440,189
当期純利益又は当期純損失(△)		51,252,974		△33,440,189
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		571,328		△143,392
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△8,500,015,338		△8,429,071,579
剰余金増加額又は欠損金減少額		478,117,559		823,595,055
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		478,117,559		823,595,055
剰余金減少額又は欠損金増加額		402,567,309		463,646,413
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		402,567,309		463,646,413
分配金		55,288,137		50,056,188
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△8,429,071,579		△8,152,475,922

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	9,239,185,115口	8,848,542,380口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,429,071,579円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,152,475,922円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.0877円 (877円)	0.0787円 (787円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 2022年10月26日 至 2022年11月25日		自 2023年4月26日 至 2023年5月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 7,712,294円	A	費用控除後の配当等収益額 6,402,169円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 214,605,425円	C	収益調整金額 220,977,683円
D	分配準備積立金額 120,377,820円	D	分配準備積立金額 95,641,284円
E	当ファンドの分配対象収益額 342,695,539円	E	当ファンドの分配対象収益額 323,021,136円
F	10,000口当たり収益分配対象額 372円	F	10,000口当たり収益分配対象額 348円
G	10,000口当たり分配金額 10円	G	10,000口当たり分配金額 10円
H	収益分配金金額 9,203,474円	H	収益分配金金額 9,259,697円
自 2022年11月26日 至 2022年12月26日		自 2023年5月26日 至 2023年6月26日	
A	費用控除後の配当等収益額 5,929,313円	A	費用控除後の配当等収益額 5,089,307円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 216,043,748円	C	収益調整金額 223,020,890円
D	分配準備積立金額 118,401,569円	D	分配準備積立金額 92,661,456円
E	当ファンドの分配対象収益額 340,374,630円	E	当ファンドの分配対象収益額 320,771,653円
F	10,000口当たり収益分配対象額 368円	F	10,000口当たり収益分配対象額 344円
G	10,000口当たり分配金額 10円	G	10,000口当たり分配金額 10円
H	収益分配金金額 9,229,414円	H	収益分配金金額 9,316,284円
自 2022年12月27日 至 2023年1月25日		自 2023年6月27日 至 2023年7月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 5,153,668円	A	費用控除後の配当等収益額 7,163,271円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後 0円

の有り証券売買等損益額		の有り証券売買等損益額	
C 収益調整金額	215,985,609 円	C 収益調整金額	222,579,826 円
D 分配準備積立金額	113,966,721 円	D 分配準備積立金額	87,009,602 円
E 当ファンドの分配対象収益額	335,105,998 円	E 当ファンドの分配対象収益額	316,752,699 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	364 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	342 円
G 10,000 口当たり分配金額	10 円	G 10,000 口当たり分配金額	10 円
H 収益分配金金額	9,195,714 円	H 収益分配金金額	9,259,499 円
自 2023 年 1 月 26 日		自 2023 年 7 月 26 日	
至 2023 年 2 月 27 日		至 2023 年 8 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	5,648,403 円	A 費用控除後の配当等収益額	8,158,628 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	216,873,963 円	C 収益調整金額	215,586,588 円
D 分配準備積立金額	108,727,549 円	D 分配準備積立金額	81,385,943 円
E 当ファンドの分配対象収益額	331,249,915 円	E 当ファンドの分配対象収益額	305,131,159 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	360 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	341 円
G 10,000 口当たり分配金額	10 円	G 10,000 口当たり分配金額	10 円
H 収益分配金金額	9,186,466 円	H 収益分配金金額	8,940,357 円
自 2023 年 2 月 28 日		自 2023 年 8 月 26 日	
至 2023 年 3 月 27 日		至 2023 年 9 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	5,289,859 円	A 費用控除後の配当等収益額	12,004,340 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	219,022,570 円	C 収益調整金額	214,250,492 円
D 分配準備積立金額	104,713,045 円	D 分配準備積立金額	79,178,482 円
E 当ファンドの分配対象収益額	329,025,474 円	E 当ファンドの分配対象収益額	305,433,314 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	356 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	344 円
G 10,000 口当たり分配金額	10 円	G 10,000 口当たり分配金額	10 円
H 収益分配金金額	9,233,884 円	H 収益分配金金額	8,856,080 円
自 2023 年 3 月 28 日		自 2023 年 9 月 26 日	
至 2023 年 4 月 25 日		至 2023 年 10 月 25 日	
A 費用控除後の配当等収益額	5,164,123 円	A 費用控除後の配当等収益額	14,861,715 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0 円
C 収益調整金額	219,840,034 円	C 収益調整金額	215,267,424 円
D 分配準備積立金額	100,144,353 円	D 分配準備積立金額	81,147,168 円
E 当ファンドの分配対象収益額	325,148,510 円	E 当ファンドの分配対象収益額	311,276,307 円
F 10,000 口当たり収益分配対象額	351 円	F 10,000 口当たり収益分配対象額	351 円
G 10,000 口当たり分配金額	10 円	G 10,000 口当たり分配金額	5 円
H 収益分配金金額	9,239,185 円	H 収益分配金金額	4,424,271 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2022 年 10 月 26 日 至 2023 年 4 月 25 日	自 2023 年 4 月 26 日 至 2023 年 10 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これ	同左

	らは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	29,469,015	△32,260,188
合計	29,469,015	△32,260,188

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自2022年10月26日 至2023年4月25日	当期 自2023年4月26日 至2023年10月25日
	元本の推移	
期首元本額	9,321,677,171円	9,239,185,115円
期中追加設定元本額	440,919,905円	505,994,144円
期中一部解約元本額	523,411,961円	896,636,879円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	301,067	298,447	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(TRY Class)	623,378	683,222,288	
合計		924,445	683,520,735	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(TRY Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年2回決算型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年2回決算型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年2回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,182,605	743,663
投資信託受益証券	53,731,447	52,096,364
流動資産合計	54,914,052	52,840,027
資産合計	54,914,052	52,840,027
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	11,322	11,936
未払委託者報酬	237,784	250,483
未払利息	3	2
その他未払費用	15,401	14,508
流動負債合計	264,510	276,929
負債合計	264,510	276,929
純資産の部		
元本等		
元本	68,956,983	69,202,502
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△14,307,441	△16,639,404
（分配準備積立金）	63,252,166	65,924,868
元本等合計	54,649,542	52,563,098
純資産合計	54,649,542	52,563,098
負債純資産合計	54,914,052	52,840,027

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
受取配当金		2,355,198		4,079,915
有価証券売買等損益		1,225,200		△6,137,524
営業収益合計		3,580,398		△2,057,609
営業費用				
支払利息		400		424
受託者報酬		11,322		11,936
委託者報酬		237,784		250,483
その他費用		15,403		14,516
営業費用合計		264,909		277,359
営業利益又は営業損失(△)		3,315,489		△2,334,968
経常利益又は経常損失(△)		3,315,489		△2,334,968
当期純利益又は当期純損失(△)		3,315,489		△2,334,968
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		1,851		△9,297
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△17,242,104		△14,307,441
剰余金増加額又は欠損金減少額		45,204		256,571
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		45,204		256,571
剰余金減少額又は欠損金増加額		424,179		262,863
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		424,179		262,863
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△14,307,441		△16,639,404

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	68,956,983口	69,202,502口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は14,307,441円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は16,639,404円です。
3.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7925円 (7,925円)	0.7596円 (7,596円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 2,177,894円	A	費用控除後の配当等収益額 3,774,924円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 86,803,005円	C	収益調整金額 88,457,888円
D	分配準備積立金額 61,074,272円	D	分配準備積立金額 62,149,944円
E	当ファンドの分配対象収益額 150,055,171円	E	当ファンドの分配対象収益額 154,382,756円
F	10,000口当たり収益分配対象額 21,760円	F	10,000口当たり収益分配対象額 22,308円
G	10,000口当たり分配金額 0円	G	10,000口当たり分配金額 0円
H	収益分配金金額 0円	H	収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日	当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク	同左

	などの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,225,200	△6,091,932
合計	1,225,200	△6,091,932

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自2022年10月26日 至2023年4月25日	当期 自2023年4月26日 至2023年10月25日
	元本の推移	
期首元本額	67,347,858円	68,956,983円
期中追加設定元本額	1,784,316円	1,471,972円
期中一部解約元本額	175,191円	1,226,453円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	21,205	21,020	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(TRY Class)	47,514	52,075,344	
合計		68,719	52,096,364	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(TRY Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40,918,880	32,053,820
投資信託受益証券	2,909,044,540	3,091,674,811
未収入金	75,007,296	-
流動資産合計	3,024,970,716	3,123,728,631
資産合計	3,024,970,716	3,123,728,631
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,010,654	10,322,043
未払解約金	83,999,999	-
未払受託者報酬	104,504	113,655
未払委託者報酬	2,194,580	2,386,753
未払利息	115	93
その他未払費用	146,644	129,808
流動負債合計	96,456,496	12,952,352
負債合計	96,456,496	12,952,352
純資産の部		
元本等		
元本	3,336,884,933	3,440,681,281
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△408,370,713	△329,905,002
（分配準備積立金）	107,869,093	94,639,149
元本等合計	2,928,514,220	3,110,776,279
純資産合計	2,928,514,220	3,110,776,279
負債純資産合計	3,024,970,716	3,123,728,631

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
受取配当金		69,768,199		61,994,760
有価証券売買等損益		△95,984,200		103,794,551
営業収益合計		△26,216,001		165,789,311
営業費用				
支払利息		26,070		23,706
受託者報酬		656,659		681,004
委託者報酬		13,789,821		14,301,004
その他費用		891,939		822,940
営業費用合計		15,364,489		15,828,654
営業利益又は営業損失(△)		△41,580,490		149,960,657
経常利益又は経常損失(△)		△41,580,490		149,960,657
当期純利益又は当期純損失(△)		△41,580,490		149,960,657
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△197,803		206,019
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△302,702,974		△408,370,713
剰余金増加額又は欠損金減少額		39,194,102		20,103,559
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		39,194,102		20,103,559
剰余金減少額又は欠損金増加額		42,014,231		29,901,554
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		42,014,231		29,901,554
分配金		61,464,923		61,490,932
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△408,370,713		△329,905,002

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	3,336,884,933口	3,440,681,281口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は408,370,713円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は329,905,002円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8776円 (8,776円)	0.9041円 (9,041円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 2022年10月26日 至 2022年11月25日		自 2023年4月26日 至 2023年5月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 7,820,426円	A	費用控除後の配当等収益額 9,849,212円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 243,133,239円	C	収益調整金額 241,227,708円
D	分配準備積立金額 117,681,644円	D	分配準備積立金額 106,369,586円
E	当ファンドの分配対象収益額 368,635,309円	E	当ファンドの分配対象収益額 357,446,506円
F	10,000口当たり収益分配対象額 1,077円	F	10,000口当たり収益分配対象額 1,085円
G	10,000口当たり分配金額 30円	G	10,000口当たり分配金額 30円
H	収益分配金金額 10,259,095円	H	収益分配金金額 9,876,401円
自 2022年11月26日 至 2022年12月26日		自 2023年5月26日 至 2023年6月26日	
A	費用控除後の配当等収益額 22,883,403円	A	費用控除後の配当等収益額 9,360,454円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 244,692,488円	C	収益調整金額 252,989,954円
D	分配準備積立金額 111,632,965円	D	分配準備積立金額 105,313,961円
E	当ファンドの分配対象収益額 379,208,856円	E	当ファンドの分配対象収益額 367,664,369円
F	10,000口当たり収益分配対象額 1,116円	F	10,000口当たり収益分配対象額 1,083円
G	10,000口当たり分配金額 30円	G	10,000口当たり分配金額 30円
H	収益分配金金額 10,192,213円	H	収益分配金金額 10,178,347円
自 2022年12月27日 至 2023年1月25日		自 2023年6月27日 至 2023年7月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 6,015,869円	A	費用控除後の配当等収益額 8,378,343円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円

C	収益調整金額	248,576,104 円	C	収益調整金額	261,526,622 円
D	分配準備積立金額	123,770,081 円	D	分配準備積立金額	104,295,043 円
E	当ファンドの分配対象収益額	378,362,054 円	E	当ファンドの分配対象収益額	374,200,008 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	1,103 円	F	10,000 口当たり収益分配対象額	1,077 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円	G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	10,282,693 円	H	収益分配金金額	10,414,886 円
	自 2023 年 1 月 26 日			自 2023 年 7 月 26 日	
	至 2023 年 2 月 27 日			至 2023 年 8 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	7,750,860 円	A	費用控除後の配当等収益額	9,463,519 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	252,546,133 円	C	収益調整金額	260,033,042 円
D	分配準備積立金額	119,112,436 円	D	分配準備積立金額	100,875,522 円
E	当ファンドの分配対象収益額	379,409,429 円	E	当ファンドの分配対象収益額	370,372,083 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	1,096 円	F	10,000 口当たり収益分配対象額	1,075 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円	G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	10,381,751 円	H	収益分配金金額	10,328,302 円
	自 2023 年 2 月 28 日			自 2023 年 8 月 26 日	
	至 2023 年 3 月 27 日			至 2023 年 9 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	8,745,153 円	A	費用控除後の配当等収益額	8,612,990 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	252,034,069 円	C	収益調整金額	261,899,953 円
D	分配準備積立金額	115,526,234 円	D	分配準備積立金額	99,655,948 円
E	当ファンドの分配対象収益額	376,305,456 円	E	当ファンドの分配対象収益額	370,168,891 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	1,091 円	F	10,000 口当たり収益分配対象額	1,070 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円	G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	10,338,517 円	H	収益分配金金額	10,370,953 円
	自 2023 年 3 月 28 日			自 2023 年 9 月 26 日	
	至 2023 年 4 月 25 日			至 2023 年 10 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	7,673,596 円	A	費用控除後の配当等収益額	8,186,960 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	244,347,272 円	C	収益調整金額	261,442,275 円
D	分配準備積立金額	110,206,151 円	D	分配準備積立金額	96,774,232 円
E	当ファンドの分配対象収益額	362,227,019 円	E	当ファンドの分配対象収益額	366,403,467 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	1,085 円	F	10,000 口当たり収益分配対象額	1,064 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円	G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	10,010,654 円	H	収益分配金金額	10,322,043 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2022 年 10 月 26 日 至 2023 年 4 月 25 日	自 2023 年 4 月 26 日 至 2023 年 10 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク	同左

	などの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	81,553,500	△56,386,876
合計	81,553,500	△56,386,876

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自2022年10月26日 至2023年4月25日	当期 自2023年4月26日 至2023年10月25日
	元本の推移	
期首元本額	3,272,824,656円	3,336,884,933円
期中追加設定元本額	387,481,988円	303,931,646円
期中一部解約元本額	323,421,711円	200,135,298円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	998	989	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)	309,818	3,091,673,822	
合計		310,816	3,091,674,811	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,147,636	65,245,782
投資信託受益証券	1,522,758,400	1,463,650,856
流動資産合計	1,555,906,036	1,528,896,638
資産合計	1,555,906,036	1,528,896,638
負債の部		
流動負債		
未払金	-	21,005,333
未払収益分配金	1,136,053	1,046,994
未払受託者報酬	322,744	356,844
未払委託者報酬	6,777,466	7,493,476
未払利息	93	191
その他未払費用	434,824	427,735
流動負債合計	8,671,180	30,330,573
負債合計	8,671,180	30,330,573
純資産の部		
元本等		
元本	1,136,053,655	1,046,994,743
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	411,181,201	451,571,322
（分配準備積立金）	259,080,838	243,340,216
元本等合計	1,547,234,856	1,498,566,065
純資産合計	1,547,234,856	1,498,566,065
負債純資産合計	1,555,906,036	1,528,896,638

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日	至 2023年4月25日	自 2023年4月26日	至 2023年10月25日
営業収益				
受取配当金		34,356,300		32,121,578
有価証券売買等損益		△43,907,428		55,893,679
営業収益合計		△9,551,128		88,015,257
営業費用				
支払利息		13,452		14,165
受託者報酬		322,744		356,844
委託者報酬		6,777,466		7,493,476
その他費用		434,893		427,973
営業費用合計		7,548,555		8,292,458
営業利益又は営業損失(△)		△17,099,683		79,722,799
経常利益又は経常損失(△)		△17,099,683		79,722,799
当期純利益又は当期純損失(△)		△17,099,683		79,722,799
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△2,178,863		11,517,389
期首剰余金又は期首欠損金(△)		347,847,561		411,181,201
剰余金増加額又は欠損金減少額		99,224,823		42,692,201
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		99,224,823		42,692,201
剰余金減少額又は欠損金増加額		19,834,310		69,460,496
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		19,834,310		69,460,496
分配金		1,136,053		1,046,994
期末剰余金又は期末欠損金(△)		411,181,201		451,571,322

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2023年4月25日現在	2023年10月25日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,136,053,655口	1,046,994,743口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3619円 (13,619円)	1.4313円 (14,313円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	26,008,198円	A 費用控除後の配当等収益額	26,067,249円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	352,849,357円	C 収益調整金額	347,361,700円
D 分配準備積立金額	234,208,693円	D 分配準備積立金額	218,319,961円
E 当ファンドの分配対象収益額	613,066,248円	E 当ファンドの分配対象収益額	591,748,910円
F 10,000口当たり収益分配対象額	5,396円	F 10,000口当たり収益分配対象額	5,651円
G 10,000口当たり分配金額	10円	G 10,000口当たり分配金額	10円
H 収益分配金金額	1,136,053円	H 収益分配金金額	1,046,994円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日	当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資	同左

	<p>制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>
--	---

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△42,705,634	47,832,798
合計	△42,705,634	47,832,798

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期	当期
	自 2022 年 10 月 26 日 至 2023 年 4 月 25 日	自 2023 年 4 月 26 日 至 2023 年 10 月 25 日
元本の推移		
期首元本額	914,575,575 円	1,136,053,655 円
期中追加設定元本額	274,584,970 円	103,175,650 円
期中一部解約元本額	53,106,890 円	192,234,562 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	998	989	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)	146,673	1,463,649,867	
合計		147,671	1,463,650,856	

(注) 投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(USD Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「U B S 世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	389,096	924,354
投資信託受益証券	42,838,340	42,901,863
流動資産合計	43,227,436	43,826,217
資産合計	43,227,436	43,826,217
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	53,967	54,426
未払受託者報酬	1,486	1,575
未払委託者報酬	31,148	33,023
未払利息	1	2
その他未払費用	2,076	1,791
流動負債合計	88,678	90,817
負債合計	88,678	90,817
純資産の部		
元本等		
元本	53,967,740	54,426,962
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,828,982	△10,691,562
（分配準備積立金）	1,470,853	1,484,698
元本等合計	43,138,758	43,735,400
純資産合計	43,138,758	43,735,400
負債純資産合計	43,227,436	43,826,217

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
受取配当金		233,485		497,910
有価証券売買等損益		3,198,576		272,248
営業収益合計		3,432,061		770,158
営業費用				
支払利息		155		260
受託者報酬		9,145		9,745
委託者報酬		191,942		204,421
その他費用		12,410		11,751
営業費用合計		213,652		226,177
営業利益又は営業損失(△)		3,218,409		543,981
経常利益又は経常損失(△)		3,218,409		543,981
当期純利益又は当期純損失(△)		3,218,409		543,981
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		157		75
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△13,725,685		△10,828,982
剰余金増加額又は欠損金減少額		21,192		2,963
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		21,192		2,963
剰余金減少額又は欠損金増加額		19,013		84,250
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		19,013		84,250
分配金		323,728		325,199
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△10,828,982		△10,691,562

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	53,967,740口	54,426,962口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,828,982円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,691,562円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7993円 (7,993円)	0.8036円 (8,036円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 2022年10月26日 至 2022年11月25日		自 2023年4月26日 至 2023年5月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 37,324円	A	費用控除後の配当等収益額 48,659円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 699,743円	C	収益調整金額 702,958円
D	分配準備積立金額 1,629,186円	D	分配準備積立金額 1,470,853円
E	当ファンドの分配対象収益額 2,366,253円	E	当ファンドの分配対象収益額 2,222,470円
F	10,000口当たり収益分配対象額 438円	F	10,000口当たり収益分配対象額 411円
G	10,000口当たり分配金額 10円	G	10,000口当たり分配金額 10円
H	収益分配金金額 53,944円	H	収益分配金金額 53,986円
自 2022年11月26日 至 2022年12月26日		自 2023年5月26日 至 2023年6月26日	
A	費用控除後の配当等収益額 0円	A	費用控除後の配当等収益額 69,799円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 699,973円	C	収益調整金額 706,447円
D	分配準備積立金額 1,612,422円	D	分配準備積立金額 1,465,206円
E	当ファンドの分配対象収益額 2,312,395円	E	当ファンドの分配対象収益額 2,241,452円
F	10,000口当たり収益分配対象額 428円	F	10,000口当たり収益分配対象額 414円
G	10,000口当たり分配金額 10円	G	10,000口当たり分配金額 10円
H	収益分配金金額 53,946円	H	収益分配金金額 54,063円
自 2022年12月27日 至 2023年1月25日		自 2023年6月27日 至 2023年7月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 13,819円	A	費用控除後の配当等収益額 83,668円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円

C	収益調整金額	700,400円	C	収益調整金額	706,709円
D	分配準備積立金額	1,558,423円	D	分配準備積立金額	1,480,938円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,272,642円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,271,315円
F	10,000口当たり収益分配対象額	421円	F	10,000口当たり収益分配対象額	420円
G	10,000口当たり分配金額	10円	G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	53,954円	H	収益分配金金額	54,069円
	自 2023年1月26日			自 2023年7月26日	
	至 2023年2月27日			至 2023年8月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	51,361円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	700,708円	C	収益調整金額	714,949円
D	分配準備積立金額	1,518,254円	D	分配準備積立金額	1,510,537円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,218,962円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,276,847円
F	10,000口当たり収益分配対象額	411円	F	10,000口当たり収益分配対象額	419円
G	10,000口当たり分配金額	10円	G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	53,961円	H	収益分配金金額	54,266円
	自 2023年2月28日			自 2023年8月26日	
	至 2023年3月27日			至 2023年9月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	73,588円	A	費用控除後の配当等収益額	32,281円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	700,846円	C	収益調整金額	720,027円
D	分配準備積立金額	1,463,971円	D	分配準備積立金額	1,507,614円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,238,405円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,259,922円
F	10,000口当たり収益分配対象額	414円	F	10,000口当たり収益分配対象額	415円
G	10,000口当たり分配金額	10円	G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	53,956円	H	収益分配金金額	54,389円
	自 2023年3月28日			自 2023年9月26日	
	至 2023年4月25日			至 2023年10月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	42,038円	A	費用控除後の配当等収益額	53,647円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	702,199円	C	収益調整金額	721,604円
D	分配準備積立金額	1,482,782円	D	分配準備積立金額	1,485,477円
E	当ファンドの分配対象収益額	2,227,019円	E	当ファンドの分配対象収益額	2,260,728円
F	10,000口当たり収益分配対象額	412円	F	10,000口当たり収益分配対象額	415円
G	10,000口当たり分配金額	10円	G	10,000口当たり分配金額	10円
H	収益分配金金額	53,967円	H	収益分配金金額	54,426円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日	自 2023年4月26日 至 2023年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク	同左

	などの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,729,695	△692,332
合計	1,729,695	△692,332

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自2022年10月26日 至2023年4月25日	当期 自2023年4月26日 至2023年10月25日
	元本の推移	
期首元本額	53,970,286円	53,967,740円
期中追加設定元本額	84,759円	473,883円
期中一部解約元本額	87,305円	14,661円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	998	989	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(EUR Class)	4,742	42,900,874	
合計		5,740	42,901,863	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(EUR Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年2回決算型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年2回決算型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年2回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	62,605	57,426
投資信託受益証券	2,491,220	2,470,820
流動資産合計	2,553,825	2,528,246
資産合計	2,553,825	2,528,246
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	544	563
未払委託者報酬	11,159	11,939
その他未払費用	581	612
流動負債合計	12,284	13,114
負債合計	12,284	13,114
純資産の部		
元本等		
元本	2,565,285	2,508,687
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△23,744	6,445
（分配準備積立金）	122,663	135,425
元本等合計	2,541,541	2,515,132
純資産合計	2,541,541	2,515,132
負債純資産合計	2,553,825	2,528,246

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
受取配当金		13,573		29,043
有価証券売買等損益		184,976		14,834
営業収益合計		198,549		43,877
営業費用				
支払利息		-		2
受託者報酬		544		563
委託者報酬		11,159		11,939
その他費用		581		612
営業費用合計		12,284		13,116
営業利益又は営業損失(△)		186,265		30,761
経常利益又は経常損失(△)		186,265		30,761
当期純利益又は当期純損失(△)		186,265		30,761
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		-		3,011
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△209,620		△23,744
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		2,439
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		1,526
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		913
剰余金減少額又は欠損金増加額		389		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		389		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△23,744		6,445

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	2,565,285口	2,508,687口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は23,744円です。	—
3.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9907円 (9,907円)	1.0026円 (10,026円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 12,733円	A	費用控除後の配当等収益額 19,197円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 347,007円	C	収益調整金額 343,866円
D	分配準備積立金額 109,930円	D	分配準備積立金額 116,228円
E	当ファンドの分配対象収益額 469,670円	E	当ファンドの分配対象収益額 479,291円
F	10,000口当たり収益分配対象額 1,830円	F	10,000口当たり収益分配対象額 1,910円
G	10,000口当たり分配金額 0円	G	10,000口当たり分配金額 0円
H	収益分配金金額 0円	H	収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日	当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク	同左

	などの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	184,976	10,922
合計	184,976	10,922

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日	当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日
	元本の推移	
期首元本額	2,549,407 円	2,565,285 円
期中追加設定元本額	15,878 円	85,896 円
期中一部解約元本額	— 円	142,494 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	998	989	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(EUR Class)	273	2,469,831	
合計		1,271	2,470,820	

(注) 投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(EUR Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「UBS 世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,205,931	2,405,224
投資信託受益証券	198,877,182	90,478,449
流動資産合計	204,083,113	92,883,673
資産合計	204,083,113	92,883,673
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	762,478	328,726
未払解約金	5,584	-
未払受託者報酬	6,935	3,420
未払委託者報酬	145,637	71,854
未払利息	14	7
その他未払費用	9,782	3,905
流動負債合計	930,430	407,912
負債合計	930,430	407,912
純資産の部		
元本等		
元本	254,159,577	109,575,437
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△51,006,894	△17,099,676
（分配準備積立金）	20,466,821	20,526,580
元本等合計	203,152,683	92,475,761
純資産合計	203,152,683	92,475,761
負債純資産合計	204,083,113	92,883,673

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
受取配当金		9,437,513		5,393,465
有価証券売買等損益		14,305,868		8,798,596
営業収益合計		23,743,381		14,192,061
営業費用				
支払利息		1,777		2,021
受託者報酬		43,296		26,579
委託者報酬		909,232		558,143
その他費用		59,274		33,483
営業費用合計		1,013,579		620,226
営業利益又は営業損失(△)		22,729,802		13,571,835
経常利益又は経常損失(△)		22,729,802		13,571,835
当期純利益又は当期純損失(△)		22,729,802		13,571,835
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		704,543		5,416,030
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△75,238,755		△51,006,894
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,502,158		32,333,274
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		8,502,158		32,333,274
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,608,825		4,369,590
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,608,825		4,369,590
分配金		4,686,731		2,212,271
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△51,006,894		△17,099,676

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	254,159,577口	109,575,437口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は51,006,894円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は17,099,676円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7993円 (7,993円)	0.8439円 (8,439円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 2022年10月26日 至 2022年11月25日		自 2023年4月26日 至 2023年5月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 1,534,697円	A	費用控除後の配当等収益額 1,253,754円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 2,015,908円
C	収益調整金額 8,437,074円	C	収益調整金額 7,090,847円
D	分配準備積立金額 12,138,365円	D	分配準備積立金額 13,839,562円
E	当ファンドの分配対象収益額 22,110,136円	E	当ファンドの分配対象収益額 24,200,071円
F	10,000口当たり収益分配対象額 800円	F	10,000口当たり収益分配対象額 1,310円
G	10,000口当たり分配金額 30円	G	10,000口当たり分配金額 30円
H	収益分配金金額 828,674円	H	収益分配金金額 553,859円
自 2022年11月26日 至 2022年12月26日		自 2023年5月26日 至 2023年6月26日	
A	費用控除後の配当等収益額 1,321,135円	A	費用控除後の配当等収益額 790,436円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 7,213,991円
C	収益調整金額 8,509,290円	C	収益調整金額 4,557,015円
D	分配準備積立金額 12,844,317円	D	分配準備積立金額 10,162,723円
E	当ファンドの分配対象収益額 22,674,742円	E	当ファンドの分配対象収益額 22,724,165円
F	10,000口当たり収益分配対象額 818円	F	10,000口当たり収益分配対象額 1,994円
G	10,000口当たり分配金額 30円	G	10,000口当たり分配金額 30円
H	収益分配金金額 831,448円	H	収益分配金金額 341,768円
自 2022年12月27日 至 2023年1月25日		自 2023年6月27日 至 2023年7月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 1,333,341円	A	費用控除後の配当等収益額 826,382円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 700,627円

C	収益調整金額	7,735,976 円	C	収益調整金額	4,475,357 円
D	分配準備積立金額	12,082,316 円	D	分配準備積立金額	17,224,761 円
E	当ファンドの分配対象収益額	21,151,633 円	E	当ファンドの分配対象収益額	23,227,127 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	842 円	F	10,000 口当たり収益分配対象額	2,103 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円	G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	752,870 円	H	収益分配金金額	331,187 円
	自 2023 年 1 月 26 日			自 2023 年 7 月 26 日	
	至 2023 年 2 月 27 日			至 2023 年 8 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	1,463,377 円	A	費用控除後の配当等収益額	775,929 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,415,845 円
C	収益調整金額	7,826,539 円	C	収益調整金額	4,489,143 円
D	分配準備積立金額	12,659,357 円	D	分配準備積立金額	18,147,213 円
E	当ファンドの分配対象収益額	21,949,273 円	E	当ファンドの分配対象収益額	24,828,130 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	870 円	F	10,000 口当たり収益分配対象額	2,275 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円	G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	756,068 円	H	収益分配金金額	327,349 円
	自 2023 年 2 月 28 日			自 2023 年 8 月 26 日	
	至 2023 年 3 月 27 日			至 2023 年 9 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	1,633,883 円	A	費用控除後の配当等収益額	717,685 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	7,858,485 円	C	収益調整金額	4,659,431 円
D	分配準備積立金額	13,313,830 円	D	分配準備積立金額	19,997,731 円
E	当ファンドの分配対象収益額	22,806,198 円	E	当ファンドの分配対象収益額	25,374,847 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	905 円	F	10,000 口当たり収益分配対象額	2,311 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円	G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	755,193 円	H	収益分配金金額	329,382 円
	自 2023 年 3 月 28 日			自 2023 年 9 月 26 日	
	至 2023 年 4 月 25 日			至 2023 年 10 月 25 日	
A	費用控除後の配当等収益額	1,613,700 円	A	費用控除後の配当等収益額	695,201 円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	5,426,925 円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0 円
C	収益調整金額	8,077,113 円	C	収益調整金額	4,843,648 円
D	分配準備積立金額	14,188,674 円	D	分配準備積立金額	20,160,105 円
E	当ファンドの分配対象収益額	29,306,412 円	E	当ファンドの分配対象収益額	25,698,954 円
F	10,000 口当たり収益分配対象額	1,153 円	F	10,000 口当たり収益分配対象額	2,345 円
G	10,000 口当たり分配金額	30 円	G	10,000 口当たり分配金額	30 円
H	収益分配金金額	762,478 円	H	収益分配金金額	328,726 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2022 年 10 月 26 日 至 2023 年 4 月 25 日	自 2023 年 4 月 26 日 至 2023 年 10 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク	同左

	などの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	11,351,484	△6,825,455
合計	11,351,484	△6,825,455

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自2022年10月26日 至2023年4月25日	当期 自2023年4月26日 至2023年10月25日
	元本の推移	
期首元本額	277,033,388円	254,159,577円
期中追加設定元本額	6,619,257円	24,073,016円
期中一部解約元本額	29,493,068円	168,657,156円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)	998	989	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(MXN Class)	10,715	90,477,460	
合計		11,713	90,478,449	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(MXN Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は後述の「UBS世界公共インフラ債券投信(通貨選択型)メキシコペソコース(年2回決算型)」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月26日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）の2023年4月26日から2023年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）の2023年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	853,597	5,609,846
投資信託受益証券	28,467,774	36,647,949
流動資産合計	29,321,371	42,257,795
資産合計	29,321,371	42,257,795
負債の部		
流動負債		
未払金	-	4,901,304
未払収益分配金	20,143	23,741
未払受託者報酬	6,139	7,328
未払委託者報酬	128,846	153,971
未払利息	2	16
その他未払費用	8,133	8,598
流動負債合計	163,263	5,094,958
負債合計	163,263	5,094,958
純資産の部		
元本等		
元本	20,143,823	23,741,644
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,014,285	13,421,193
（分配準備積立金）	9,927,735	11,189,250
元本等合計	29,158,108	37,162,837
純資産合計	29,158,108	37,162,837
負債純資産合計	29,321,371	42,257,795

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
営業収益				
受取配当金		1,330,976		1,670,623
有価証券売買等損益		2,145,540		1,067,390
営業収益合計		3,476,516		2,738,013
営業費用				
支払利息		198		366
受託者報酬		6,139		7,328
委託者報酬		128,846		153,971
その他費用		8,134		8,603
営業費用合計		143,317		170,268
営業利益又は営業損失(△)		3,333,199		2,567,745
経常利益又は経常損失(△)		3,333,199		2,567,745
当期純利益又は当期純損失(△)		3,333,199		2,567,745
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		123,585		425,904
期首剰余金又は期首欠損金(△)		6,095,777		9,014,285
剰余金増加額又は欠損金減少額		171,731		3,155,026
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		171,731		3,155,026
剰余金減少額又は欠損金増加額		442,694		866,218
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		442,694		866,218
分配金		20,143		23,741
期末剰余金又は期末欠損金(△)		9,014,285		13,421,193

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2023年4月25日現在	2023年10月25日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	20,143,823 口	23,741,644 口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4475 円 (14,475 円)	1.5653 円 (15,653 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日		当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	1,230,673 円	A 費用控除後の配当等収益額	1,468,533 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,978,941 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	673,308 円
C 収益調整金額	4,817,618 円	C 収益調整金額	8,623,607 円
D 分配準備積立金額	6,738,264 円	D 分配準備積立金額	9,071,150 円
E 当ファンドの分配対象収益額	14,765,496 円	E 当ファンドの分配対象収益額	19,836,598 円
F 10,000口当たり収益分配対象額	7,330 円	F 10,000口当たり収益分配対象額	8,355 円
G 10,000口当たり分配金額	10 円	G 10,000口当たり分配金額	10 円
H 収益分配金金額	20,143 円	H 収益分配金金額	23,741 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2022年10月26日 至 2023年4月25日	当期 自 2023年4月26日 至 2023年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資	同左

	<p>制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>
--	---

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2023年4月25日現在	当期 2023年10月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,093,936	818,785
合計	2,093,936	818,785

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期	当期
	自 2022 年 10 月 26 日 至 2023 年 4 月 25 日	自 2023 年 4 月 26 日 至 2023 年 10 月 25 日
元本の推移		
期首元本額	21,222,301 円	20,143,823 円
期中追加設定元本額	478,303 円	5,501,819 円
期中一部解約元本額	1,556,781 円	1,903,998 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	998	989	
	グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(MXN Class)	4,340	36,646,960	
合計		5,338	36,647,949	

(注) 投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(MXN Class)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。

国内投資信託「U B S 短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (JPY Class)、(AUD Class)、(BRL Class)、(ZAR Class)、(TRY Class)、(USD Class)、(EUR Class)、(MXN Class)」の状況は次の通りです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

国内投資信託「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第14期決算日（2023年1月20日）の状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	自 2022年1月21日 至 2023年1月20日
営業収益	
有価証券売買等損益	△8,628
営業収益合計	△8,628
営業費用	
受託者報酬	2,853
委託者報酬	851
その他費用	156
営業費用合計	3,860
営業利益又は営業損失(△)	△12,488
経常利益又は経常損失(△)	△12,488
当期純利益又は当期純損失(△)	△12,488
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△14
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△53,400
剰余金増加額又は欠損金減少額	62
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62
剰余金減少額又は欠損金増加額	736
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	736
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△66,548

組入資産明細表（2023年1月20日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	UBS短期円金利プラス・マザーファンド	8,696,224	8,682,310	
	合計	8,696,224	8,682,310	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

UBS 短期円金利プラス・マザーファンドの運用状況

当ファンドは、UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）が投資対象とする親投資信託で、信託財産の実質的な運用を行っております。

ご参考として、第 14 期決算日（2023 年 1 月 20 日）の運用状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	自 2022 年 1 月 21 日 至 2023 年 1 月 20 日
営業収益	
営業収益合計	-
営業費用	
支払利息	8,772
営業費用合計	8,772
営業利益又は営業損失 (△)	△8,772
経常利益又は経常損失 (△)	△8,772
当期純利益又は当期純損失 (△)	△8,772
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	-
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△4,906
剰余金増加額又は欠損金減少額	20
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20
剰余金減少額又は欠損金増加額	141
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	141
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△13,799

組入資産明細表（2023 年 1 月 20 日現在）

2023 年 1 月 20 日現在、UBS 短期円金利プラス・マザーファンドにおける組入資産はありません。

ケイマン籍円建て外国投資信託 グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンドの運用状況

ご参考として、掲載されている当ファンドの損益計算書および投資有価証券等の明細は、2022年10月31日現在の現地 Annual Report からの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。また、同一銘柄でも保管形態が異なる場合には、別個に表記しています。

損益計算書

計算期間終了日 2022年10月31日
円

収益	
有価証券に係る受取利息	4,846,721,705
収益合計	4,846,721,705
費用	
運用管理報酬	695,797,103
管理事務代行報酬	141,636,693
保管費用	25,805,021
銀行取引に係る支払利息	11,044,956
代理銀行報酬	9,835,328
銀行手数料	8,479,900
信託報酬	38,656,913
弁護士費用	345,696
現金支払費用	25,748,379
専門家費用	2,060,773
その他費用	11,402
費用合計	959,422,164
投資純収益	3,887,299,541
投資実現純利益	6,579,807,667
先物取引による実現純損失	(2,049,757,793)
為替取引と為替予約取引による実現純損失	(23,172,915,369)
当期実現純損失	(18,642,865,495)
投資未実現純損益の変動額	(12,010,800,979)
先物取引による未実現純損益の変動額	(509,544,574)
為替予約取引による未実現純損益の変動額	891,388,021
当期末実現純損失	(11,628,957,532)
純資産の純減額	(26,384,523,486)

2022年10月31日現在の投資有価証券（単位：円）

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
オーストラリア					
変動利付債					
USD	3,000,000	SCENTRE TRUST 2 FRN 24/09/80 REGS	315,845,479	373,672,081	0.35
			<hr/>	<hr/>	<hr/>
			315,845,479	373,672,081	0.35
固定利付債					
USD	10,800,000	APT PIPELINES 4.2% 23/03/25 REGS	1,219,163,715	1,522,068,918	1.43
EUR	4,300,000	AUSTRALIA PAC 1.7500% 15/10/24 EMTN	582,715,700	604,661,018	0.57
AUD	6,500,000	NETWORK FINANC 2.5790% 03/10/28 MTN	548,251,600	513,479,092	0.48
AUD	6,000,000	AUSGRID FINANC 1.8140% 05/02/27 MTN	475,680,814	488,269,715	0.46
AUD	5,650,000	AUSNET SERVICE 4.2000% 21/08/28 MTN	477,686,651	485,448,741	0.45
USD	3,500,000	SGSP AUSTRALI 3.2500% 29/07/26 EMTN	367,036,316	469,650,438	0.44
AUD	5,000,000	AURIZON NETWOR 4.0000% 21/06/24 MTN	421,983,056	467,121,897	0.44
AUD	5,940,000	TRANSURBAN QLD 3.2500% 05/08/31 MTN	498,393,500	442,121,379	0.41
AUD	4,000,000	LENLEASE FIN 3.4000% 27/10/27 MTN	296,960,979	334,424,083	0.31
AUD	4,370,000	NSW ELECTRICITY 2.5430% 23/09/30	338,056,728	314,782,553	0.29
AUD	4,000,000	OPTUS FINANCE 2.5000% 01/07/30 MTN	294,278,691	302,391,023	0.28
AUD	3,300,000	VICTORIA POWER 2.1320% 21/04/28 MTN	277,075,088	259,129,496	0.24
AUD	3,210,000	AURIZON FINANC 3.0000% 09/03/28 MTN	264,402,621	252,955,064	0.24
USD	1,680,000	SANTOS FINANC 3.6490% 29/04/31 REGS	181,397,936	192,232,592	0.18
AUD	2,000,000	AUSGRID FINANC 3.7500% 30/10/24 MTN	176,374,724	185,759,096	0.17
AUD	1,600,000	QANTAS AIRWAYS 3.1500% 27/09/28 MTN	127,647,969	127,486,795	0.12
			<hr/>	<hr/>	<hr/>
国合計			6,547,106,088	6,961,981,900	6.51
			<hr/>	<hr/>	<hr/>
国合計			6,862,951,567	7,335,653,981	6.86
オーストラリア					
変動利付債					
EUR	2,900,000	OMV AG FRN 19/06/70	376,445,421	403,779,045	0.38
			<hr/>	<hr/>	<hr/>
			376,445,421	403,779,045	0.38
ベルギー					
固定利付債					
EUR	4,600,000	AB INBEV SA/N 1.1500% 22/01/27 EMTN	594,664,226	619,545,826	0.58
EUR	2,000,000	RESA SA BELGIUM 1% 22/07/26	226,553,257	267,698,118	0.25
EUR	1,700,000	ELIA TRANS BE 0.8750% 28/04/30 EMTN	196,666,542	201,375,504	0.19
			<hr/>	<hr/>	<hr/>
国合計			1,017,884,025	1,088,619,448	1.02
			<hr/>	<hr/>	<hr/>
国合計			1,017,884,025	1,088,619,448	1.02
バミューダ					
その他債券					
USD	2,170,000	STAR ENERGY C 4.8500% 14/10/38 REGS	229,260,619	238,580,340	0.22
			<hr/>	<hr/>	<hr/>
			229,260,619	238,580,340	0.22
固定利付債					
EUR	6,800,000	BACARDI LTD 2.75% 03/07/23	881,592,257	995,262,801	0.94
USD	900,000	TRITON CONTAI 1.1500% 07/06/24 144A	97,784,702	121,653,359	0.11
USD	950,000	TRITON CONTAI 2.0500% 15/04/26 144A	104,652,249	118,684,102	0.11
			<hr/>	<hr/>	<hr/>
国合計			1,084,029,208	1,235,600,262	1.16
			<hr/>	<hr/>	<hr/>
国合計			1,313,289,827	1,474,180,602	1.38
ヴァージン諸島					
固定利付債					
USD	2,300,000	CASTLE PEAK P 2.1250% 03/03/31 EMTN	239,527,168	265,588,944	0.25
			<hr/>	<hr/>	<hr/>
			239,527,168	265,588,944	0.25
カナダ					
固定利付債					
USD	3,040,000	TRANS-CANADA PIPE 4.625% 01/03/34	366,851,996	393,751,926	0.37
CAD	4,000,000	CANADIAN PACIFIC 2.5400% 28/02/28	363,519,116	385,074,636	0.36
CAD	3,350,000	TELUS CORP 4.85% 05/04/44 CP	342,908,532	310,125,122	0.29
CAD	2,500,000	ROGERS COMMUNIC 6.56% 22/03/41 MTN	314,951,036	277,188,132	0.26
USD	2,600,000	CANADIAN PACIFIC 3.1000% 02/12/51	297,597,660	246,534,558	0.23
CAD	2,000,000	TRANSCANADA PL 3.3000% 17/07/25 MTN	171,987,918	206,961,492	0.19

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
CAD	2,000,000	BELL CANADA 4.75% 29/09/44 MTN	196,247,911	189,553,455	0.18
			2,054,064,169	2,009,189,321	1.88
		国合計	2,054,064,169	2,009,189,321	1.88
ケイマン諸島					
変動利付債					
GBP	3,400,000	YORKSHIRE WATER FRN 22/03/46 EMTN	537,023,230	576,486,047	0.54
			537,023,230	576,486,047	0.54
		国合計	537,023,230	576,486,047	0.54
チェコ					
固定利付債					
EUR	1,540,000	CEZ AS 2.3750% 06/04/27 EMTN	207,438,509	204,458,878	0.19
			207,438,509	204,458,878	0.19
		国合計	207,438,509	204,458,878	0.19
デンマーク					
変動利付債					
EUR	3,000,000	ORSTED A/S FRN 24/11/17	396,484,716	411,573,802	0.38
			396,484,716	411,573,802	0.38
固定利付債					
EUR	900,000	ORSTED A/S 3.2500% 13/09/31 EMTN	125,924,428	127,703,034	0.12
			125,924,428	127,703,034	0.12
		国合計	522,409,144	539,276,836	0.50
フィンランド					
固定利付債					
EUR	2,490,000	ELENIA FINANC 0.3750% 06/02/27 EMTN	297,684,765	311,224,255	0.29
			297,684,765	311,224,255	0.29
		国合計	297,684,765	311,224,255	0.29
フランス					
変動利付債					
EUR	8,180,000	TOTALENERGIES SE FRN 26/02/70 EMTN	1,027,626,263	1,122,108,988	1.05
EUR	2,400,000	BPCE FRN 13/01/42 NC5.	307,936,524	295,291,796	0.28
EUR	2,420,000	TOTALENERGIES SE FRN 25/01/70 NC12	302,997,674	251,185,536	0.23
			1,638,560,461	1,668,586,320	1.56
固定利付債					
EUR	5,500,000	TRANSPORT & INFRASTRU 2.2% 05/08/25	761,803,776	779,638,403	0.74
EUR	2,700,000	AUTOROUTES DU 2.7500% 02/09/32 EMTN	362,976,674	375,211,346	0.35
EUR	2,600,000	ENGIE 0.3750% 26/10/29 EMTN	341,971,760	301,863,294	0.28
USD	2,000,000	ORANGE 5.375% 13/01/42	156,633,640	269,717,596	0.25
EUR	2,000,000	RTE RESEAU TRANS 1% 19/10/26 EMTN	246,725,916	267,014,605	0.25
EUR	2,700,000	ELEC DE FRANC 2.0000% 09/12/49 EMTN	313,209,498	215,444,129	0.20
GBP	1,000,000	ELEC DE FRANC 6.1250% 02/06/34 EMTN	196,096,377	170,678,410	0.16
EUR	1,000,000	COMPAGNIE FIN 1.0000% 19/05/31 EMTN	139,136,906	121,950,279	0.11
EUR	900,000	TOTAL CAP INT 1.9940% 08/04/32 EMTN	106,890,393	115,293,827	0.11
			2,625,444,940	2,616,811,889	2.45
		国合計	4,264,005,401	4,285,398,209	4.01
ドイツ					
変動利付債					
EUR	4,400,000	MERCK FRN 25/06/79 .	533,641,228	598,859,693	0.56
			533,641,228	598,859,693	0.56
固定利付債					
EUR	3,500,000	E.ON SE 0.8750% 18/10/34 EMTN	368,772,577	357,103,223	0.33
EUR	2,100,000	RWE A 2.7500% 24/05/30 EMTN	281,611,228	278,508,370	0.26
EUR	900,000	EUROGRID GMBH 3.2790% 05/09/31 EMTN	122,315,680	127,091,051	0.12
EUR	600,000	VONOVIA SE 2.3750% 25/03/32	78,206,364	69,149,273	0.06
EUR	900,000	VONOVIA SE 1.6250% 01/09/51 EMTN	113,979,564	60,939,963	0.06
			964,885,413	892,791,880	0.83
		国合計	1,498,526,641	1,491,651,573	1.39
インド					
固定利付債					
USD	3,500,000	RELIANCE INDU 3.6250% 12/01/52 REGS	400,623,466	303,225,330	0.29
USD	1,920,000	RELIANCE INDU 2.8750% 12/01/32 REGS	222,324,608	213,903,984	0.20

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
USD	1,480,000	INDIAN RAIL F 2.8000% 10/02/31 REGS	155,377,738	163,850,712	0.15
			778,325,812	680,980,026	0.64
		国合計	778,325,812	680,980,026	0.64
アイルランド					
固定利付債					
EUR	3,800,000	ABBOTT IL FIN 0.8750% 27/09/23	501,907,739	550,572,170	0.51
EUR	3,705,000	RYANAIR DAC 0.8750% 25/05/26 EMTN	486,352,310	480,030,268	0.45
EUR	2,000,000	GAS NETW IRELAND 1.375% 5/12/26 EMT	237,365,295	269,840,823	0.25
USD	1,065,000	AERCAP IRELAND 3.0000% 29/10/28	121,284,737	127,396,408	0.12
EUR	900,000	GAS NETWORKS 0.1250% 04/12/24 EMTN	107,956,733	123,589,504	0.12
			1,454,866,814	1,551,429,173	1.45
		国合計	1,454,866,814	1,551,429,173	1.45
イタリア					
変動利付債					
USD	2,600,000	ENEL SPA FRN 24/09/73	334,761,682	381,379,326	0.37
EUR	2,500,000	ENEL SPA FRN 24/05/80	317,684,551	332,999,230	0.31
EUR	1,730,000	ENI SPA FRN 13/10/69 NC9	215,536,843	197,025,966	0.18
			867,983,076	911,404,522	0.86
固定利付債					
EUR	1,730,000	TERNA RETE 1.0000% 10/04/26 EMTN	216,219,695	234,293,033	0.21
EUR	1,175,000	AEROPORTI ROM 1.7500% 30/07/31 EMTN	150,909,825	124,124,422	0.12
			367,129,520	358,417,455	0.33
		国合計	1,235,112,596	1,269,821,977	1.19
日本					
固定利付債					
USD	1,770,000	NTT FINANCE 2.0650% 03/04/31 REGS	186,708,577	202,597,802	0.19
			186,708,577	202,597,802	0.19
		国合計	186,708,577	202,597,802	0.19
ジャージー					
固定利付債					
GBP	3,760,000	GATWICK FND 5.25% 23/01/24 EMTN	468,049,704	638,407,927	0.60
EUR	4,300,000	HEATHROW FD LTD 1.5% 11/02/30 EMTN	563,643,830	509,868,634	0.48
GBP	1,500,000	BAA FUNDING L 6.7500% 03/12/26 EMTN	235,508,860	259,911,880	0.24
			1,267,202,394	1,408,188,441	1.32
		国合計	1,267,202,394	1,408,188,441	1.32
ルクセンブルク					
固定利付債					
EUR	2,730,000	CPI PROPERTY 2.7500% 12/05/26 EMTN	307,268,546	307,521,232	0.29
			307,268,546	307,521,232	0.29
		国合計	307,268,546	307,521,232	0.29
メキシコ					
固定利付債					
USD	4,050,000	FEMSA 3.5000% 16/01/50	435,318,950	387,010,715	0.36
USD	2,500,000	MEXICO CITY A 5.5000% 31/07/47 REGS	282,009,757	237,296,111	0.22
USD	1,627,000	COCA-COLA FEMSA 2.7500% 22/01/30	178,847,583	202,029,496	0.19
			896,176,290	826,336,322	0.77
		国合計	896,176,290	826,336,322	0.77
オランダ					
変動利付債					
EUR	7,500,000	IBERDROLA INTL FRN 26/03/70 EMTN	975,707,650	1,054,941,561	0.98
EUR	1,775,000	ALLIANDER FRN 30/06/69	236,760,597	234,143,533	0.22
EUR	1,600,000	VOLKSWAGEN INTFN FRN 28/03/71	210,650,489	190,219,404	0.18
			1,423,118,736	1,479,304,498	1.38
固定利付債					
EUR	7,000,000	REDEXIS GAS FIN 1.875% 27/04/27 EM	893,815,964	911,610,215	0.86
EUR	6,000,000	REN FINANCE 2.5% 12/02/25 EMTN	821,452,777	857,415,102	0.80
EUR	4,000,000	BAYER CAP CORPNV 1.5000% 26/06/26	508,118,809	541,397,728	0.51
EUR	2,900,000	NOVO NORDISK 0.0000% 04/06/24 EMTN	386,100,526	408,647,698	0.38
EUR	3,000,000	KONINKLIJKE K 0.8750% 15/11/33 GMTN	389,057,095	313,734,286	0.29
USD	2,000,000	SHELL INTL FIN 6.3750% 15/12/38	212,466,812	310,609,840	0.29
EUR	2,300,000	MYLAN NV 3.125% 22/11/28	289,333,241	295,987,083	0.28

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
USD	2,200,000	SHELL INTL FIN 4.375% 11/05/45	258,201,714	269,022,434	0.25
EUR	2,885,000	BP CAP MKY BV 0.9330% 04/12/40 EMTN	360,135,665	247,454,956	0.23
USD	1,085,000	ENEL FIN INTL 7.5000% 14/10/32 144A	153,531,666	161,045,258	0.15
EUR	1,200,000	STEDIN HOLDIN 0.0000% 16/11/26 EMTN	156,493,066	153,863,218	0.14
EUR	960,000	EDP FINANCE B 3.8750% 11/03/30 EMTN	136,239,775	139,411,243	0.13
USD	930,000	LUNDIN ENERGY 2.0000% 15/07/26 144A	102,201,886	118,687,961	0.11
USD	925,000	LUNDIN ENERGY 3.1000% 15/07/31 144A	101,635,103	107,934,635	0.10
		国合計	4,768,784,099	4,836,821,657	4.52
			6,191,902,835	6,316,126,155	5.90
ニュージーランド					
固定利付債					
AUD	2,290,000	AIR NEW ZEALAN 5.7000% 25/05/26 MTN	206,453,199	215,630,740	0.20
AUD	1,840,000	AIR NEW ZEALAN 6.5000% 25/05/29 MTN	165,453,530	170,285,347	0.16
EUR	890,000	CHORUS LTD 3.6250% 07/09/29 EMTN	122,907,295	127,588,791	0.12
		国合計	494,814,024	513,504,878	0.48
			494,814,024	513,504,878	0.48
ノルウェー					
固定利付債					
USD	3,500,000	AKER BP ASA 4.0000% 15/01/31 144A	365,449,118	439,568,749	0.41
USD	3,015,000	AKER BP ASA 3.0000% 15/01/25 144A	325,666,918	417,405,579	0.39
		国合計	691,116,036	856,974,328	0.80
			691,116,036	856,974,328	0.80
ポーランド					
固定利付債					
EUR	4,674,000	TAURON POLSKA SA 2.3750% 05/07/27	590,175,337	536,529,255	0.50
		国合計	590,175,337	536,529,255	0.50
			590,175,337	536,529,255	0.50
大韓民国					
固定利付債					
USD	1,000,000	KT CORP 4.0000% 08/08/25 REGS	132,266,287	141,797,985	0.13
		国合計	132,266,287	141,797,985	0.13
			132,266,287	141,797,985	0.13
サウジアラビア					
固定利付債					
USD	2,000,000	SAUDI ARAB OI 3.5000% 16/04/29 REGS	221,652,031	262,566,797	0.25
		国合計	221,652,031	262,566,797	0.25
			221,652,031	262,566,797	0.25
スペイン					
固定利付債					
EUR	5,000,000	CANAL ISABEL II 1.68% 26/02/25 EMTN	629,419,418	700,396,435	0.65
USD	6,000,000	TELEFONICA EMIS 5.5200% 01/03/49	665,009,653	694,874,855	0.65
EUR	3,765,000	FCC AQUALIA SA 2.6290% 08/06/27	467,209,117	499,706,968	0.47
		国合計	1,761,638,188	1,894,978,258	1.77
			1,761,638,188	1,894,978,258	1.77
タイ					
固定利付債					
USD	1,845,000	GC TREASURY 4.4000% 30/03/32 REGS	222,017,472	219,198,854	0.21
USD	630,000	GC TREASURY 5.2000% 30/03/52 REGS	75,825,334	64,766,954	0.06
		国合計	297,842,806	283,965,808	0.27
			297,842,806	283,965,808	0.27
英国					
変動利付債					
EUR	3,760,000	BP CAPITAL PLC FRN 22/06/70	454,553,698	507,056,640	0.47
USD	3,200,000	BP CAPITAL PLC FRN 22/12/69	343,184,172	394,354,575	0.37
EUR	2,670,000	BP CAPITAL PLC FRN 22/06/70	322,781,482	334,520,724	0.31
USD	2,930,000	PRUDENTIAL PLC FRN 03/11/33 EMTN	333,888,062	326,686,269	0.31
		国合計	1,454,407,414	1,562,618,208	1.46

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
固定利付債					
GBP	4,800,000	WESTERN POWER 5.75% 16/04/32 EMTN	691,132,744	819,519,687	0.76
USD	4,750,000	WPP FINANCE 2010 3.75% 19/09/24	498,977,250	674,543,901	0.63
USD	5,000,000	ASTRAZENECA PLC 0.7000% 08/04/26	514,616,827	637,840,563	0.60
GBP	4,000,000	THAMES WATER UTL CAY 3.5% 25/02/28	650,757,533	610,663,898	0.57
GBP	3,600,000	ANGLIAN WATER FIN 4.5% 22/2/26 EMTN	556,304,531	603,320,783	0.56
EUR	5,000,000	VODAFONE GROU 2.5000% 24/05/39 EMTN	608,465,575	555,102,726	0.52
GBP	3,000,000	NATIONAL GRID 4% 08/06/27	369,342,161	475,874,927	0.44
EUR	3,400,000	IMPERIAL BRAND FIN 1.375% 27/01/25	422,872,320	466,681,503	0.44
USD	3,300,000	CSL FINANCE P 4.0500% 27/04/29 144A	434,080,744	448,108,584	0.42
GBP	3,000,000	NORTHUMBRIAN WTR 1.6250% 11/10/26	395,528,047	444,201,361	0.42
USD	3,500,000	DIAGEO CAPITAL PLC 3.875% 29/04/43	351,485,354	400,180,034	0.37
EUR	2,800,000	BG ENERGY CAPITAL 2.25% 21/11/29 EM	403,395,408	368,644,351	0.34
EUR	3,000,000	ASTRAZENECA P 0.3750% 03/06/29 EMTN	397,778,093	365,469,341	0.34
GBP	2,000,000	EDF ENERGY 5.5000% 05/06/26 EMTN	290,453,441	342,663,822	0.32
GBP	2,565,000	GLAXOSMITHKLI 1.6250% 12/05/35 EMTN	338,974,706	308,882,125	0.29
GBP	2,300,000	CADENT FINANC 2.7500% 22/09/46 EMTN	308,280,351	238,094,393	0.22
EUR	2,000,000	BAT INTL FINA 2.2500% 16/01/30 EMTN	240,589,307	228,505,235	0.21
GBP	2,500,000	BAT INTL FINA 2.2500% 09/09/52 EMTN	252,141,880	190,932,328	0.18
EUR	1,300,000	NATL GRID ELECT 0.1900% 20/01/25	158,624,022	178,551,273	0.17
GBP	1,000,000	NORTHERN GAS NET 5.625% 23/03/40 EM	127,689,377	162,178,776	0.15
EUR	1,200,000	COCA-COLA EURO 1.5000% 08/11/27	155,110,001	159,255,024	0.15
USD	1,000,000	VODAFONE GROUP PLC 4.375% 19/02/43	105,584,004	110,126,904	0.10
EUR	595,000	WESTERN POWER 3.9490% 20/09/32 EMTN	85,825,519	85,010,884	0.08
			8,358,009,195	8,874,352,423	8.28
国合計			9,812,416,609	10,436,970,631	9.74

米国

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
固定利付債					
USD	17,000,000	AT&T 4.75% 15/05/46	1,809,414,351	2,047,738,423	1.90
USD	12,135,000	ANHEUSER-BUSCH 4.7500% 23/01/29	1,339,847,477	1,754,122,673	1.63
USD	12,000,000	VERIZON COMM IN 3.3760% 15/02/25 WI	1,152,207,145	1,714,269,499	1.60
USD	10,000,000	REYNOLDS AMERICA 4.4500% 12/06/25	1,239,615,790	1,430,126,931	1.34
USD	8,000,000	ROCHE HOLDING 2.625% 15/05/26 REGS	864,034,171	1,093,703,739	1.02
USD	7,500,000	EXELON CORP 3.4% 15/04/26	815,993,982	1,040,218,304	0.97
USD	7,000,000	KINDER MORGAN 5.625% 15/11/23 144A	927,187,950	1,034,598,181	0.97
USD	7,000,000	ABBVIE INC 2.9% 06/11/22	723,382,529	1,034,427,547	0.97
USD	6,850,000	ANHEUSER-BUSCH 3.6500% 01/02/26	766,378,884	971,718,102	0.91
USD	6,600,000	AT&T INC 4.3500% 01/03/29	726,532,062	908,190,285	0.85
USD	10,500,000	COMCAST CORP 2.9370% 01/11/56	997,552,069	904,888,809	0.85
USD	7,000,000	XCEL ENERGY 4.8% 15/09/41	661,165,403	848,035,469	0.79
USD	6,000,000	COMCAST CORP 4.1500% 15/10/28	711,934,407	834,095,956	0.78
USD	6,650,000	VERIZON COMM INC 2.5500% 21/03/31	719,817,647	777,276,242	0.73
USD	5,600,000	SOUTHERN CO 3.25% 01/07/26	611,671,852	766,463,318	0.72
USD	5,400,000	CIGNA CORP 4.3750% 15/10/28	629,546,640	751,979,373	0.70
USD	5,700,000	ERAC US FIN CO 5.625% 15/03/42 144A	463,030,551	741,480,518	0.69
USD	5,000,000	ABBVIE INC 2.3000% 21/11/22	661,136,823	738,148,633	0.69
USD	5,500,000	KINDER MORGAN INC 5.3% 01/12/34	625,969,584	733,589,680	0.69
USD	5,000,000	WILLIAMS PART 4.3% 04/03/24	516,935,012	727,222,664	0.68
USD	4,700,000	WALT DISNEY CO 6.2000% 15/12/34	481,671,674	727,029,370	0.68
USD	6,000,000	FLORIDA POWER & LIGHT 3.8% 15/12/42	662,698,838	687,288,327	0.64
USD	5,500,000	BRISTOL-MYERS 4.2500% 26/10/49	603,451,044	668,966,931	0.63
USD	5,000,000	MONONGAHELA POWER 5.4% 15/12/43 144	606,638,268	660,694,680	0.62
USD	6,000,000	ALTRIA GROUP 4.25% 09/08/42	547,335,587	602,914,182	0.56
USD	4,500,000	TWDC ENTERPRISE 1.8500% 30/07/26 MTN	478,189,157	593,546,038	0.55
USD	4,400,000	NATL RURAL UTIL 3.7000% 15/03/29	480,176,466	585,036,751	0.55
GBP	3,800,000	BAT CAPITAL C 2.1250% 15/08/25 EMTN	575,515,097	582,653,095	0.54
USD	5,000,000	DUKE ENERGY CAROLINAS 4% 30/09/42	565,082,471	577,783,767	0.54
USD	4,000,000	COMCAST CORP 3.9500% 15/10/25	455,299,644	573,540,848	0.54
USD	4,000,000	SEMPRA ENERGY 6% 15/10/39	393,270,556	560,984,178	0.52
USD	4,545,000	PLAINS ALL AMER 3.8000% 15/09/30	498,739,820	560,429,227	0.52
USD	4,000,000	ONCOR ELECTRIC D 3.7000% 15/11/28	445,070,850	544,299,404	0.51
USD	4,500,000	MPLX LP 5.2% 01/03/47	499,844,667	527,395,835	0.49
USD	4,500,000	TIME WARNER CABLE 5.5% 01/09/41	441,181,404	522,623,201	0.49
USD	4,000,000	GILEAD SCIENCES 4.75% 01/03/46	459,982,600	505,402,562	0.47
USD	4,060,000	ALTRIA GROUP INC 5.9500% 14/02/49	448,734,214	493,381,402	0.46
USD	3,500,000	BURLINGTON NORTH 5.4% 01/06/41	341,366,003	492,102,317	0.46
USD	4,000,000	ENTERPRISE PROD 4.85% 15/08/42	306,845,289	491,019,365	0.46
USD	4,035,000	PACIFIC GAS&ELEC 2.1000% 01/08/27	433,015,711	486,940,216	0.46

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
USD	3,720,000	CBS CORP 2.9% 15/01/27	370,139,676	485,329,177	0.45
USD	4,000,000	ABBVIE INC 4.4% 06/11/42	325,445,570	482,991,875	0.45
USD	4,075,000	SOUTHERN CAL ED 4.5% 01/09/40	345,450,591	480,736,231	0.45
USD	4,000,000	PHILLIPS 66 4.6800% 15/02/45 144A	452,678,025	480,138,261	0.45
USD	4,000,000	NOVARTIS CAP CORP 3.7% 21/09/42	391,067,018	472,766,996	0.44
USD	4,200,000	PACIFIC GAS&ELEC 2.5000% 01/02/31	436,604,328	463,625,036	0.43
USD	3,500,000	BAT CAPITAL CORP 3.5570% 15/08/27	387,222,898	451,053,822	0.42
USD	3,500,000	DISCOVERY COMMUN 3.9500% 20/03/28	380,295,216	449,851,879	0.42
USD	3,570,000	BAXTER INTL 2.2720% 01/12/28	407,252,092	434,237,189	0.41
USD	3,500,000	ANHEUSER-BUSCH 4.5000% 01/06/50	443,077,388	422,084,206	0.39
USD	3,000,000	ABBVIE INC 4.2500% 14/11/28	331,357,382	419,025,477	0.39
USD	4,000,000	BALTIMORE GAS 3.5000% 15/08/46	405,057,960	417,149,193	0.39
USD	2,980,000	KINDER MORGAN EN 5.8000% 15/03/35	369,972,796	413,116,009	0.39
USD	3,000,000	ABBOTT LABORATORIES 4.9% 30/11/46	333,277,455	413,025,614	0.39
USD	3,500,000	MARATHON PETROL 4.75% 15/09/44	368,598,890	409,833,503	0.38
USD	4,000,000	PHILIP MORRIS INTL 4.25% 10/11/44	461,807,973	407,244,385	0.38
USD	3,000,000	BERKSHIRE HATHAW NRG 5.15% 15/11/43	328,572,822	393,269,333	0.37
USD	3,700,000	DISCOVERY COMMUN 5.3000% 15/05/49	424,021,829	392,644,778	0.37
USD	3,000,000	VERIZON COMM INC 1.4500% 20/03/26	325,427,556	390,890,710	0.37
USD	3,000,000	ENERGY TRANSF PARTN 6.05% 01/06/41	288,078,597	390,090,681	0.36
USD	3,000,000	PFIZER INC 4.3% 15/06/43	319,529,239	387,335,991	0.36
USD	3,000,000	CVS HEALTH CORP 5.0500% 25/03/48	324,576,161	379,631,011	0.35
USD	2,500,000	GEORGIA POWER 2.1000% 30/07/23 A	270,805,444	360,798,592	0.34
USD	3,105,000	CAMERON LNG 3.3020% 15/01/35 144A	337,839,423	357,991,708	0.33
USD	2,800,000	THERMO FISHER 1.7500% 15/10/28	308,453,846	344,427,799	0.32
USD	3,300,000	THERMO FISHER 2.8000% 15/10/41	361,920,020	338,420,755	0.32
USD	3,000,000	BROADCOM INC 3.4190% 15/04/33 144A	322,965,278	338,346,632	0.32
USD	2,800,000	MAGALLANES IN 4.2790% 15/03/32 144A	324,198,036	335,645,166	0.31
USD	2,266,000	PARAMOUNT GLOBAL 4.7500% 15/05/25	244,593,040	328,320,431	0.31
USD	2,375,000	KROGER CO 3.7000% 01/08/27	267,255,399	325,586,176	0.30
USD	3,000,000	AEP TRANSMISSION 3.7500% 01/12/47	335,731,500	320,594,947	0.30
USD	2,200,000	SOUTHWEST AIR 5.1250% 15/06/27	240,931,685	317,162,195	0.30
USD	2,500,000	SOUTHERN CAL ED 2.8500% 01/08/29	272,589,334	310,318,159	0.29
EUR	2,500,000	VERIZON COMM I 2.8750% 15/01/38 20Y	332,922,169	306,535,174	0.29
USD	2,200,000	VIRGINIA EL&PWR 3.8000% 01/04/28 A	264,925,405	303,072,904	0.28
CAD	3,000,000	MOLSON COORS 3.4400% 15/07/26 MPLE	262,896,361	302,454,868	0.28
USD	3,000,000	DUKE ENERGY FLORIDA 3.4% 01/10/46	302,471,567	300,362,107	0.28
USD	2,000,000	MIDAMERICAN ENERGY 6.125% 01/04/36	286,795,990	299,814,622	0.28
USD	2,560,000	SOUTHERN CO 4.4% 01/07/46	284,813,321	295,591,986	0.28
USD	2,260,000	CONTINENTAL R 2.2680% 15/11/26 144A	254,916,912	284,319,308	0.27
USD	2,000,000	ALTRIA GROUP INC 4.4000% 14/02/26	223,802,300	283,507,010	0.26
USD	2,200,000	CVS HEALTH CORP 5.125% 20/07/45	245,567,698	280,126,284	0.26
USD	2,090,000	EQT CORP 3.9000% 01/10/27	254,985,731	278,382,983	0.26
USD	2,500,000	EVERSOURCE ENERG 1.6500% 15/08/30 R	253,526,118	277,123,792	0.26
USD	2,200,000	REYNOLDS AMERICA 5.7000% 15/08/35	278,934,274	276,558,545	0.26
USD	2,200,000	GILEAD SCIENCES 4.8% 01/04/44	276,005,495	276,148,481	0.26
USD	2,000,000	MPLX LP 4.2500% 01/12/27	225,697,282	273,091,939	0.26
USD	2,300,000	FLOWSERVE CORP 3.5000% 01/10/30	268,842,197	272,678,233	0.25
USD	2,500,000	UNION PACIFIC CORP 3.35% 15/08/46	255,038,600	257,502,756	0.24
USD	2,000,000	ABBVIE INC 4.8750% 14/11/48	220,454,845	253,272,891	0.24
USD	2,000,000	COLONIAL ENT 3.2500% 15/05/30 144A	212,561,439	252,450,067	0.24
USD	2,200,000	MERCK & CO INC 3.7% 10/02/45	256,488,752	252,356,172	0.24
USD	2,300,000	SOUTHERN CAL ED 4.0000% 01/04/47	261,188,222	244,651,759	0.23
USD	2,200,000	ONCOR ELECTRIC D 3.8000% 01/06/49	282,499,584	243,670,361	0.23
USD	2,000,000	MERCK & CO INC 1.4500% 24/06/30	204,179,087	230,156,813	0.22
USD	2,000,000	CHARTER COMM OP 5.3750% 01/05/47 WI	222,378,820	227,156,970	0.21
USD	2,000,000	JOHNSON&JOHNSON 3.5000% 15/01/48	219,002,553	227,083,383	0.21
USD	1,500,000	SOUTHWESTERN ELEC POW 6.2% 15/03/40	225,005,860	212,641,366	0.20
USD	1,500,000	CVS HEALTH CORP 2.6250% 15/08/24	158,442,212	212,383,330	0.20
USD	1,400,000	DELL INT / EMC 5.8500% 15/07/25	150,985,785	207,545,034	0.19
USD	2,000,000	CONSUMERS ENERGY CO 3.25% 15/08/46	203,329,994	203,143,742	0.19
USD	1,615,000	CIGNA CORP 4.9000% 15/12/48	184,714,759	202,417,328	0.19
USD	1,500,000	PHILLIPS 66 4.65% 15/11/34	171,296,111	199,114,246	0.19
CAD	1,780,000	WALT DISNEY C 2.7580% 07/10/24 MPLE	181,395,117	185,830,859	0.17
USD	1,530,000	HCA INC 3.6250% 15/03/32 144A	179,826,593	184,912,190	0.17
USD	1,300,000	SOUTHERN CAL ED 3.7000% 01/08/25 E	143,639,847	184,662,575	0.17
USD	1,410,000	ENERGY TRANSFE 6.0000% 15/06/48 30Y	153,219,536	176,266,144	0.16
USD	1,500,000	VIRGINIA ELEC&POWER 4% 15/11/46 C	157,748,156	167,305,133	0.16
USD	1,500,000	TIME WARNER CABLE 4.5% 15/09/42	159,084,845	152,343,770	0.14

通貨	額面金額	銘柄	取得原価	評価額	純資産比率(%)
USD	1,500,000	AT&T INC 3.5500% 15/09/55	163,381,148	140,294,775	0.13
USD	1,000,000	CVS HEALTH CORP 4.3000% 25/03/28	105,646,372	139,033,953	0.13
USD	1,000,000	DELL INT / EMC 5.3000% 01/10/29	111,026,989	138,722,057	0.13
USD	1,000,000	EXELON CO 2.7500% 15/03/27 144A	114,924,236	132,335,233	0.12
USD	1,000,000	AT&T INC 1.6500% 01/02/28	105,501,918	121,882,348	0.11
USD	900,000	EQT CORP 3.1250% 15/05/26 144A	117,344,248	120,951,746	0.11
USD	1,000,000	CIGNA CORP 2.4000% 15/03/30	107,204,599	120,494,493	0.11
USD	1,000,000	CONOCOPHIL CO 4.0250% 15/03/62 WI	100,231,087	108,845,542	0.10
USD	800,000	WILLIAMS PART 4.9% 15/01/45	76,178,971	94,259,263	0.09
USD	672,000	ALTRIA GROUP INC 4.8000% 14/02/29	74,294,796	91,614,453	0.09
USD	526,000	BRISTOL-MYERS 3.4000% 26/07/29	58,774,832	70,787,797	0.07
USD	675,000	MAGALLANES IN 5.1410% 15/03/52 144A	78,154,884	70,001,514	0.07
USD	675,000	MAGALLANES IN 5.3910% 15/03/62 144A	78,154,884	69,547,986	0.07
USD	495,000	MPLX LP 4.9500% 01/09/32	66,551,967	66,441,008	0.06
USD	367,000	GEN ELEC CAP 6.7500% 15/03/32 MTNA	53,930,258	59,293,920	0.06
		国合計	47,825,142,882	55,741,151,172	52.09
		総合計	93,335,877,931	103,216,947,379	96.47

為替予約取引

2022年10月31日現在、投資対象資産が各通貨クラスの通貨建てとなるよう以下の為替取引を行っています。

買通貨	金額	売通貨	金額	予約期日	未実現利益(損失) (単位:円)
AUD	107,900,000	JPY	10,138,195,522	November 04, 2022	100,080,555
JPY	380,876,705	AUD	4,070,000	November 04, 2022	(5,312,207)
BRL	205,520,000	USD	37,778,717	November 04, 2022	146,906,286
USD	37,778,717	JPY	5,443,029,519	November 04, 2022	139,127,415
USD	35,803,895	JPY	5,198,667,336	December 06, 2022	71,108,923
BRL	192,070,000	USD	35,803,895	December 06, 2022	27,381,920
USD	2,245,000	BRL	11,672,877	November 04, 2022	6,327,200
USD	1,245,000	JPY	180,020,115	November 04, 2022	3,940,217
USD	1,220,000	BRL	6,382,430	November 04, 2022	2,350,113
JPY	182,520,772	USD	1,220,000	November 04, 2022	2,254,422
JPY	54,335,780	USD	365,000	November 04, 2022	403,634
USD	365,000	BRL	1,928,908	November 04, 2022	162,016
BRL	6,524,273	USD	1,245,000	November 04, 2022	(2,090,086)
JPY	323,309,656	USD	2,245,000	November 04, 2022	(8,409,979)
USD	36,033,781	BRL	192,060,057	November 04, 2022	(29,528,173)
JPY	5,250,828,282	USD	36,033,781	November 04, 2022	(73,498,211)
EUR	302,100	JPY	43,099,764	November 04, 2022	1,356,584
JPY	1,222,384	EUR	8,500	November 04, 2022	(28,457)
MXN	31,070,000	JPY	222,919,762	November 04, 2022	8,442,218
TRY	107,915,000	JPY	804,905,611	November 04, 2022	49,164,936
USD	29,475,000	JPY	4,256,745,604	November 04, 2022	98,459,850
JPY	102,857,633	USD	715,000	November 04, 2022	(2,790,269)
ZAR	11,960,000	JPY	96,828,519	November 04, 2022	249,912
JPY	4,260,438	ZAR	520,000	November 04, 2022	39,637
GBP	8,000,000	JPY	1,318,038,560	November 04, 2022	52,954,593
USD	10,650,000	JPY	1,530,851,022	November 04, 2022	42,785,554
EUR	8,600,000	JPY	1,235,021,318	November 04, 2022	30,535,093
EUR	3,305,000	JPY	484,664,997	November 04, 2022	1,691,275
JPY	221,730,569	EUR	1,560,000	November 04, 2022	(7,835,478)
USD	4,800,000	JPY	727,042,080	November 04, 2022	(17,797,426)
JPY	4,876,011,646	AUD	51,895,000	November 04, 2022	(48,134,202)
JPY	2,215,018,925	CAD	20,890,000	November 04, 2022	(52,320,278)
JPY	7,812,324,264	GBP	47,540,000	November 04, 2022	(334,802,546)
JPY	24,599,167,537	EUR	172,475,000	November 04, 2022	(781,860,595)
JPY	73,235,520,929	USD	507,105,000	November 04, 2022	(1,693,960,390)
					<u>(2,272,645,944)</u>

先物取引

2022年10月31日現在の先物取引残高

通貨	契約数	銘柄	限月	評価額 (単位: 円)	未実現利益 (損失) (単位: 円)
買建					
AUD	321	FUT AUST 10Y BOND	Dec 2022	3,609,993,618	(57,520,959)
CAD	273	FUT CAN 10YR BOND	Dec 2022	3,661,228,726	(37,053,971)
EUR	6	FUT EURO-BUXL 30Y BND	Dec 2022	130,203,067	(9,943,615)
USD	202	FUT US ULTRA BOND CBT	Dec 2022	3,862,288,919	(592,861,475)
USD	630	FUT US 10YR NOTE	Dec 2022	10,337,403,508	(640,994,454)
USD	340	FUT US 5YR NOTE	Dec 2022	5,371,591,592	(220,688,907)
				26,972,709,430	(1,559,063,381)
売建					
EUR	(80)	FUT EURO-BUND	Dec 2022	(1,640,549,224)	65,113,308
GBP	(222)	FUT LONG GILT	Dec 2022	(3,931,778,415)	225,684,310
USD	(370)	FUT US 2YR	Dec 2022	(11,195,007,631)	217,940,634
				(16,767,335,270)	508,738,252
				(1,050,325,129)	

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2023年10月31日現在です。

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	59,623,452,819円
II 負債総額	176,913,166円
III 純資産総額（I－II）	59,446,539,653円
IV 発行済口数	93,746,593,714口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6341円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	11,136,030,116円
II 負債総額	24,872,245円
III 純資産総額（I－II）	11,111,157,871円
IV 発行済口数	11,019,446,279口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0083円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	7,654,542,848円
II 負債総額	11,589,194円
III 純資産総額（I－II）	7,642,953,654円
IV 発行済口数	15,584,577,684口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4904円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	858,583,997円
II 負債総額	1,246,685円
III 純資産総額（I－II）	857,337,312円
IV 発行済口数	481,350,893口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7811円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	4,782,109,266円
II 負債総額	6,770,245円
III 純資産総額（I－II）	4,775,339,021円
IV 発行済口数	13,038,119,418口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.3663円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	674,850,019円
II 負債総額	112,715円
III 純資産総額（I－II）	674,737,304円
IV 発行済口数	368,045,621口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.8333円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	74,797,062円
II 負債総額	12,294円
III 純資産総額（I－II）	74,784,768円
IV 発行済口数	146,670,007口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5099円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年2回決算型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	7,042,515円
II 負債総額	1,150円
III 純資産総額（I－II）	7,041,365円
IV 発行済口数	4,337,069口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6235円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	703,699,981円
II 負債総額	3,412,002円
III 純資産総額（I－II）	700,287,979円
IV 発行済口数	8,840,398,887口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.0792円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年2回決算型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	52,943,205円
II 負債総額	8,784円
III 純資産総額（I－II）	52,934,421円
IV 発行済口数	69,202,502口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7649円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	3,138,736,244円
II 負債総額	520,862円
III 純資産総額（I－II）	3,138,215,382円
IV 発行済口数	3,461,977,197口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9065円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	1,516,771,293円
II 負債総額	260,316円
III 純資産総額（I－II）	1,516,510,977円
IV 発行済口数	1,056,762,653口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4351円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	43,351,415円
II 負債総額	7,230円
III 純資産総額（I－II）	43,344,185円
IV 発行済口数	54,433,022口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7963円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年2回決算型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	2,492,746円
II 負債総額	413円
III 純資産総額（I－II）	2,492,333円
IV 発行済口数	2,508,687口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9935円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	92,130,500円
II 負債総額	15,206円
III 純資産総額（I－II）	92,115,294円
IV 発行済口数	108,489,872口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8491円

【UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	37,412,115円
II 負債総額	6,160円
III 純資産総額（I－II）	37,405,955円
IV 発行済口数	23,753,951口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5747円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2023年10月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

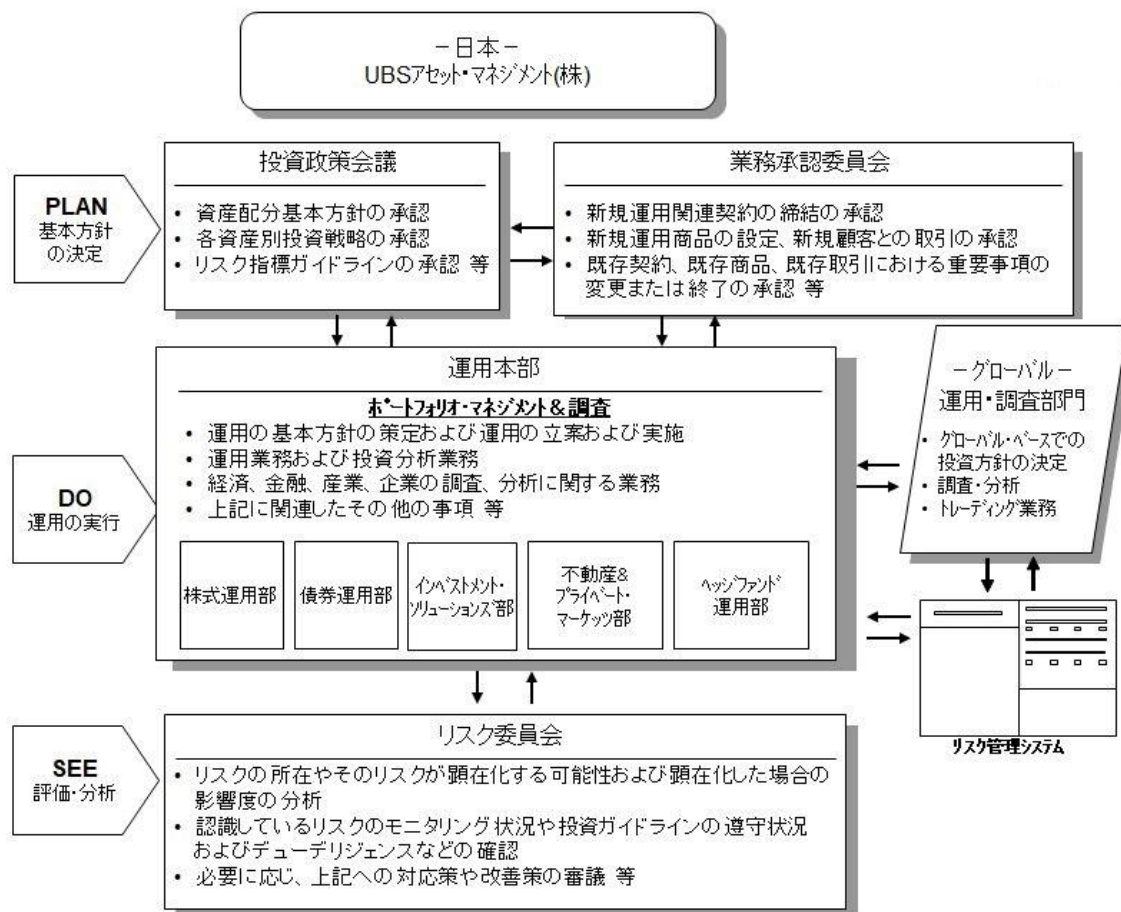
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構



※2023年10月末現在

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は 2023 年 10 月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	45	48,298
追加型株式投資信託	74	438,813
合計	119	487,111

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間（2023 年 1 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月17日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 竜二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井 恵一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月13日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井 恵一郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2021年12月31日)		当事業年度 (2022年12月31日)		
		科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳
(資産の部)						
流動資産						
		*1		1,837,119		2,704,703
		*1		87,369		81,110
				916,695		678,328
		*1		1,025,834		912,466
		*1		735,209		749,743
				11,475		15,574
				211,609		-
				272,984		-
				3,577		5,300
			流動資産計	5,101,875		5,147,228
固定資産						
				437,495		408,284
			68,195		55,333	
			349,300		332,950	
			20,000		20,000	
			固定資産計	437,495		408,284
資産合計				5,539,371		5,555,513

期別		前事業年度 (2021年12月31日)		当事業年度 (2022年12月31日)	
		科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金				63,801	63,740
未払費用	*1			1,510,312	1,420,982
未払消費税				-	53,036
未払法人税等				9,727	173,897
賞与引当金				775,367	714,825
その他				7,176	7,235
			流動負債計	2,366,384	2,433,716
固定負債					
退職給付引当金				2,312	3,521
			固定負債計	2,312	3,521
負債合計					
				2,368,697	2,437,237
(純資産の部)					
株主資本					
資本金				3,170,673	3,118,275
利益剰余金				2,200,000	2,200,000
利益準備金		550,000		970,673	918,275
その他利益剰余金		420,673			550,000
繰越利益剰余金		420,673			368,275
純資産合計					
				3,170,673	3,118,275
負債・純資産合計					
				5,539,371	5,555,513

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)		当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)	
		科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬				6,326,317	5,102,795
運用受託報酬	*1*2			2,458,945	2,501,320
その他営業収益	*1*3			2,286,865	2,278,670
営業収益計				11,072,128	9,882,785
営業費用					
支払手数料				2,910,158	2,205,766
広告宣伝費				77,812	94,702
調査費				3,584,699	3,293,986
調査費		110,470			85,437
委託調査費	*1	3,474,229			3,208,548
委託計算費				230,341	202,285
営業雑経費				75,098	70,962
通信費		2,210			1,172
印刷費		46,523			42,621
協会費		17,574			13,372
その他	*1	8,790			13,796
営業費用計				6,878,111	5,867,703
一般管理費					
給料				2,555,000	2,392,220
役員報酬		220,107			220,428
給料・手当	*1	1,636,647			1,523,181
賞与		698,245			648,610
交際費				3,225	5,306
旅費交通費				2,276	22,406
租税公課				53,446	56,697
不動産賃借料				297,352	253,903
退職給付費用				156,985	172,439
事務委託費	*1			349,151	399,010
諸経費				55,111	52,433
一般管理費計				3,472,547	3,354,418
営業利益				721,469	660,662
営業外収益					
受取利息		5			6
雑収入		66			2,559
営業外収益計				71	2,566
営業外費用					
支払利息	*1	0			15
為替差損		27,798			9,948
雑損失		1,044			3,381
営業外費用計				28,843	13,346
経常利益				692,697	649,882
税引前当期純利益				692,697	649,882
法人税、住民税及び事業税				231,633	265,271
法人税等調整額				44,600	16,349
当期純利益				416,463	368,261

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	4,858,050
当期中の変動額						
剰余金の配当			△2,103,840	△2,103,840	△2,103,840	△2,103,840
当期純利益			416,463	416,463	416,463	416,463
当期中の変動額合計			△1,687,376	△1,687,376	△1,687,376	△1,687,376
当期末残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673
当期中の変動額						
剰余金の配当			△420,660	△420,660	△420,660	△420,660
当期純利益			368,261	368,261	368,261	368,261
当期中の変動額合計			△52,398	△52,398	△52,398	△52,398
当期末残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
△1,196 千円	△988 千円

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投信信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	332,950

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計方針の変更による影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2021 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2022 年 12 月 31 日)
現金・預金	955,290	1,715,919
未収入金	5,187	11,544
未収運用受託報酬	7	47
その他未収収益	72,341	14,985
未払費用	60,208	66,311

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日	当事業年度 自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日
運用受託報酬	46	41
支払利息	-	-
営業雑経費 その他	81	-
人件費	-	-
事務委託費	448,826	690,699

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日	当事業年度 自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日
投資助言報酬	43,020	72,151

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 臨時株主総会	普通株式	2,103,840	97,400	2021年3月31日	2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当ありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 臨時株主総会	普通株式	420,660	19,475	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当ありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。
現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

2022年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2021年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	1,837,119	-
未収入金	87,369	-
未収委託者報酬	916,695	-
未収運用受託報酬	1,025,834	-
その他未収収益	735,209	-
未収還付消費税	211,609	-
未収還付法人税等	<u>272,984</u>	-
合計	5,086,822	-

当事業年度 (2022年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	2,704,703	-
未収入金	81,110	-
未収委託者報酬	678,328	-
未収運用受託報酬	912,466	-
その他未収収益	<u>749,743</u>	-
合計	5,126,353	-

(退職給付関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,014,693
勤務費用	109,963
利息費用	2,905
数理計算上の差異の当期発生額	△1,418
退職給付の支払額	△59,865
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,066,278

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,022,108
期待運用収益	5,538
数理計算上の差異の当期発生額	25,836
事業主からの拠出額	138,543
退職給付の支払額	△59,865
年金資産の期末残高	1,132,162

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,066,278
年金資産	△1,132,162
小計	△65,883
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△65,883
退職給付引当金	2,312
前払年金費用	△68,195
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△65,883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	109,963
利息費用	2,905
期待運用収益	△5,538
数理計算上の差異の費用処理額	△27,253
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	80,075

(注) 上記の他、特別退職金 50,134 千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	40%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.307%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,775千円でありました。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,066,278
勤務費用	107,366
利息費用	3,003
数理計算上の差異の当期発生額	△49,075
退職給付の支払額	△105,700
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,021,872

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,132,162
期待運用収益	6,183
数理計算上の差異の当期発生額	△90,989
事業主からの拠出額	132,028
退職給付の支払額	△105,700
年金資産の期末残高	1,073,684

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,021,872
年金資産	△1,073,684
小計	△51,812
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812
退職給付引当金	3,521
前払年金費用	△55,333
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△51,812

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	107,366
利息費用	3,003
期待運用収益	△6,183
数理計算上の差異の費用処理額	41,912
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	146,098

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.301%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,341千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	17,100	25,670
減価償却超過額	58,100	71,600
資産除去債務	-	52,300
未払事業税	△7,000	13,200
株式報酬費用	31,800	30,100
退職給付引当金	8,600	0
賞与引当金	237,500	188,681
その他	44,200	3,399
繰延税金資産小計	393,900	384,950
評価性引当額	△41,000	△52,000
繰延税金資産合計	349,300	332,950

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.15%	10.53%
過年度法人税等	△0.52%	0.00%
評価性引当額の増減	5.92%	1.69%
その他	△0.29%	0.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.88%	43.33%

(収益認識関係)

1. 収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
委託者報酬	6,326,317	5,102,795
運用受託報酬	2,138,397	2,184,783
成功報酬(注)	320,548	316,536
その他営業収益	2,286,865	2,278,670
合計	11,072,128	9,882,785

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,398,375 千円	1,367,519 千円	979,916 千円	4,745,811 千円

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,464,401 千円	1,398,162 千円	927,560 千円	4,790,124 千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ (*1)	2,273,486 千円	投資運用

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ (*1)	2,288,845 千円	投資運用

(注) 運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBS グループは、世界 50 カ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	ユービー エス. エイ. ジー (銀行)	スイ ス・ チュー リッヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接 100%	金銭の預入 れ、資金調 達、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ 増加	6,144,950	現金・預金	955,290
							減少	9,460,918		
親 会 社	UBS Asset Management AG	スイ ス・ チュー リッヒ	43 百万 スイス フラン	資産 運用業	(被所有) 直接 100%	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	運用受託報酬	46	未収入金	5,187
							事務委託費	473,971		
							不動産関係費 (受取)	81	未払費用	49,216
							事務委託費(受取)	25,144	その他未収収益 未払費用	72,341 10,992

(注) 1. ユービーエス. エイ. ジー(銀行)は、UBS Asset Management AG の親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社 等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	109,669 140,947 163,736	その他未収収益 未収入金 未払費用	77,606 16,838 90,629
	UBS 証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	454,327 296,383 86,446	未収入金 その他未収収益 未払費用	14,110 18,294 217,318
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	45,653 186,617 27,735	その他未収収益 未払費用	25,151 35,522
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	129,845 345,368 32,205	未収入金 その他未収収益 未払費用	2,018 37,789 68,130
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	461,466 1,734,464 205,113	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,648 76,167 265,388
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	53,794 648,202 151,120	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,101 40,951 136,410
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	409,469 5,867 140,792	未収入金 その他未収収益 未払費用	640 95,468 4,844
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都千代田区大手町	3億55百万円	投資助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費(受取) 不動産関係費(受取)	207,936 32	未収入金	1,816
	UBS O' Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	835,133 82,238 3,192	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,007 140,225 16,708
UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	253百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	102,545 379,475 30,803	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,589 81,352 73,089	

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	ユービー エス. エイ. ジー (銀行)	スイ ス・ チュー リッヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接 100%	金銭の預入 れ、資金調 達、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ 増加	5,082,362	現金・預金	1,715,919
							減少	4,321,733		
親 会 社	UBS Asset Management AG	スイ ス・ チュー リッヒ	43 百万 スイス フラン	資産 運用業	(被所有) 直接 100%	兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等	運用受託報酬 事務委託費	41 543,156	未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	11,544 13,337 61,002
							事務委託費(受取)	147,543	その他未収収益 未払費用	1,647 5,308

(注) 1. ユービーエス. エイ. ジー(銀行)は、UBS Asset Management AG の親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社 等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万 スイス フラン	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	100,380 121,637 184,167	その他未収収益 未収入金 未払費用	98,620 17,142 62,955
	UBS 証券株式会社	東京都千代田区大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険 料などの立替	その他営業収益 事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	1,203 292,155 253,813 55,991	未収入金 その他未収収益 未払費用	15,756 439 172,389
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万 オーストラ リア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	43,348 158,841 22,323	その他未収収益 未払費用	13,714 80,688
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポ ール ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	111,217 405,135 38,286	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,064 36,944 65,099
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	365,326 1,541,921 183,483	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,355 95,641 205,204
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	58,365 683,799 144,935	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,212 112,545 199,668
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	378,535 6,213 89,227	未収入金 その他未収収益 未払費用	660 71,605 5,967
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万 米国 ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	885,266 5,057 8,572	未収入金 その他未収収益 未払費用	764 143,282 3,823
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万 香港 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	79,131 236,874 68,993	未収入金 その他未収収益 未払費用	602 42,212 95,577

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 ユービーエス・エイ・ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社 UBS Group AG - Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	146,790円45銭	144,364円60銭
1株当たり当期純利益金額	19,280円72銭	17,049円15銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純利益 (千円)	416,463	368,261
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	416,463	368,261
普通株式の期中平均株式数 (株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (2023年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			2,591,589
未収入金			66,055
未収委託者報酬			617,221
未収運用受託報酬			528,856
その他未収収益			628,443
その他			5,263
	流動資産計		4,437,430
固定資産			
投資その他の資産			301,853
前払年金費用		72,053	
繰延税金資産		209,800	
ゴルフ会員権		20,000	
	固定資産計		301,853
資産合計			4,739,283

期別		当中間会計期間末 (2023年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
預り金			46,282
未払費用			1,378,587
未払消費税			52,709
未払法人税等			22,459
賞与引当金			235,741
その他			5,888
	流動負債計		1,741,669
固定負債			
退職給付引当金			4,923
	固定負債計		4,923
負債合計			1,746,593
(純資産の部)			
株主資本			2,992,690
資本金			2,200,000
利益剰余金			792,690
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		242,690	
繰越利益剰余金		242,690	
純資産合計			2,992,690
負債・純資産合計			4,739,283

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 自 2023年1月1日 至 2023年6月30日			
		科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬					2,261,126
運用受託報酬					1,184,417
その他営業収益					1,053,260
	営業収益計				4,498,804
営業費用					
支払手数料					949,554
広告宣伝費					12,379
調査費					1,547,562
調査費			60,462		
委託調査費			1,487,100		
委託計算費					101,926
営業雑経費					39,682
通信費			281		
印刷費			27,368		
協会費			5,310		
その他			6,722		
	営業費用計				2,651,104
一般管理費					
給料					1,090,581
役員報酬			99,961		
給料・手当			777,232		
賞与			213,388		
交際費					3,019
旅費交通費					14,104
租税公課					22,196
不動産賃借料					132,332
退職給付費用					101,407
事務委託費					102,924
諸経費					27,181
	一般管理費計				1,493,748
営業利益					353,952
営業外収益					
受取利息				5	
為替差益				12,038	
	営業外収益計				12,044
経常利益					365,996
税引前中間純利益					365,996
法人税、住民税及び事業税					172
法人税等調整額					123,150
中間純利益					242,673

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258	△ 368,258
中間純利益			242,673	242,673	242,673	242,673
当中間期変動額合計			△ 125,584	△ 125,584	△ 125,584	△ 125,584
当中間期末残高	2,200,000	550,000	242,690	792,690	2,992,690	2,992,690

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 29 期 中間会計期間						
自 2023 年 1 月 1 日						
至 2023 年 6 月 30 日						
1. 発行済株式に関する事項						
株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末		
普通株式 (株)	21,600	—	—	21,600		
2. 配当に関する事項 配当金支払額						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 3月29日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	368,258	17,049	2022年 12月31日	2023年 3月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(収益認識関係)

第 29 期 中間会計期間

自 2023 年 1 月 1 日
至 2023 年 6 月 30 日

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	2,261,126 千円
運用受託報酬	984,458 千円
成功報酬 (注)	199,958 千円
その他営業収益	1,053,260 千円
合計	4,498,804 千円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報)

第 29 期 中間会計期間

自 2023 年 1 月 1 日
至 2023 年 6 月 30 日

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

日本	米国	その他	合計
1,163,223 千円	625,970 千円	448,484 千円	2,237,678 千円

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬 2,261,126 千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBS グループ (*1)	1,053,276 千円	投資運用

(注) 委託者報酬 2,261,126 千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBS グループは、世界 50 ヶ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(1株当たり情報)

第 29 期 中間会計期間	
自 2023 年 1 月 1 日	
至 2023 年 6 月 30 日	
1株当たり純資産額	138,550 円 48 銭
1株当たり中間純利益金額	11,234 円 88 銭
なお、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	242,673 千円
普通株式に係る中間純利益	242,673 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
円コース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
—運用の基本方針—

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）および UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付が BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託と UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として 90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者が BBB 格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
- ③ また、毎年 4 月および 10 月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委

託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

- ④ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のもの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第42条の2 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第43条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS 世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
円コース（年2回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）
—運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年4月25日および10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）円コース（年2回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

- 第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第42条の2 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第43条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS 世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
豪ドルコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
—運用の基本方針—

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（AUD Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）および UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付が BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託と UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として 90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者が BBB 格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
- ③ また、毎年 4 月および 10 月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委

託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

- ④ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受け付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（AUD Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受けの代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

- 第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

- 第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。
1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

- 第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第42条の2 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第43条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS 世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
豪ドルコース（年2回決算型）

信託約款

UBS グローバル・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）
—運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（AUD Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年4月25日および10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）豪ドルコース（年2回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（AUD Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

- 第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第42条の2 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第43条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS 世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
ブラジルリアルコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）
—運用の基本方針—

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（BRL Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）および UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付が BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託と UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として 90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者が BBB 格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
- ③ また、毎年 4 月および 10 月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委

託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

- ④ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS 世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（BRL Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のもの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受けの代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第42条の2 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第43条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
ブラジルリアルコース（年2回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）
—運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（BRL Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年4月25日および10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ブラジルリアルコース（年2回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（BRL Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のもの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

- 第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第42条の2 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第43条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
南アフリカランドコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）
—運用の基本方針—

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（ZAR Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
- ③ また、毎年 4 月および 10 月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委

託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

- ④ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（ZAR Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のもの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第42条の2 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第43条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
南アフリカランドコース（年2回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年2回決算型）
—運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（ZAR Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。※指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年4月25日および10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）南アフリカランドコース（年2回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（ZAR Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のもの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

- 第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第42条の2 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第43条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS 世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
トルコリラコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）
—運用の基本方針—

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（TRY Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付が BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託と UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として 90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者が BBB 格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が継続した分配を行うための分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
- ③ また、毎年 4 月および 10 月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委

託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

- ④ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS 世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（TRY Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のもの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第42条の2 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第43条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
トルコリラコース（年2回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年2回決算型）
—運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（TRY Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
 - ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
 - ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
 - ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
- ※ 指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年4月25日および10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）トルコリラコース（年2回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

1) 特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
3. 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（TRY Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年10月26日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

- 1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

- 第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成22年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第42条の2 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第43条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第43条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第44条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 24 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS 世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
米ドルコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
—運用の基本方針—

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（USD Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）および UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付が BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託と UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として 90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者が BBB 格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
- ③ また、毎年 4 月および 10 月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配

対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

- ④ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（USD Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のもの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成27年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第43条 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 7 月 23 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS 世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
米ドルコース（年2回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）
—運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（USD Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年4月25日および10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）米ドルコース（年2回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（USD Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

- 第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成27年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第43条 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 7 月 23 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS 世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
ユーロコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）
—運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（EUR Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
- ③ また、毎年4月および10月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配

対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

- ④ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（EUR Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のもの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成27年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第43条 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 7 月 23 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS 世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
ユーロコース（年2回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年2回決算型）
—運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（EUR Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年4月25日および10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）ユーロコース（年2回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（EUR Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

- 1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

- 第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成27年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第43条 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 7 月 23 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS 世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
メキシコペソコース（毎月分配型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）
—運用の基本方針—

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（MXN Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）および UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付が BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託と UBS 短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として 90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB 格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB 格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者が BBB 格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎月 25 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が分配金原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。
- ③ また、毎年 4 月および 10 月の決算時には、上記②の収益分配金額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、上記②の分配時を含め、分配

対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

- ④ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（MXN Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）

に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成27年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第43条 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代

えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 7 月 23 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）
メキシコペソコース（年2回決算型）

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）
—運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（MXN Class）（以下「指定外国投資信託」といいます）およびUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共インフラ関連企業が発行する債券を主たる投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
- ② 指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より格付がBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。※
- ③ 指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。
※指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いません。格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年4月25日および10月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS 世界公共インフラ債券投信（通貨選択型）メキシコペソコース（年2回決算型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 40 年 10 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われません。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額（その減免も含みます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合および12月24日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・ディフェンシブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（MXN Class）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこ

とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1号に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年10月27日までとします。

② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
 - ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

- 第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第35条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます）、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口もしくは委託者の指定する販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成27年7月23日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第43条 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 7 月 23 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

